

名古屋市政資料

2010年9月定例会

No168 2009年度決算特集

2010年10月30日

発行 日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail : dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市9月定例会(2010年9月9日～10月12日)

9月定例会について	1
議案外質問	
さとう典生議員 市長主導の「議会解散請求署名」は民主主義に反する	2
山口きよあき議員 円高不況で苦しむ中小業者への支援もなく、金持ち減税か	6
かとう典子議員 市民病院の民営化をやめよ。熱中症対策を	11
くれまつ順子議員 市長の身勝手・特異な政治観を押し付ける「再議」だ	15
各常任委員会の概要(条例・補正予算等)	17
主な議案への各会派の態度(補正予算等)	18
田口かずと議員 報酬削減は当然のこと。市民参加野第三者機関で改革を	19
請願・陳情	
請願に対する態度	22
受理された新規請願・陳情	25
意見書・決議	27
2009年度決算の審議について	
決算に対する反対討論	
さとう典生議員 市民が苦しむ中、前市長すら留保した大型事業を推進した決算だ	31
決算への各会派の態度	34

後期高齢者医療広域連合議会定例会(2010年8月7日)

決算・議案質疑・一般質問・請願の提案説明・討論	
田口かずと議員 高齢者が安心できる制度に、保険料減免の独自制度を	35
(津島市)伊藤恵子議員 高齢者が安心できる制度に、保険料減免の独自制度を	41
その他、討論、一般質問など	44

その他

閉会中の委員会審査について	52
声明・申し入れ	55
資料	60

10月29日に2010年度名古屋市予算に対する重点要求を市長に提出し、懇談を行いました。



9月定例会について

一、9月定例会には、6月議会で可決された議案の「再議」をはじめ、毎議会での報酬半減条例など市長の特異な政治観を中心にした条例案のほか、わずかな補正予算案や決算認定案などが提案されました。再議と報酬半減条例が否決されたほかは、すべて可決されました。

一、日本共産党市議団は、駐車場有料化を含んだ補正予算のほか、城西病院廃止を前提とした病院条例、地冷水プール廃止の条例、議員報酬半減条例にそれぞれ反対し、他の議案は賛成しました。決算認定案は、一般会計はじめ11件の決算認定案に反対しました。

一、個人質問では、さとう典生議員が市長主導の議会解散署名運動の不当・違法性について、山口清明議員は中小業者の実態調査や住宅りホームなどの支援策について、かとう典子議員は市民病院民営化の撤回や熱中症対策療について、くれまつ順子議員は中期戦略ビジョンの再議が言いがかりにすぎない取り上げ、住民の願い実現に奮闘しました。

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された9件の意見書案の協議が議会運営委員会理事会で行われ、日本共産党提出の2件は否決、他の6件は修正協議のうえ可決されました。また最終日に尖閣諸島問題で1件の追加があり可決されました。

一、市長提出の議員報酬半減案は全会一致で否決され、議員提案の暫定で月額10万円（累計20万円）引き下げ案が可決されました。田口一登議員が市長提案の不当性と議会改革をさらにすすめる討論を行いました。市民税減税条例の恒久化について直ちに採決を求めましたが、継続審査になりました。2件の再議は、いずれも原案に反対した議案です。しかし、市長の「再議理由」は全く道理がないとして再議を否定しました。

一、2009年度一般会計決算認定では、さとう典生議員が反対討論に立ち、市民が不況で苦しんでいるさなかに、ムダな事業を推進、公約違反の金持ち減税を実施、補正予算で不況対策を全く行わなかった、保育園や病院の民営化など市民サービスの後退に拍車をかけるなど、市民の期待に程遠い市政運営だったことを指摘して反対しました。

一、海外派遣では、10月31日から11月5日までのシドニー市への名古屋市会公式代表団派遣が提案され、わが党も賛成し代表団に、わしの恵子団長が参加します。

一、請願審査では、中学校卒業までの医療費助成を求める請願が在韓採択され、守山市民病院を災害拠点病院として位置付ける請願が採択されました。新規請願は「学童保育制度の拡充を求める請願」など3件が受理され、閉会中の委員会で審査されます。

一、「議会解散請求」署名運動は、道理のない内容と、手前みその署名方法でしたが、市政を変えたいと思う市民の気持ちが反映し、9月27日の集約最終後から提出日までに集められたものも含め、約46万人の署名が提出されました。しかし、選挙管理委員会は受任者が集めたのかどうか不明な点が多いとして、11万人分を再確認するとして1か月の審査延長を決め、事実上、2月選挙がなくなりました。

9月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
9月 9日	木	11時	本会議	補正予算等提案説明
9月14日	火	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
9月15日	水			
9月16日	木			
9月17日	金			
9月21日	火	10時30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議
9月22日	水			
9月24日	金			
9月27日	月			
9月28日	火			
9月29日	水	予備日		
9月30日	木	10時	委員会	決算審議
10月 1日	金			
10月 4日	月			
10月 5日	火			
10月 6日	水			
10月 7日	木			
10月12日	火	1時	本会議	決算の議決

個人質問(9月14日)

異様な「議会解散請求署名」は、自治法に反する。
 無法な収集方法や選挙への利用やめよ

さとう典生 議員



市長が主導する 議会解散請求署名について

地方自治制度の趣旨からの逸脱だ

【さとう議員】このたびの定例会は異常な状態のなかで開会されました。河村市長が自分の意見が通らないからと、議会解散の直接請求を始めたからであります。市長が一方で議会解散を主導し、一方で議会を招集するという、戦後の地方自治の歴史において初めての事態です。

この異常な事態、市長の暴走に対し、会派を超え、議員が共同して、議会制民主主義と二元代表制を守るという点で協力し、立ち向かっています。

ところが、市長は先日の提案理由説明の中で事態を逆に描き「議会を一党独裁政治」と攻撃しました。しかし、議会を解散させて、選挙で自分の支持者を当選させ過半数を占めて議会を支配するという、河村市長のねらいは、これこそ独裁政治を目指すものであります。一党独裁という言葉はそっくり市長にお返しします。

それではまず、今回の解散請求署名が地方自治

議会解散請求の署名収集に関する委員長談話(要旨)

平成22年8月31日
 名古屋市選挙管理委員会

「署名の仕方」や「署名収集の方法」は法に厳格な定めがあり、それに基づかない署名は無効となります。署名が無効となる主な事例としては次のとおり。

違法な方法で収集したもの

- ・「請求代表者」や「受任者」以外の方が収集
- ・署名簿を郵送や回覧して収集 など
- ・本人が自署していないもの(身体の故障・非識字により代筆者による署名の場合を除く)
- ・生年月日・署名年月日・住所の記載のないもの
- ・印又は拇印のないもの
- ・印の代わりにサインを用いたもの

不明な点は選挙管理委員会事務局へお問い合わせを
 (電話 972-3315 FAX 972-4180)

制度の趣旨から逸脱しているという観点から市長に質問します。

私は地方自治法に認められた直接請求制度は住民が市政に参加する大事な権利だと考えています。

しかし、現在行われている「議会解散請求」は、市長が主導して、自分の権力を強くするために行っているもので、民主主義の悪用です。

減税の問題は議会で昨年来議論をしてきました。市長提案では財源不足になり市民生活に重大な影響が出るということで、議会としては1年限りとなりました。その結果、市長と議会側で意見が違ふという事態が生まれました。

このことは市長と議員がそれぞれ住民から直接選ばれ、チェックアンドバランスの役割を果たすという、憲法・地方自治法の趣旨に沿った状態といえます。

そうなったときに、議論をつくして折り合いをつけることが、民主主義ではないですか。それを拒否して、本来、住民が行使する権利である直接請求を市長が議会攻撃に使うというのは、地方自治法の趣旨に反するものです。

しかも、住民の条例制定直接請求では地方税の賦課徴収に関する事は禁止されています。税金の問題が地域的政争の具に使われ、自治体の財政的基盤を危うくしたことなどから、昭和23年の法改正で認めないとされました。

税金の問題を利用して、市民を動員し議会解散をはかる市長の行為は地方自治法が危惧した事態そのものです。

以上のように、今回の市長の主導による議会解散請求署名は地方自治法の趣旨に反した行いだとい私は思いますが、市長の見解をもとめます。

政策の実現のために応援するのは当然だ(市長)

【市長】ものすごい多くの市民の方が立ち上がり、主体はどう考えても、市民がやっとなられる。私自身は自分の公約をとにかく実現せないかんという

思い。また、減税も始まっており地域委員会も始まっております。この政策を継続せなかんということで、全力で応援している。私が市民の前でマイクを持って「かくあるべし」ということが、選挙で選ばれた人間の最もしなければならないことで、逸脱では全くありません。

2か月前倒しの選挙に、6億5000万円も使うのか

【さとう議員】議会と市長との間で政策実行について意見が一致しない場合は市民が選挙において最終的に判断すればよいわけです。さいわいに、本市の場合、来年、4月に市会議員選挙が予定されています。

一方、今回の解散請求が成立し、市民投票をへて、議会解散となれば2月の知事選挙時に市会議員選挙を行うとのこと。

市長も市会議員も任期が4年間と定められています。4年の間、安定した状態でそれぞれ、市民のために仕事をするということだと思います。

議会が不祥事を起こしたり、機能しなくなっているならともかく、次の選挙を目の前にして、わずか2ヶ月前倒しするために解散請求を行うことは法の趣旨に反しているのではないのでしょうか。しかも、トリプル選挙ともなれば、余分に6億5000万円の出費増と試算されています。

わずか2ヶ月だけ前倒しするための解散請求は法の趣旨から考えて、全く道理に合わないと思いますが、市長の考えをお聞きします。

今ここで主張しないと予算編成などがどうなるか

【市長】今、ここで主張しないとどうなっちゃうんでしょう、予算編成等も。やっぱり市長選の公約を実現したい。世論調査をやると7割に近い支持がある政策は実現されなにかんのではないですか。それが実現されなかったらどうなっちゃうんですか。それを阻んで1年だけにした議会はどのような存在なのでしょう。

署名活動における異常な状況をただす

【さとう議員】第2点目は署名活動の諸問題について、選挙管理委員長にお尋ねします。

先日、署名活動に当たった選挙管理委員長談話が発表されました。直接請求署名活動はこれまでも行われてきました。ところが今回は今までで

は考えられない事態が起っています。

まず、署名簿です。(実物を示す)

署名簿というよりは署名用紙といった方がふさわしいのではないかと思います。これまでの直接請求では代表者証明の写しや、委任状、署名欄をとじ合わせ、まさに署名簿という体裁でした。

ところが、今回はB4用紙の裏が署名欄、表側は縮小コピーされた証明書、請求趣旨、委任状が4分割で印刷されています。

テレビの映像や実際の署名の場面を見ると、裏返しにして、署名欄だけを並べて、呼びかけている。これでは、請求の趣旨が署名者に読めません。また、その署名用紙はだれが集めているのか、受任者名がみえません。

しかも、請求代表者と受任者の署名について同一のものを使用している。街頭で各区の署名用紙を並べている場合に、請求代表者の署名なのか受任者の署名なのか判然としません。

これでは誰が署名を集めているのか不明であり、署名の収集方法が適切とは考えられませんが、選挙管理委員会としてどのように対処されるのか。伺います。

また、収集に使われている用紙は法律に定められた様式からはずれており署名簿とはいえないと思うが、いかがでしょうか。

市民のみなさんから、いろいろと通報をいただきます。その一例を紹介します。金山駅頭で16区の署名用紙を並べていたので、「請求代表者はいるのか」と聞いたら、「いま、向かっています」と答えたそうです。このばあい、請求代表者がいないのに他人が署名を集めていたことになり、違法行為です。

先の土曜には私自身が確認しました。三越前で河村ネットワークのTシャツを着た若者が数人画板に署名を16区分もって署名の勧誘を行っていました。受任者かと聞いたら違うと言っていました。中日ビル側にいた請求代表者から頼まれたというのです。これも違反です。

そのほか、喫茶店においてあったとか、回覧で回したとか、マンションの掲示板に張ってあった



などと市民から通報がたくさんあります。いくつかは選挙管理委員会にも知らせてあります。

さきほど、私は市長が署名を主導することは法の趣旨に反すると指摘しましたが、署名の現場でも違反行為が続出し、法律が予想もしなかった事態となっています。このような事態に対し、選挙管理委員会としてどのように対処するのでしょうか。街頭署名の現場に立ち会って指導するとか、調査をおこない、不法行為を是制するべきと考えますが、いかがでしょうか。

署名の収集方法は、地方自治法に厳格な定めがある

【選挙管理委員会委員長】署名収集者が収集した署名を、選挙管理委員会がその有効無効を審査するという制度であり、必要なときは関係人の出頭及び証言を求めることができるが、署名収集の段階では調査権限は定められてない。

ただし、署名の仕方や収集方法は、地方自治法に厳格な定めがあり、署名収集の際に請求代表者が不在、あるいは署名簿を回覧、掲示板に掲示など、不適切な署名収集に関する情報が寄せられた場合には、その都度、請求代表者に法令に基づいた正規の手続きにより署名収集が行われるよう注意喚起を図っている。また、必要に応じて取り締まり当局にも情報提供を行っている。

署名を偽造した者や違法な署名収集をした者などには、懲役若しくは禁錮、又は罰金に処せられるといった罰則規定もある。

8月31日には、初の委員長談話を発表し、請求代表者及び受任者に制度を正しく理解して適切な署名収集をされるよう注意を促した。今後とも情報収集に努め、適切に対処したい。

署名簿の様式は、平成21年10月の奈良県生駒市での市議会議員解職請求で同様の様式の署名簿が有効な署名簿として扱われ、生駒市選挙管理委員会及び奈良県選挙管理委員会に確認、また、今回の署名簿は愛知県にも確認している。

署名を選挙に利用していいのか

【さとう議員】各区で署名収集の中心となっているのは「減税日本・河村党」のメンバーといわれています。

ある区で行われた、署名についての説明会では、中心人物（市議会議員選挙に「減税日本・河村党」

で立候補する予定で事務所を開設している人物）「市議選で当選するのに1万票必要。市議会を解散させた後、署名した人を一軒一軒回って支持をお願いする」と語った、そうです。

これを聞いて、奇妙だなと思いました。署名簿は必要数が集まれば、選挙管理委員会に提出されます。手元には残りません。ところが、署名した人を訪ねて、選挙での支持を訴えるというのですから、不思議です。

名簿のコピーを手元に残すという前提での発言なのかと思います。そういう目で見れば、たしかに、この署名用紙はコピーがしやすい構成です。

もし、署名用紙をコピーして、「減税日本」の予定候補者が自分たちの選挙に使うとなれば、署名の目的外使用になり、法の趣旨に反すると考えますが、いかがでしょうか？選挙管理委員長の答弁を求めます。

署名収集の目的にそって適切に管理されるべきもの

【選管委員長】署名を他の目的に流用することは、地方自治法上、特に規定はないが、請求代表者が署名収集の目的にそって適切に管理するべきもの。

署名簿の様式について、地方自治法等ではどのように規定されているのか（再質問）

【さとう議員】奈良県で使われたから、という答弁であったが、果たしてこれが署名簿といえるのか疑問です。これまで、本市で直接請求署名を行ってきたみなさんからの声を聞いているが、みんなびっくりしている。自分たちは、規定に従って、面倒ではあってもきちんと署名簿を作ってきたので、こんな簡単なものが認められるのかという思いである。私も、藤前干潟の住民投票直接請求に参加し、毎日書類の整理に負われた経験がある。

そこで、改めて、法律の規定を確認したい。署名簿について、どのように規定されているのか。

署名簿に解散請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを「付す」と規定

【選管委員長】地方自治法施行令で、請求代表者が署名を求める場合は、署名簿に解散請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを「付す」と規定され、受任者が署名を求める場合

は、さらに委任状を「付す」と規定されている。

一方、地方自治法施行規則では、表紙の次にこれらの書類を「つづり込む」と規定されている。しかし、今回と同様の様式の署名簿について他市では有効な署名簿として扱われ、今回の署名簿も愛知県に確認している。

署名簿ごとにつづりこまなければ無効になる(意見)

【さとう議員】法律の規定はなにも変わっていない。自治法の詳細解説で、無効について署名簿そのものに瑕疵がある場合の中で、写しを付してというのは、自治法施行令98条の4にもとづく規則の別記様式により署名簿ごとに表紙の次につづりこむものとされており、これらを欠いている署名簿である場合は署名簿そのものに瑕疵があるとして署名の実質審査に立ち入る必要はない、と書いてある。ストレートに読めば、この署名簿は無効だから審査する必要がないときちんと書いてあるので、選管としてきちんと対応していただきたい。

署名簿を選挙に使うのか(市長への再質問)

【さとう議員】先ほどの選管委員長の答弁で「署名の目的外使用」について、話があった。現場で署名集めの中心になっているのが、減税日本の予定候補者だということはあるんですが、減税日本の代表者である河村市長に具体的に尋ねます。

個人情報保護の観点から、市長傘下の議員予定候補者に署名の目的からいって請求署名をコピーしないように、市長から明確に指示すべきではないか。

必要数に達しない場合は、署名自信を出さなくていい、もしくは審査の場合に無効にされて返されたりする。その際に署名簿が請求人に残るがどう処理されるのか。

私の関与するところではない(市長)

【市長】活動主体は市民のみなさんであって、請求代表者が適切に管理されることで、僕がどうこういう立場では全くありません。

市長が深くかかわっていることは明らかだ(再質)

【さとう議員】減税日本から立候補するというところで、事務所も構えてやっておられる方、その方が受任者になって各区で取りまとめをされている

し、市長は今、市民がやっていることで自分はやっていないと言い逃れをされたが、はたしてそうでしょうか。これまでの報道の経過をたどれば、多くの言い逃れに過ぎない。

市民もマスコミもそう思っている。請願の趣旨を市長が書いたことも報道された。受任者に署名簿と一緒に送った、市長の写真入り檄文などを見れば、市長が深くかかわっていることは明らかだ。

しかも、受任者に郵送された封筒の裏には連絡先があり、「ネットワーク河村市長」本部と書いてあり、古出来町になっているが、各区の連絡事務所の電話が局番が同じで連番で印刷されている。実際に電話すると「ネットワーク河村市長」の事務所につながるわけです。結局、市長の関係が深い方、指示者の強力な方ですから署名運動を行っているのが市民だといっても、この事態を見れば中心には市長に深い関係のある団体や、市長が代表者の政党の構成ではないのでしょうか。

だから、マスコミも含めて市長主導と言っているわけではないでしょうか。

選挙での付託をどうにも実現せないかん(市長)

【市長】多くの方が必死になって努力されており、私は私で、選挙での付託をどうにも実現せないかん、私の政治的責任です。

市長があおって、公職選挙法にしばられない選挙運動を行っている(意見)

【さとう議員】どのようにいわれても主導している、あおっている、市長がやっていることは、市民をあおって解散請求署名を仕掛けたことである。

問題は、2元代表制というのはどちらも選挙で選ばれるのだけれども、市長と議会との間で政策一致しないときはどうするのかです。その時、市長は市民を使って民主的手段とは言え、自分が有利になるようにしよう、今回は議会を解散させ、自分の支持者で議会を固め、議会を支配しようということです。まさに民主主義の悪用だと言っている。四月の選挙ではなぜいけないのかについてははっきり言いませんでしたが、結局は目立つためにやっているとしたかと思えません。今回は公職選挙法にしばられない選挙運動を行っているという、識者の指摘は全く持ってその通りである。

個人質問(9月14日)

市民・中小業者の苦しみがわからないのか。金持ち減税より、税金が払えるだけの仕事をつくれ
山口きよあき 議員



円高不況下での景気対策について
 - 金持ち減税よりも庶民・中小業者のための具体策を -

公約違反の金持ち減税・・・市民への正確な情報提供が不可欠だ

【山口議員】市長さん、減税を続けるどうかより、税金をまず払いたい、払えるだけの仕事が欲しい！これが、私が聞いた不況で苦しむ中小零細業者の声でした。以下、通告に従い順次質問します。

いま議会解散運動のノボリにはお得意のワンフレーズで「減税解散」と書かれています。減税になぜ反対なの？市民にこう聞かれると、私も一瞬答えに詰まります。市長は、「減税の恒久化」が「市民の皆様から圧倒的なご支持をいただきました」と述べるなど、最近の世論調査による高い支持を「明確な民意」だと断定しています。しかし報道機関の世論調査は、恒久減税に賛成か反対かを問うだけで、減税の内容や実施期間を聞いていません。ここが問題です。

あなたの減税は誰がどう見ても、大企業・金持ちの優遇減税。納税企業のたった0.2%の企業に減税総額の44%が集中し、赤字の中小企業にはほとんど恩恵がありません。約40万人の非課税世帯は減税の対象にすらなっていません。

正確な情報提供が、民意を問うための大前提ではないでしょうか。

中日新聞の今年4月の世論調査では「恒久減税でなければ意味がない」26.3%に対し「一年やってみて継続するかどうか判断すればよい」は57.9%です。

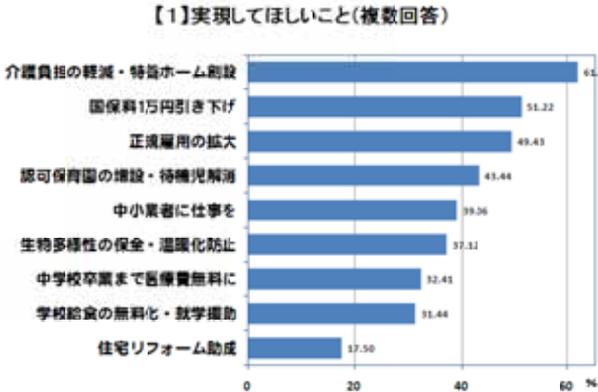
日本共産党の市政アンケートには2週間で約千通の回答が寄せられています。「減税の恩恵を実感しますか？」の問いに62%が実感しない。実感するは20%です。「金持ちゼロに反しているのでは？」には、やむをえない20%、公約通り金持ちゼロにすべき58%です。これらもひとつの民意ではありませんか。

あなたは昨年、市長選さなかの中日新聞(2008年4月19日)では「金持ち優遇には絶対にしません！」とまで言いきりました。

民主主義の根幹である選挙公約を自ら踏みじって恥じないあなたが、議会が「公約実現を阻んでいる」と言う資格はありません。

市長！「減税解散」の一言で議論を封殺するのではなく、減税の内容を正確に情報提供したうえで、このまま継続すべきかどうか、判断を仰ぐのがフェアなやり方とは思いませんか、答弁を求めます。

市民アンケートと結果の一部



6%の均一税率を崩さず法律に従っただけ。金持ち優遇ではない(市長)

【市長】平成18年から6%の均一税率になり、あえて減税の税率を変えると、この6%が崩れることになるので、法律に従った。もともとの税率が金持ち優遇になったと言えるかもしれません。

金持ち減税が生活支援や景気回復に効果があったか

【山口議員】減税の目的には「地域経済の活性化」もうたわれています。しかし、あなたの金持ち減税は果たして、地域経済の活性化に役立つのか。不況の長期化プラス急激な円高で名古屋の地域経済はどうなっているでしょうか。

雇用が減っています。有効求人倍率は3年前の2.35が昨年についに0.79です。「事業所・企業統計調査」によるとこの10年間で、建設業で約3万人、製造業で約6万5千人、卸売・小売業では9万2千人も雇用が減りました。

規模別にみると300人以上の大企業では10年間に約2千人の減なのに、従業員10人未満の事業所では約7万人の減です。従業員4人以下の所では実に5人に1人が職を失いました。

市内の企業は約9万社ありますが、赤字企業が増えています。欠損法人は3年間に約1万社増え、いま6万3千社、うち6万社は資本金1億円以下の中小企業です。3社に2社が赤字経営です。

企業倒産も増えています。2008年380件、2009年411件、今年は上半期で既に244件です。

法人市民税の滞納も、2006年の4181件が、2009年には5千件の大台を超え、5019件になりました。生活保護を含む非課税世帯が増え、個人市民税の税収が落ちこんでいます。

市民税収の減少は、国保料のうち所得割の料率

引き上げを招きました。年金暮らしのある男性は、市民税減税が4900円なのに国保料は前年より2万4800円も高くなりました。税収減が市民にいつもの負担増を強いています。

市長、これらは何を意味しているかわかりますか？可処分所得を増やす減税効果の及ばない企業や市民がいまどんどん増えているのです。

先日の提案理由説明をそっくりそのままお返しします。「厳しい雇用情勢の中、一人ひとりが今を生きるのに必死になり、もがき苦しんでいる庶民の暮らしぶりや苦勞を、市長は本当にわかっているのでしょうか。」

あなたの減税は、いまの経済情勢にそぐわず、格差を広げるだけです。

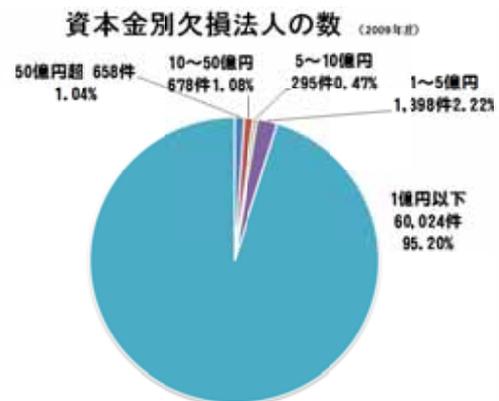
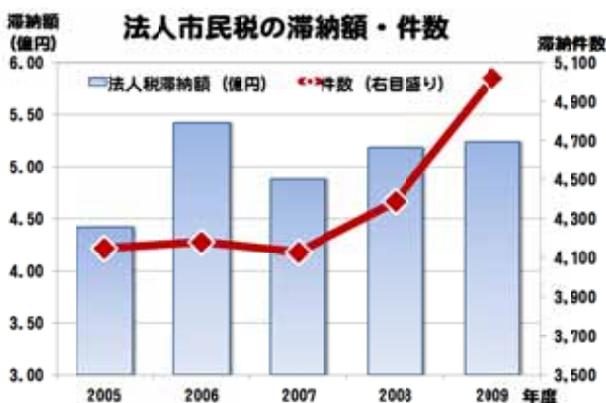
このまま公約違反の金持ち減税を恒久化しても、景気回復、庶民の生活支援には何も役立たないのではありませんか。市長の答弁を求めます。

公共投資より減税のほうが、強烈的な行財政改革が入っているという意味がある(市長)

【市長】減税がすべてではありません。だけど、税金を払ってる方に1円でもお返しすることが第1歩であることは相当間違いない。税金を払ってない方には水道料金を下げたり、もろもろの施策を講じさせていただいている。

大きなことは減税と公共投資では公共投資のほうが乗数効果が大きいと言うが、減税による構造改革が入っていない。強烈的な行財政改革をやった減税は相当長期的に意味がある。

東京一極集中の中で大丈夫なのかナゴヤ。今回名古屋港のことで苦しみました。そういう中で減税がすべてではないですけど、まずこれこそが第1歩の金看板としてやるべきじゃないのか、その時に1年限りで修正されてはたまらん。減税は恒久的



にやって、名古屋で商売やるか、名古屋に住むかという人が来れるように、すぐには来ませんが、いま日本でこれやったら名古屋だけですから金看板ということは間違いない。他のどういう方法があるのですか。

大体180万人くらいの方には影響が及ぶ。確かにようけ税金を払っていた人は、戻ってくるのは多いけど、それは単一税率になったし、今までたくさん税金を払っていた方です。法人は累進性を若干残しているののまま本則に従って10%減税になる。

市長になるずっと前から単一税だ。実態調査に率先して出かけよ(再質問)

【山口議員】金持ち減税について、市長さん、市民税が6%フラット化されたのは、市長選挙のかなり前ですよ。あなたはそのことを知っていて選挙公約をつくったはずではありませんか。それだけは指摘しておきます。

市長は、「不況対策は減税がすべてじゃない」と言いましたが、副市長からも局長からも具体的な対策は何もでてきていないじゃありませんか。融資枠を広げても、借りられない業者、借りても返せない業者が増えている。昨年度、市の信用保証協会の代位弁済、つまり融資返済の焦げ付き肩代わりは件数で1.3倍、金額で1.46倍、過去最高の263億円です。市長は金融機関にもお金はあるが借りてもらえない状態だ、と言っているじゃありませんか。

一点だけ再質問します。市長、もがき苦しんでいる庶民の暮らしぶりや苦勞を、あなたが率先して調査していただきたい、零細業者の実態、どうですか。

なんか出来んか、知恵を出せ、と指示した(市長)

【市長】行けるとこも結構行ってますし、行けるならどんだけ行ってもええです。

国のやることが多いという中で、出来る限りの前倒し発注と、名古屋の人を中心とした契約が出来んものかと、役所全体でなんか知恵を出してくれと、昨日、指示した。

円高を勘案した財政収支見通しなのか

【山口議員】次に、本市の財政状況の見通しにつ



いてうかがいます。

財政局が9月に発表した収支見通しの試算では、政府の経済成長見通しが0.4%から1.6%、1.7%に変更されたとして、来年度の市税収入を3月時点の試算よりも約91億円、その2年後には137億円も多く見込みました。



まさか減税を恒久化しても税収は十分と言うための試算ではないでしょうが、財政局の収支見通しは楽観的過ぎませんか。

政府試算値は、現下の円高水準を見込んでいません。収支見通しの前提となる為替レート(円高水準)をいくらとみているのか。

円高の影響が大きい輸出産業が多いこの地域では、より厳しくみる必要があると思いますが、財政局長お答えください。

円高は見込んでいないが、上場企業は4~6月期で前年比4.1倍の利益だ(局長)

【財政局長】国の経済成長率の見通し(1.6%)は、1ドル91.90円を前提として試算された。今回示した平成23年度市税収入見込みは、国による経済成長率の見通しのほか、全国の個人所得の状況や法人の経常利益の見通し、さらには、本市の業種構造や愛知県の勤労統計なども勘案しながら見込んでいる。景気の影響を受けやすい法人市民税について、上場企業(1,551社)の経常利益は、平成22年4~6月期では前年同期比で4.1倍となり、また、来年の3月期についても約40%の増益が見込まれている。このような上場企業の業績見込みをもとに、市の業種構造なども勘案して慎重に見込んでいる。平成24年度以降も、国の経済成長率の見通しなどを勘案して推計している。

最近における急激な円高や株価の下落が長期化した場合には、企業業績等への影響が懸念されるので、今後も景気動向に十分注意を払いながら、

適切な税収見込みに努めたい。

独自の円高不況対策等はあるのか

【山口議員】この経済成長率を本気で達成しようと思えば、政府まかせでなく本市独自でも円高不況対策・内需拡大策が必要ではないのでしょうか。ところが今回の補正予算では、そのための施策はまったく組まれていません。これはどうしたことが。

円高対策、景気対策も10%減税の恒久化ですべて解決するのですか。現下の経済状況の認識とあわせて、市民経済局長にうかがいます。

総じて厳しい状況が緩和されつつあるが、円高で中小製造業は、引続き厳しい(局長)

【市民経済局長】この地域の景気動向は、日本銀行名古屋支店が8月に発表した「東海3県の金融経済動向」で「東海3県の景気は、持ち直している」とし、生産・輸出の増加等により総じて厳しい状況が緩和されつつあるとしている。しかし、最近の急激な円高により、自動車関連を中心とした当地域の輸出産業への影響が懸念され、中小製造業をとりまく経営環境は、引続き厳しいものと認識している。円高対策として、愛知県と協調し、9月16日から環境適応資金に緊急枠を設け、中小企業の資金繰り円滑化を図ったほか、中小企業振興センターや工業研究所等に金融・経営・技術の特別相談窓口できめ細かく相談に応じる。この他、中小企業経営者を対象とし、円高などの経営環境の変化に対応し、経営改善などに役立つセミナーを開催するなど、各種支援施策を実施したい。今後とも、国や他都市の状況把握に努め、適切に円高対策等に対応したい。

9月10日に閣議決定された「新成長戦略の実現に向けた3段構えの経済対策」では、まずは、予備費を活用した雇用対策などの緊急的な対応を行い、さらに景気・雇用動向を踏まえ、補正予算の編成等機動的な対応を行うとしており、こうした、国の動きを見極めたうえで、十分検討したい。

実効性ある不況対策・景気刺激策のためにも中小業者の実態調査が必要だ

【山口議員】円高の影響は深刻です。3点、市民経済局長に提案し、答弁を求めます。

まず市内の中小業者を市の職員が訪問し、経営と生活の実態を直接把握する調査をしてください。とりわけ従業員5人以下の小規模業者の実態を本市はいまだ十分に把握していないではありませんか。

現場に足を運ぶ調査からこそ具体的、効果的な対策が見えてきます。現場で話を聴くだけでも例えば、従来型の融資枠拡大という金融支援では不十分だと実感できます。

様々な機会に中小企業者の把握に努める(局長)

【市民経済局長】中小企業者の振興は大変重要で、中小企業者の実態把握のため、年2回の景況調査を実施しており、中小企業振興センターや工業研究所などの経営・金融や技術の相談窓口、あるいはお出かけしての相談、企業アピール大会、各種会合などを通じて、中小企業の生の声を聞いている。今後とも様々な機会をとらえ、実態把握に努める。

融資の運用改善と固定費補助の創設が必要だ

【山口議員】法人市民税の滞納が増えています。当然、個人市民税も滞納しがちです。ところが融資条件の原則には、税金の滞納がないこととあります。しかしこれでは支援が必要な業者に十分な融資ができません。柔軟な対応に改めるべきではありませんか。

なぜ税金を滞納するのか？固定経費の負担です。町工場などでは、地代や機械のリース代など、仕事が減っても売り上げに関わらず発生する固定費がほんとに重い。

仕事が減り固定費が売り上げの2割3割にもなるとピンチです。税金よりもこちらの支払いを優先してしまう。

すると融資も受けられず、返済も滞り、最後には機械や工場を手放す。いったん手放したら、一から設備投資する力はもう中小業者には残っていません。

景気が回復し、注文が増えてくるまで、設備や工場を維持するための支援こそ必要ではないでしょうか。

従来型の金融支援から一步踏み出し、固定経費に対し直接補助制度を設けるべきではありませんか。答弁を求めます。

不況対策資金の一部は弾力的な取り扱いにする。固定費への支援は融資のご利用を(局長)

【財政局長】制度融資は、税の滞納がないことを融資要件の一つとしているが、昨今の中小企業は、厳しい経営環境にあり、不況対策資金の一部は、個々の中小企業の状況に応じて、弾力的な取り扱いができるにしている。

中小企業者の家賃などの固定費は、名古屋市信用保証協会の保証付き融資制度や財団法人名古屋市小規模事業金融公社の貸付制度を改善しており、固定費への支援は融資制度をご利用いただきたい。

内需拡大、景気刺激策の具体化として住宅リフォーム助成を提案します

【山口議員】業者は支援でなく仕事が欲しいのです。しかし厳しい財政状況下、投資的経費も抑制されています。内需拡大には安定した雇用の拡大や社会保障の充実、国保料の引き下げなどと共に、効果的・効率的な需要喚起策が必要です。

私は再度、住宅リフォーム助成を呼びかけます。政府も家電エコポイントやエコカー補助金などを行ってきました。一定の需要喚起にはなりましたが、家電や自動車メーカーは本来、自力で値引き可能な大企業です。

公がやるべきことは、自力ではなかなか価格を下げられず、または下げすぎて儲けも出せないような中小メーカー・自営業者への支援ではないでしょうか。

政府は住宅エコポイントも延長するようですが、愛知県はこの利用が多いのです。しかし、新築一戸建てでの利用が多く、共同住宅やリフォームでの利用はいまひとつ、また大手住宅メーカーが受注しがちで、小規模事業者には十分に仕事が廻ってきません。そこで自治体のリフォーム助成です。

秋田県が今年度から住宅リフォーム助成を始めました。工事費の10%、最大20万円を補助します。申し込み件数は8月末で予定の7000件を大きく超え8901件に、助成金は12億5619万円ですが、工事金額は194億円にのぼり、地元の個人業者が件数の30%、工事金額の45%を受注しています。関連業界まで含めリフォーム助成で新たにおこった民間需要は約311億円、費用対効果は約25倍です。

県下でも蒲郡市が10月から始めます。秋田県同

様、10%、20万円の助成で、予定額は2000万円です。

そこで、大西副市長にうかがいます。

例として住宅リフォーム助成をあげましたが、財政に大きな負担をかけずに需要を喚起する、市民の潜在需要を引き出し、市民の力(資金)で地元業者の仕事を増やすような施策が必要だとは考えませんか。

名古屋市としてどんな需要喚起を検討しているのか、お答えください。

経済対策の推進に今後とも全力をあげる(副市長)

【大西副市長】これまでも、公共施設の耐震補強工事や大規模イベントの継続的な開催、COP10など、商店街による賑わいづくりへの支援など様々な機会を捉え、地域経済の活性化に努めてきた。最近の急速な円高に伴い、愛知県とも協調し新たな融資制度などの経済対策を実施した。国も、9月10日には、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」が閣議決定されたので、国の施策の情報収集に努め、適切に対応したい。

金持ちゼロの庶民減税で不況から市民の暮らしと営業を守る施策を(意見)

【山口議員】減税と仕事おこしと本市の財政を両立させる道もあります。それはわが党が提案しているように、減税の対象から法人企業と高額所得者をのぞき、金持ちゼロの庶民減税にすることです。

減税規模を小さくして生み出す財源で、住宅リフォーム制度や固定費補助、国保料の引き下げなども財政に無理なく行うことができます。

この方向で、厳しい不況から市民の暮らしと営業を守り抜くことを呼びかけて、質問を終わります。



個人質問(9月15日)

地域住民の「民意」は、緑市民病院・城西病院の市営での存続 / すべての教室にエアコン設置などの熱中症対策を かとう典子 議員



緑市民病院の指定管理者制度導入について

指定管理者の応募者がなくなった緑市民病院は公営で残せ

【かとう議員】8月25日、緑市民病院の指定管理者選定委員会が行われました。4者が現地説明会に参加し、そのうち2者が事前登録、応募申請したのは、たった1者のみでした。申請者が提出した資料及び選定委員会で説明した内容が、審査にあたり十分なものではなかったため、選定委員会は再度資料を要求し、継続審議となりました。次の選定委員会が9月9日に行われる予定でしたが、その前の7日に、結局、申請者が自ら申請を取り下げました。

病院局は、今後、現地説明会に参加した4者に、今回の公募条件について意見を聞き取り調査し、ネックになったことは何かを明らかにして、募集要項のネックの部分を見直して、再募集することです。

しかし、病院局は、地域密着型の、二次救急病院としての緑市民病院の募集要項を、しっかり検討して作ったはずですが、その要項のネックの部分を見直すということは、ハードルを下げるということにはなりません。そうすれば、市民サービスを低下させるということになるのではありませんか。

緑市民病院は、名古屋市立病院改革プランで、総務省の公立病院改革ガイドラインを踏まえ、許可病床数や経営形態を含めた病院のあり方について検討するとしました。そして平成18年度から20年度の3年間、70%を割りましたが、これはその間、医師が18年度3月1日現在で4人、19年度は6人、20年度は5人も欠員があったからです。医師一人あたりの患者数から見ても、70%を割るのは当然です。緑区の人口は、今年8月、ついに23万人を超えまし

た。人口が増えたのに、患者が減るわけはありません。医師不足のため、許容量がなかっただけではありませんか。医師の確保については、病院局の責任ではありませんか。

そもそも指定管理者制度は、行政のコスト削減などが狙いで、地方自治体を持つ公共施設の管理・運営を民間企業やNPO法人などに任せるとして、2003年、小泉構造改革の下で、始まったものです。病院局は、市民に対し、指定管理者制度を導入しても、今のまま名古屋市立の緑市民病院には変わりなく、指定管理者制度という民間の手法で、運営すれば、医療もサービスも素晴らしく向上するように説明しました。しかし、果たして、そのようにできるのでしょうか。コスト削減のために民間に任せたいと狙ったけれども、応募者がなくなったのは、民間も現在の水準を維持するのは無理だという証拠ではありませんか。

現在、緑市民病院では、月曜日から金曜日の平日夜間診療を行っています。そのうち毎週水・木曜日に、緑区医師会のメンバー25人が協力しています。医師会の皆さんは「われわれも協力して、頑張っている。地域の開業医としても緑市民病院と協力関係でやっていきたい。災害時の拠点病院としても、緑市民病院は公立公営で運営してほしい。」とされています。

そこで、病院局長にお聞きします。

指定管理者の応募者がなくなったのは、指定管理者制度の行き詰まりの表れだと思います。また、ハードルを下げて、再募集することは市民サービス低下につながると考えます。この際、医師会や住民の願いを受け止め、指定管理者制度導入は見直し、公立公営のまま運営するべきではありませんか。お答えください。

公募条件等を見直して再公募する(局長)

【病院局長】市立病院の経営状況は非常に厳しく、複数の病院を横並びで整備・運営していくことは、

かなり困難である。このため、緑市民病院は、地域密着型の総合的な病院の役割を継続し、救急医療の充実等による医療サービスの向上及び経営の改善等を図るため、指定管理者制度を導入することにした。医師等の確保は大きな課題であり、民間の柔軟な経営手法により病院を運営できる指定管理者制度導入の意義は大きい。

緑市民病院に指定管理者制度を円滑に導入することが非常に重要であり、公募条件等を見直して再公募を行い、より良い事業者の選定に努める。

西部医療センター城西病院の 民間譲渡について

地域住民の求める診療科目ができないなら、市立病院のまま継続を

【かとう議員】城西病院は、8月31日に譲渡先選定委員会が行われ、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームを、整備・運営する医療法人グループに譲渡されることが決まったと発表されました。選定された医療法人グループの事業計画書をみると、病院については診療科目が23年度は内科のみ、24年度から内科、呼吸器内科、呼吸器外科、腎臓内科、神経内科の5診療科目になるということです。

しかし、城西病院のある地域は、高齢者が多く、城西病院は、高齢者にやさしい身近な総合病院として利用されてきたものです。住民の地域医療を守ってほしいという願いをうけとめるならば、診療科目は、最低でも整形外科や、眼科、泌尿器科などが必要です。高度な専門病院を求めているわけではありません。簡単な手術ができ入院施設があればいいのです。

住民の要望にこたえられる民間病院を誘致するということができたが、これでは地域の高齢者の行先はありません。住民は納得しません。高齢者に必要な診療科目を設置できないということ自体、民間では運営が難しいということではないですか。

そこで、病院局長にお聞きします。

民間病院が特色ある病院をつくるのは自由ですが、地元住民が利用しやすい城西病院の形を残すよう、市は、地域住民の要求のある診療科目を増やすよう指導するべきです。それができないなら、民間譲渡は撤回し、地域密着型の市立病院のまま継続させるべきです。

譲渡先で受診できない場合は、関連病院等にシャトルバスを運航したり紹介もする

【病院局長】城西病院は、地域における「医療・福祉の複合エリア」として病院・介護老人保健施設・特別養護老人ホームの3施設を整備・運営することを条件に、譲渡先の公募を行い、平成23年4月1日から引き継ぐ見通しとなった。譲渡先の病院の事業計画では、呼吸器内科及び呼吸器外科を中心とした診療となるが、別に運営している病院をシャトルバスで結ぶことで、より幅広い診療科に対応する。

また、受診科の関係から譲渡先で引き続き受診できない場合は、他の医療機関に紹介する等、適切に対応する。

地域の医療機関との連携は、選定委員会からも意見・要望として頂戴しており、病院局として、譲渡先と円滑な引き継ぎができるよう最大限の努力をする。

譲渡先の医療法人の経営する病院の「不正請求の疑い」について

【かとう議員】譲渡先の医療法人が経営する病院が2年前「不正請求の疑い」と新聞報道されていますが、病院局の見解を求めます。

処分があれば内容を見て適切に対応する（局長）

【病院局長】2年程前に当時の愛知社会保険事務局の監査を受けたことは新聞報道により承知している。仮に処分があれば、その内容を見て適切に対応する。

民意を受け止めて2つの病院を公立公営で残せ（再質問）

【かとう議員】城西病院は条件を満たしたから民間譲渡を決めた、というのが実態は他の病院とシャトルバスで結ぶという、地元の人にはこと足りない。情けない答弁でした。緑市民病院の指定管理者導入も、城西病院の民間譲渡も結局、財政難、赤字経営という病院局の都合です。市民が「市民病院はいらない」と言ったわけではありません。

それでは市長に再質問します。あなたは、昨日も今日も「民意」「民意」と言われていますが、緑市民病院にかかっている患者さんも市民です。患者は名古屋市を信頼して、命を預けているので

す。切実な問題です。緑市民病院を公立公営で残してほしいという声は、今、大きな広がりを見せています。病院の利用者、学区の区政協力委員の皆さんや、医師会の皆さんも、公立公営で残してほしいと言っています。また、城西病院は高齢者の皆さんが心から信頼を寄せている病院です。民意を大事にすると言っている市長、任意を大事にするというなら、民意を受け止めて2つの病院を公立公営で残していただきたい。市長の英断を求めます。お答えください。

民間の柔軟な発想で(市長)

【市長】私も民間でやってきましたが、民間の柔軟な経営手法をとるということは非常に重要でございます。いろいろ工夫しながら、円滑な事業の継承と新しい事業者が出てくるようにしたいと思えます。

ご都合主義の市長の「民意」でなく、病院存続を求めることこそ民意だ(意見)

【かとう議員】市長の「民意」がご都合主義であることを見せていただいた。先ほども言いましたが、2つの病院を利用されている方たちは、今の病院を求めています。今の病院より悪くなるからいけないと言っているのです。民意の切り捨ては絶対に許さない。という市民の声をお伝えして質問を終わります。

熱中症対策について

生活保護世帯へエアコン設置補助や電気料金補助を

【かとう議員】今年の夏は暑い日が続き、各地で、熱中症で死にいたる事例が相次ぎました。市内でも熱中症による救急搬送が7月以降、1,100人を超え、死者も出ています。

さて、この夏、特に注目された熱中症とは、高温環境の下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、ケイレン、失神、めまい感、疲労感、虚脱感、頭痛、吐き気、嘔吐などのいくつかの症状が重なり合っ て意識障害、過呼吸、ショック症状など発症し、死に至る可能性のある病態です。

NHKのまとめによると、全国では、今年の梅

雨明け以降から9月5日まで
に熱中症で死亡した人は500
人を越えたとのこと。最
最近の10年間では死者数は、
年平均で400人近く、30年前
に比べ6倍になっています。
35度以上の猛暑日が増え、
高齢者の死亡につながるケー
スが目立ちます。死亡のうち年齢がわかっている
人のおよそ4人に3人が70歳以上の高齢者であ
り、どこで亡くなったかがわかっている人の80%
ほどが、室内で亡くなっていたことがわかったと
いうことです。



記録的な猛暑は、地球そのものの温暖化気象で、
今年に限ったことではなく、今後も続くことが予
想されるため、来年の夏に向けて、今から対策が
必要です。高齢者への熱中症に対する注意事項や、
エアコン利用の啓発を早めに行うべきです。特に、
生活保護世帯や生活保護並みの低所得者世帯への
対策は、国や行政が対応する課題です。現在、生
活保護費の中には、冬の暖房費は含まれていますが、
夏の冷房の費用は含まれていません。市として、
エアコン設置補助、及び電気代補助をつくる
べきです。

また、9月に入っても暑い日が続いていたため、
暑さで体力が弱っている高齢者や、障害者は、暑
さが緩む今から体を壊す人が増えることが予想さ
れます。一人暮らしの高齢者や障害者の見回り、
安否確認も必要です。人の命の問題です。

また、1昨日、参議院厚生労働委員会で、わが党
の田村智子議員が「生活保護受給者に夏季加算の
新設を提案し、長妻明厚生労働大臣は「検討して
いきたい」と答弁しています。

そこで健康福祉局長にお聞きします。

まずは、生活保護世帯へのエアコン設置補助や
電気料金補助を行うことを求めます。お答えくだ
さい。

保護費の中で計画的に購入していただきたい(局長)

【健康福祉局長】区役所保護係のケースワーカー、
高齢者福祉相談員及び民生委員が、被保護者やひ
と暮らし高齢者の方を家庭訪問する際に、こま
めに水分補給することや高温を避けるなど熱中症
への注意を呼び掛けるなど健康管理面への助言を

行ってきた。

生活保護の生活扶助費の中には、世帯の共通経費として電気、ガス、水道代などの光熱水費や家具什器費が含まれている。保護受給中のクーラーは、毎月支給される保護費の中で、計画的に購入していただくこととなる。

来年夏までに小中学校の普通教室へエアコン設置を

【かとう議員】学校は、夏休みがあるから、基本的にはエアコンは必要ないと考えられてきたと思います。現在、エアコンが設置されている学校は、大気汚染、自動車騒音、航空機騒音、新幹線騒音などの指定地域にある小学校43校、中学校17校、あわせて60校のみです。

しかし今年は、学校現場では夏休みが終わり、2学期が始まって猛暑が続き、先生方は児童・生徒たちへの水分補給や健康への配慮で、授業が進められなかったのではないのでしょうか。文部科学省の基準では、夏の「最も学習に望ましい」条件は、30以下としています。2学期が始まって、この基準が守られていなかったのは当然でしょう。このまま児童生徒の教育環境を放置しておくわけにはいきません。

さらに、そこで働く教職員の労働環境の視点からも、問題です。埼玉や京都ではすでにエアコン設置されているのです。そこで教育長にお聞きします。

名古屋市の学校では、各教室で、温度を把握されているのでしょうか。

また、児童・生徒の学習のための環境基準、教職員の労働環境を守るために、望ましい教室の温度にどう近づけるのかの対策を立てるとともに、

来年夏までに小中学校の普通教室へのエアコン設置をすすめることを求めます。お答えください。

多額の経費を要するので、直ちに実施することは大変困難だが、議論する

【教育長】各学校では、毎日、教室の室温その他の状況を確認している。今年の残暑は例年にも増して厳しく、2学期の教室の室温を抽出して調査したところ、151室のうち、30を超える教室数は144室であった。

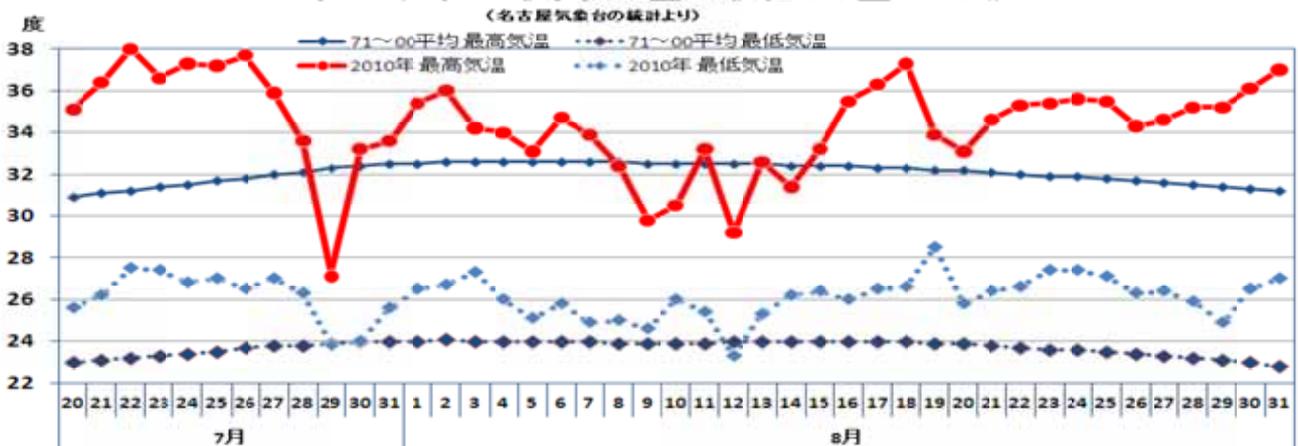
小中学校では、集会を屋外から室内に変更したり、持参した飲み物が無くなった児童へのお茶を用意したり、あるいは扇風機の使用、校舎周辺の散水を行うなどの対応を行っている。また、新築・改築校における屋上や壁面の緑化や「緑のカーテン事業」に取り組んでいる。

教室の冷房化は、酷暑期に長期の休業日を設けていることや、施設整備に多額の経費を要するという課題もあるので、直ちに実施に踏み切るとは大変困難な状況ですが、議論はしていく。

熱中症対策はいのちにかかわる（意見）

【かとう議員】生活保護受給者は大変増えています。生活保護を受けただけなら、エアコンのお金をつくりだすことはできないでしょう。ここに貧困と格差は現れます。この秋に体を悪くされる方への訪問・見守りをしっかり、おねがいします。そして、参議院の長妻大臣の答弁もありましたから、夏季加算の検討もされることになるでしょう。是非、来年夏までに夏季加算を始め、エアコンの補助、電気代補助を市として検討していただきたい。求めておきます。

71～00年と今年の最高気温と最低気温の比較



個人質問(9月15日)

議会は総合計画を修正できないという市長の解釈は身勝手

くれまつ順子 議員



名古屋市中期戦略ビジョンに対する再議について

再議理由の法令解釈は、市長の個人的なものか、判例等に基づくものか

【くれまつ議員】2月議会では、議会の議決事件とされていなかった市の総合計画について、議会は市民から選ばれた代表者として、議会で審議をし、議決することを決めました。

そして、6月議会では、市長から提案された市の総合計画である、中期戦略ビジョンの審議を行い、地域委員会の数値目標を削ったり、「冷暖房のいらぬまち」を「冷暖房にたよらないまち」にするなど、一部計画の修正を行い議決しました。

この議会の修正した部分が、議会の権限をこえると、市長から再議にふされましたので、伺います。

河村市長は、提案理由説明の中で、総合計画を策定する議案の修正については、「議会が無制限の修正権を持つわけではない」として、具体的には、長の計画策定の趣旨を損なう内容の修正や、長の事務管理執行についての個別具体的な内容に踏み込んだ修正を行うことは、「法的にはできないものと考えている」と述べられました。

しかし、市長のいわれるような修正ができないとするならば、字句の訂正などを除いて、議会は総合計画を修正してはならない、ということになるではありませんか。市長のこうした法令解釈は、議会の修正権を侵害する考えだといわなければなりません。

そこで、市長に伺います。長の計画策定の趣旨を損なう内容の修正や、長の事務管理執行についての個別具体的な内容に踏み込んだ修正を行うことはできないとする法令の解釈は、市長の個人的な解釈なのか、それとも判例などにもとづく公理なのか、お答えください。

全国で、名古屋のように総合計画を修正し、再議をしているところがあるのでしょうか。

埼玉県では、総合計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の策定に際して、議会が、施策・事業の追加や数値目標の修正などを数箇所にと行って行いました。しかし、埼玉県知事は再議の申し立てを行っておりません。

全国の自治体において、総合計画の策定に際し、議会が、市長の言われる解釈、つまり、長の計画策定の趣旨を損なう内容の修正や、長の事務管理執行についての個別具体的な内容に踏み込んだ修正を行ったことを理由に、長が再議を申し立てた事例はあるのか、お答えください。

私の判断で再議を行うこととした（市長）

【市長】16年の議員の経験では行政計画を議会が議決で変更したことはない。行政計画法などは法なのでやりますが、必ず与党野党で議論があり、その中で与党のほうから、行政機関から変更することはあったと思います。だけど議会が議決によってスローガンを変えたり、数値をとってしまったり、そういうことは全く体験がない。与野党がないから何でもできるんですかね。これ、異常だと思います。

総合計画の策定等について議決すべき事件に指定されたが、中期戦略ビジョンのような行政計画は、本来、長の責任において策定すべきものである。議会に行政計画の策定権、提案権を認める法令上の規定がないことから、長にその権限が委ねられているものと解釈することができる。議会が無制限の修正を行うことができるとした場合、議会に計画の策定権を認めたことと同じであり、結果的に、市民に対して責任負っている長に専属する計画策定権を侵害することとなる。計画の策定権、提案権に制約がある以上は、自ずと修正権にも制約があると認識している。

他の自治体での再議の事例を調べたところ、本

市を含む5政令市26県で基本計画等について議決を得ているが、修正議決されたのは、本市と埼玉県、長崎県のみであり、2県とも4項再議は行っていない。

総務省に相談しつつ、弁護士や大学教授といった法律の専門家に見解を伺い検討を重ねた結果「本来、長が策定すべき行政計画を議決事件に指定したとしても、長の計画策定の趣旨を損なう修正や市長の事務について個別具体的な内容に踏み込んだ修正を行うことは議会の権限を超える」と、最終的に私の判断で再議を行うこととした。

「冷暖房のいないまち」と「冷暖房のみにたよらないまち」と、どう異なるのか

【くれまつ議員】次に、「冷暖房のいないまち」を「冷暖房のみにたよらないまち」に修正した点について伺います。

市長は、提案理由説明の中で、「全く趣旨の異なる表記に書き換えられた」とのべられました。ところが、6月議会の総務環境委員会の審議で、環境局は、「冷暖房のいないまち」を名古屋で実現することは不可能であることを認め、「冷暖房のいないまち」とは「冷暖房のみにたよらないまち」という趣旨である旨の答弁をしています。また、6月議会前の所管事務調査での意見を踏まえて、環境局は、「冷暖房のいないまち」を「冷暖房のみに頼らないまち」と修正する案を河村市長に示していたことも、審議の中で明らかになっています。担当局は、「冷暖房のいないまち」と「冷暖房のみにたよらないまち」は、同じ趣旨であると理解していたと考えて間違いありません。

市長も、猛暑の中、学校にクーラーを付けてほしいと子どもたちが悲鳴をあげているこの名古屋を、本気で「冷暖房のいないまち」にできるとは考えておられないでしょう。

そうであるならば、「冷暖房のみにたよらないまち」と修正する方が、市民の理解が得られると思います。にもかかわらず市長が、「全く趣旨が異なる」と主張されるのはどうしてか。「冷暖房のいないまち」に込めた市長の趣旨は何であり、「冷暖房のみにたよらないまち」と修正することによって、その趣旨がどのように異なってしまうのか。市民にわかるような説明を求めます。

政治的理念を無理やり変更するのはとんでもない(市長)

【市長】冷暖房のみに頼らないまちなんて、世の中にいくらでもある言葉で、それを政治的スローガンにするとスローガンにならない。こんなもの。政治的理念を語っているときに、それを無理やり変更してしまうのはとんでもないことだ。

「冷暖房のいないまち」は、実現に向けてのハードルが高いことは承知しているが、市民とともに取り組んでいくことが重要であるため、市民に分かりやすく、訴求力のあるスローガンとして掲げた。市民のライフスタイルを変えていくことだけでなく、自然の風を通すように道路・建物を配置や小川や地域河川の復活、里地里山や鎮守の森や公園など街の緑をつなぐことによる緑地の保全・創出など、名古屋の街づくり、都市計画そのものを変えていくことで「冷暖房のいないまち名古屋」をめざしたいという強い思いだ。マニフェストでも掲げており、私の政治的理念である。市民から反対の意見をいただいたことはない。このような理念を体現したビジョンの表現が、市民の意見を聴くこともなく、一方的に書き換えられることはあってはならず、計画策定の趣旨を損なうものと言わざるを得ない。

市長の身勝手な解釈だ。修正は当然(意見)

【くれまつ議員】冷暖房のいないまちの修正について、市長の身勝手な解釈を前提としても、冷暖房のいないまちも冷暖房にたよらないまちも同じことをめざして、理念は同じ、スローガンが違っただけで、市長の計画策定の趣旨を損なうような修正ではない。全国でも議会の修正議決に再議が行われていないということです。市長の身勝手な解釈といわざるをえません。

議会の修正議決が議会の権限をこえるという法的な根拠は示されませんでした。

詳細な質疑は常任委員会で行うことを表明して、質疑を終わります。



各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2010年9月議会 委員会日程表(補正予算 条例改正等)

日時	総務環境	健康福祉	財政教育	土木交通	経済水道	都市消防
9/17 (金)	10:00 3分演説なし 10:30 質疑(総務)	3分演説1人 質疑(財政)	3分演説なし 質疑(子ども)	3分演説2人 質疑(土木)	3分演説なし 質疑(経済)	3分演説なし 質疑(消防)
9/21 (火)	10:30 質疑(総務・議員 提出議案)	質疑(福祉・病院)	質疑(教育)		総括質疑(経済)	総括質疑(消防)
9/22 (水)	10:30 総括質疑(総務)	総括質疑(財政)	総括質疑(子ども)			所管事務調査 (あおなみ線再生計画)
9/24 (金)	10:30 所管事務調査 (COP10)	総括質疑(福祉・病院) 所管事務調査 (城西病院と緑市民病院)	総括質疑(教育)		所管事務調査 (緊急雨水整備事業)	所管事務調査 (歴史のまちづくり)
9/27 (月)	10:30 意思決定	総括質疑(財政) 意思決定 所管事務調査 (市債権の適正管理)	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

補正予算の主な内容

	事項	金額	財源	説明
一般 会計	冷凍倉庫の固定資産税等に関する訴訟における和解金	1億4,450万円	一般財源 1億4,450万円	冷凍倉庫の固定資産税・都市計画税に関する訴訟2件の和解金
	介護保険施設における施設内保育施設の整備補助	2,600万円	国庫 2,600万円	介護従事者の確保、定着のため、介護保健施設内の保育施設に補助 民間特別養護老人ホーム 1カ所 民間介護老人保健施設 1カ所
	保育所緊急整備事業	1億9,621万7千円	県庫 1億6,077万2千円 諸収入 388万円 一般財源 3,156万5千円	保育所入所待機児童解消のため 民間保育所の整備補助5カ所320人 民間保育所分園の設置補助2カ所40人 公立保育所の入所枠拡大7カ所49人
	緑文化小劇場駐車場の改修	950万円	一般財源 950万円	桜通線開業に伴い駐車場を有料化するための改修
	計	3億7,621万7千円	国・県費 1億8,677万2千円 諸収入 388万円 一般財源 1億8,556万5千円	歳入のうち 前年度繰越金は1億8556万5千円

繰越明許費

事業名	金額	理由
新斎場整備の基本設計	4,338万円	着手の遅れ
小学校校舎の増築	1億2,565万3千円	篠原小の増築工事。国が耐震改修を優先していたため事業認可が遅れたため
中学校校舎の増築	1億7,797万5千円	山田中の増築工事。同上

債務負担行為

事項	期間	限度額	理由
緑文化小劇場駐車場管制装置の借上げ	23～27年度	900万円	借上げ期間が5年にわたるため
中学校校舎の増築	23年度	3億5,200万円	志段味中の着工遅れで、工事が2か年にわたるため、一体予算とする。

主な議案に対する会派別態度(補正予算案等)

1、当局提案 15件(条例案:7件、補正予算案:1件、一般案件:5件、再議:2件)

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正								否決	議員報酬を月額99万円から49万5千円に半減する。2011年4月1日より
名古屋市病院事業の設置等に関する条例改正		○	○	○	○	○	○	可決	西部医療センターを名古屋市立西部医療センターに、東市民病院を名古屋市立東部医療センター(一般病床数:1,204床 1,389床)とする。城西病院民間売却に伴う病床数の変更。
名古屋市立病院条例の改正		○	○	○	○		○	可決	西部医療センターの特別室使用加算額の上限額を12,000円 38,000円にする。駐車場の名称を東部医療センター駐車場、西部医療センター駐車場に変更
名古屋市プール条例の改正							○	可決	稲葉地プール及び名東プールを2011年4月1日に廃止
名古屋市文化小劇場条例の改正								可決	緑文化小劇場の駐車場の利用料金を有料化。1回300円、回数券(11回分)3,000円、(25回分)5,000円とする。
2010年度名古屋市一般会計補正予算(第3号)							○	可決	補正額 3億7,621万7千円。冷凍倉庫の固定資産税等に関する裁判での和解金、介護施設内への保育所整備補助、公立保育所の入所枠拡大、緑文化小劇場の駐車場を有料化するための施設改修など
訴訟上の和解		○	○	○	○	○	○	可決	2007年3月23日に本市に提訴された、冷凍倉庫の固定資産税に関する過誤納金相当額の損害賠償を求める訴訟(控訴事件)について、同様の訴訟の判決が最高裁において確定したことに伴い、控訴人(城北冷蔵株式会社)と和解。和解金額 14,950,915円
訴訟上の和解								可決	2009年4月16日又は同年5月19日に本市に提起された、冷凍倉庫の固定資産税に関する過誤納金相当額の損害賠償を求める訴訟について、同様の訴訟の判決が最高裁において確定したことに伴い、原告(東洋水産株式会社はじめ5社)と和解。和解金額 129,548,789円
指定管理者の指定					○		○	可決	緑寿荘の指定管理者を社会福祉法人九十九会に指定。2011年4月1日から2021年3月31日まで(10年間)
指定管理者の指定					○		○	可決	名古屋市コミュニティセンター(稲生、赤星、中川)の指定管理者を、稲生学区連絡協議会、赤星学区連絡協議会、中川学区連絡協議会に指定。各施設の供用開始日から2014年3月31日まで
市道路線の認定及び廃止					○		○	可決	定納山第46号線始め11路線を認定、猪子石下田高針荒田線始め4路線の一部又は全部を廃止
名古屋市児童福祉施設条例の改正		○	○	○	○	○	○	可決	尾張旭市の旧保短の土地の分筆で住所変更
名古屋市学校給食センター条例の改正		○	○	○	○	○	○	可決	同上
名古屋市公開事業審査の実施に関する条例に対する再議(採決は可決された議案への態度。共は原案に反対してきた)	○	○	○	○	○	○		原案可決	2010年6月29日議決「名古屋市公開事業審査の実施に関する条例」を再議に付す。公開事業審査は、市長が執行する事務であり、議員提案の条例で、長の事務について個別具体的に規定することは、議決権限を超えるから。再議に道理がないと反対し、可決議案で採決

○=賛成 =反対 / 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党
社:社民党・ローカルパーティ 気:新民法派気魄 ク:民主党クラブ

続き

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市中期戦略ビジョンに対する再議（採決は可決された議案への態度。共は原案に反対してきてきた）								原案可決	2010年6月29日議決「名古屋市中期戦略ビジョン」のうち修正議決部分は、議会の権限を超える。長の事務管理執行権に基づく総合計画の策定権を損ない、議会に総合計画の議決権限を付与した趣旨を逸脱する修正議決だ。再議には道理がないとして反対し、可決された議案に対して採決

2、追加議案 6件（条例案：2件 人事案件：1件）

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市消防関係事務手数料条例の改正								可決	特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料を、概ね9%引き下げる
火災予防条例の改正								可決	自動火災報知設備が整備された共同住宅に併設されたグループホーム等への住宅用防災警報機の設置を免除する
教育委員会の委員の選任								同意	野田敦敬（1958年生、北区、西味鏡小教諭などを経て現在愛知教育大学教授。名古屋市教育振興基本計画検討委員会会長。従来の校長枠。新）

3、継続議案（市長提案分） 1件（条例案：1件）

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
平成22年度の名古屋市市民税に係る減税条例の改正								保留	10%減税を恒久化するもの。財源見とおしがはっきりしないとして保留に。委員会では採決求める

4、議員提出議案 3件（条例案：1件 人事案：1件 一般案件：1件） 意見書は別項に掲載

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の改正								同意	議員報酬を、月額10万円削減している特例からさらに10万円削減。11月から4月まで。議会改革への第1歩。気魄は3割減を主張（共産党のたたき台（案）は4割減）
地域環境審議会委員の推薦								同意	任期2年
議員派遣（シドニー姉妹都市提携30周年記念公式代表団）								同意	10月31日～11月5日。シドニー、ノースシドニー、ストラスフィールドへ姉妹都市提携30周年記念行事。その他調査。議長と各党団長の5人。

5、継続案件（議員提出分） 1件（条例案：1件）

議案名	各会派の態度							結果	備考
	共	民	自	公	社	気	ク		
名古屋市住民投票条例の制定								保留	市長提案の可否や議会の承認要件、重要事項の内容などを議論。意見一致に至らず

= 提出 ○ = 賛成 = 反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
 = 保留 = 保留に反対 社：社民党・ローカルパーティ 気：新会派気魄 ク：民主党クラブ

地域環境審議会委員名簿

千種：亀井裕子(1955年生れ、無職) 千葉美津枝(1947年生れ、会社役員) 因田和夫(22年生れ、自営業) 服部信子(1943年生れ、無職) 大矢勝由(1942年生れ、会社員)

東：中西菊子(1930年生れ、マンション経営) 竹内隆史(1940年生れ、無職)

北：北村勝利(1945年生れ、会社員) 奥 和子(1937年生れ、無職) 松岡洋文(1937年生れ、診療放射線技師) 小林俊英(1943年生れ、会社員) 榊原正城(1641年生れ、無職) 浅井イ子(1952年生れ、無職)

西：石川エツ子(1937年生れ、無職) 菊池映里砂(1972年生れ、無職) 澤田八重子(1943年生れ、無職) 西田一廣(1947年生れ、団体役員) 村瀬利子(1934年生れ、無職)

中村：片岡良友(1956年生れ、薬剤師) 杉山寿子(1937年生れ、会社役員) 矢澤直彦(1954年生れ、自営業) 大野勝正(1949年生れ、歯科技工士) 内山妙子(1949年生れ、会社役員)

中：佐野武司(1938年生れ、無職) 渡部六七八(1936年生れ、無職)

昭和：亀井綾子(1934年生れ、無職) 近藤さち子(1956年生れ、無職) 長谷川歌子(1931年生れ、司法書士) 榊山不二夫(1944年生れ、木工事コンサルタント)

瑞穂：秦 宣昭(1943年生れ、無職) 浅山カズ子(1942年生れ、無職) 渡邊晶子(1951年生れ、無職) 鈴木園三(1927年生れ、会社役員)

熱田：富田芳金(1931年生れ、無職) 鬼頭利雄(1937年生れ、自営業)

中川：加藤正典(1943年生れ、無職) 浅野和郎(1937年生れ、会社役員) 大井吉直(1938年生れ、会社役員) 奥村敏彦(1940年生れ、無職) 吉田 滋(1946年生れ、会社役員) 吉山 勲(1969年生れ、団体職員) 住田 守(1934年生れ、会社役員)

港：曾根里史(1950年生れ、会社員) 坂井田清(1943年生れ、宝石商) 古川 巖(1938年生れ、無料) 山田都照(1933年生れ、農業) 前川芳雄(1940年生れ、無職)

南：磯部力三(1938年生れ、自営業) 鏡味正義(1942年生れ、無職) 山口賢司(1959年生れ、医師) 青山幸夫(1933年生れ、無職) 中島謙一(1941年生れ、無職)

守山：飯田美智子(1943年生れ、無職) 臼井 清(1944年生れ、薬局経営) 野々垣滋子(1955年生れ、無職) 吉田良一(1924年生れ、無職) 尾関ミヤ子(1935年生れ、無職) 吉田保弘(1937年生れ、会社役員)

緑：中村弘子(1947年生れ、学校講師) 立元武士(1942年生れ、会社役員) 濱島正継(1957年生れ、会社役員) 平岡文治(1964年生れ、会社役員) 石原洋一(1944年生れ、薬剤師) 各務鉀一(1947年生れ、団体役員) 奥藤 涉(1942年生れ、理容業)

名東：桑山生資朗(1938年生れ、無職) 石川貞子(1944年生れ、無職) 後藤康之(1928年生れ、会社役員) 立石昭子(1942年生れ、無職) 中村あゆみ(1961年生れ、無職)

天白：岩田幸子(1941年生れ、無職) 山下富也(1943年生れ、派遣社員) 折野鳴美(1949年生れ、無職) 中村和郎(1935年生れ、無職) 梶原義隆(1935年生れ、無職)



議案に対する賛成討論(9月28日)

**報酬削減は当然、市民を交えた第三者機関の意見で
適正な額を定めるさらなる改革が必要**
田口かずと 議員



【田口議員】私は、日本共産党名古屋市会議員団を代表して、議員報酬を月額20万円引き下げる特例条例改正案に賛成の立場から討論を行います。

報酬削減は当然

厳しい経済情勢のもと、毎日を懸命に生きておられる市民のみなさんの暮らしの現実と心に心を寄せて、私たち名古屋市会議員が、自らの高額な報酬を引き下げることは、当然のことです。

引き続き削減に取り組む

今回の報酬引き下げ案は、わが党がたたき台として示してきた削減額には至らないものですが、来年4月予定の市会議員選挙までの暫定的な引き下げであること、今後、第三者機関などを設置し、議員報酬についても市民の意見を踏まえて検討していくことが、議会改革推進協議会において合意

されたことから、今回の引き下げ案に賛成するものであります。

市長の押し付けでなく第三者機関で検討を

一方で、河村市長は、報酬半減を唱えていますが、市長が議会にたいして議員報酬の削減を押し付けるやり方は、憲法が定める地方自治の二元代表制の原則を損なう行為です。名古屋市会議員の報酬額はいくらが妥当か、報酬でどこまで措置すべきか。これは、市長の押し付けでも、議会のお手盛りでもなく、市民が参加する第三者機関で客観的に検討していただくべきものであります。

さらなる引き下げに取り組む

今回の暫定的な引き下げは第一歩であり、わが党は、市民の意見を踏まえつつ、議員報酬のさらなる引き下げに取り組む決意であることを申し添えて、討論を終わります。

政令市の議員定数や議員報酬など 2010.110特例まで

都市名	人口 (2010.4)	議員 定数	議員一人 当り人口	議員報酬(万円)			政務調査費 (月額/万円)	費用弁償 (日額/円)
				月額	期末手当 (2009実績)	年額計		
札幌市	1,892,452	68	27,830	86	386.57	1,418.57	38	-
仙台市	1,034,646	60	17,244	82.4	377.58	1,366.38	35	5,000
さいたま市	1,214,709	64	18,980	80.7	362.75	1,331.15	34	-
千葉市	956,682	56	17,084	73.15	383.46	1,261.26	27	-
横浜市	3,671,386	92	39,906	97	483.06	1,647.06	55	-
川崎市	1,410,734	63	22,393	83	373.09	1,369.09	45	実費
相模原市	712,635	49	14,544	67	301.17	1,105.17	10	実費
新潟市	812,105	56	14,502	65.3	212.23	995.83	15	5,000
静岡市	716,602	53	13,521	66.3	326.2	1,121.80	25	実費
浜松市	809,233	54	14,986	64.8	284.15	1,061.75	15	-
名古屋市	2,258,280	75	30,110	79	445.01	1,393.01	50	-
京都市	1,463,373	69	21,208	91.2	431.52	1,525.92	54	5,000
大阪市	2,662,608	89	29,917	96.9	507.96	1,670.76	54	-
堺市	838,485	52	16,125	78	388.44	1,324.44	30	-
神戸市	1,536,880	69	22,274	93	457.56	1,573.56	38	8,000 ~ 14,000
岡山市	704,979	52	13,557	71	349.32	1,201.32	13.5	-
広島市	1,171,640	60	19,527	86	423.12	1,455.12	30	5,000 ~ 8,000
北九州市	982,319	61	16,104	88	382.47	1,438.47	38	7,000 ~ 10,000
福岡市	1,454,631	63	23,089	88	395.56	1,451.56	35	1,000 ~ 3,000

請願・陳情審査の結果 (2010年7月～2010年9月の委員会審査と9月27日本会議)

請願保留分 (6月議会に新規請願はありませんでした。6月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日)

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度							結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気	ク		
平成19年第16号	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定することを求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会 愛知県本部	アレルギー疾患、特にアトピー性皮膚炎を学校病に指定を								保留	教子 2010. 9.3
平成19年第17号	子どもの医療費無料制度の対象年齢を中学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することを求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 中学校卒業まで拡大を					-	-	-	財助採択	教子 2010. 9.3
平成19年第18号	30人以下学級の実現を求める請願	新日本婦人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30人以下学級の計画的な実施を 2 各学級には常勤の教員配置を								保留	教子 2010. 9.3
平成19年第22号	守山市民病院の縮小再編計画の見直しと充実を求める請願	地域医療を考えた 守山市民病院を守る会	2 今後も災害医療活動拠点と位置付け、必要な整備、充実を 3 救急医療体制を充実させる					-	-	-	採択 保留	財福 2010. 7.27
平成19年第28号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	1 保育所入所中に障害認定を受けた3歳未満児の障害児保育を								保留	教子 2010. 9.3
平成20年第1号	75歳以上の高齢者に対する新たな福祉制度を求める請願	愛知県社会保障推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料軽減措置に相当する市独自の新たな福祉制度を								保留	財福 2010. 7.27
平成20年第2号	すべての障害を持つ子の行き届いた教育の実現を求める請願	障害児教育の充実を願う会	1 市の知的障害特別支援学校新設を 2 市立の肢体不自由特別支援学校の早急な新設を 3 普通学級に在籍する発達障害の子どものための教育条件整備を 4 現状の特別支援学級を継続・充実し、障害種別に応じた特別支援学級の設置を 5 医療ケアが必要な子どものため、看護師を別枠定数で正規採用を 6 小学校・中学校・高等学校の30人以下学級を早急に実現を								保留	教子 2010. 9.3
平成20年第7号	後期高齢者医療制度を選択しない65歳以上の障害者に対する医療費助成の継続を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	後期高齢者医療制度を選択しない障害者も医療費助成制度の対象に								保留	財福 2010. 7.27
平成20年第8号	行き届いた名古屋の学校教育の実現を求める請願	名古屋市学校事務職員労働組合	2 愛知県に働きかけつつ、正規職員の充実を図る								保留	教子 2010. 9.37
平成20年第17号	障害者授産施設の直営存続と障害者施策の拡充を求める請願	障害者施策の充実をすすめる会	4 自立支援法での契約になじまない障害者施策の体系の整備を 5 (3)親亡き後の高齢者施策等につなげるシステムの具体化を								保留	財福 2010. 7.27
平成20年第18号	介護保険制度の抜本的改善・充実及び後期高齢者医療制度の廃止を求める請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	2 特別養護老人ホーム等の基盤整備を進め、待機者の解消を								保留	財福 2010. 7.27
平成20年第21号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	2 実態に応じて加配保育士をつけ、保育時間を制限しない								保留	教子 2010. 5.17

○=賛成 =反対 =退席 / 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党 社:社民党・ローカルパーティ 気:新会派気魄 ク:民主党クラブ

継続審査 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気		
平成20年第25号	短歌会館の存続を求める請願	新日本婦人の会中支部	短歌会館を存続させる							保留	経水2010.9.6
平成21年第1号	若松寮の公立施設としての存続を求める請願	名古屋市若松寮を守る会	若松寮に指定管理者制度を導入しない。若松寮を民営化しない。							保留	教子2010.9.3
平成21年第9号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (2)障害のある子どもに必要な施設・設備を整える施策を実施する							保留	教子2010.9.3
平成21年第10号	妊婦健診費用の補助を求める意見書提出に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	1 妊婦健診14回分の無料化を平成23年度以降も継続する 2 産後の健診1回分を無料にする							保留	教子2010.9.3
平成21年第11号	子育て支援に係る公の施設利用に関する請願	新日本婦人の会愛知県本部	子育てサークルのスポーツセンターや生涯学習センター、女性会館などの使用料を無料に							保留	教子2010.9.3
平成21年第15号	地域委員会制度の検討を慎重に進めることを求める請願	名古屋市区政協力委員議長協議会	地域委員会制度は、地域団体等へ十分な説明を行い、名古屋市区政協力委員議長協議会及びその他の各種地域団体等の理解が得られるまでは、モデル地域の公募を始めない						8区で実施しており、議会意思決定済みで打切	打切り	総環2010.7.29
平成21年第16号	障害者(児)福祉の拡充を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	2 応益負担による地域生活支援事業の利用料を廃止する 3 障害者自立支援法を廃止し、障がい者総合福祉法を制定する意見書の提出を							保留	財福2010.7.27
平成21年第21号	障害児保育の充実を求める請願	名古屋市公立保育園父母の会	1 3歳児未満の障害児が、十分な体制の下で保育を受けられるように							保留	教子2010.9.3
平成21年第22号	公的保育制度の堅持を求める請願	天白区住民	3 保育料を値下げする (2)送迎用の車が止められる駐車場の確保を (3)園舎のトイレを改修し、園庭の水はけが良くなるように老朽化対策を 6(1)学童保育とトワイライトスクール事業を統合しない。放課後子どもプランモデル事業を実施する際は事前に地元の学童保育所の同意を 7(1)一時保育実施園を増やす (3)二階の高い地域に休日保育実施園を設置する (4)育休あけ・産休あけ入所予約の実施園を増やす (6)ア 障害児の認定の年齢枠を撤廃し、希望者が入所できるような人的配置及び財政的支援をする							保留	教子2010.9.3
平成21年第24号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育・学童保育施策の拡充を求める請願	愛知保育団体連絡協議会	1 認可保育所の整備で待機児童解消を (後段)一時保育や休日保育などを公立保育所でも実施を							保留	教子2010.9.3
平成21年第26号	子どもたちが健やかに育つために北区内の市立保育園の延長保育実施園、一時保育実施園及び子育て支援センター事業実施園の拡充を求める請願	北区住民	1 西味鏡保育園と大野保育園の延長保育を早急に実施を 2 北区の市立保育園で一時保育事業・子育て支援センター事業の早急な実施を							保留	教子2010.9.3

○ = 賛成 = 反対 = 退席 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党 社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

新規請願 続き

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度						結果	備考(委員会)
				共	民	自	公	社	気		
平成21年第31号	汐見が丘保育園を公立で建て替えることと緑区の待機児童をなくすことを求める請願	汐見が丘保育園を守る会	1 (2)保育要求の高い地域に、新設の保育所をつくる							保留	教子2010.9.3
平成21年第32号	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める請願	名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会	3 保険料減免制度及び一部負担金減免制度を拡充する							保留	財福2010.7.27
平成22年第1号	障害者自立支援法の利用料の応益負担、報酬の日額払い方式に係る国への意見書提出に関する請願	福保労東海地本	新法制定までの措置として、障害者自立支援法の利用料の応益負担を応能負担に、報酬の日額払い方式を月額払い方式に変更する意見書を							保留	財福2010.7.27
平成22年第2号	民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化に反対する意見書提出に関する請願	福保労東海地本	民間保育所運営費国庫負担金の一般財源化に断固反対する意見書を							保留	教子2010.9.3
平成22年第5号	市長の品位の保持と議場の品位の回復を求める請願	名古屋市会を傍聴する市民の会	1 市長は議会中に品位を欠いた不規則な発言を行って議事を妨げない							保留	総環2010.7.29
			2 名古屋市のトップという自覚を持って、自らが損なった議場の品位を回復する								

陳情新規分 (6月定例会で受理されたもの)

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度など	備考
平成22年第6号	子ども手当の廃止を求める意見書提出に関する陳情	日本の子供の未来を・守る会愛知支部	子ども手当を廃止する意見書の提出を	意見陳述後、打切り	教子2010.9.3
平成22年第7号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書提出に関する陳情	日本の子供の未来を・守る会愛知支部	選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書の提出を	聞きおく	総環2010.7.29
平成22年第8号	訪問カットに介護保険の適用を求める意見書提出に関する陳情	全日本訪問美容支援協会	訪問カットに介護保険を適用する意見書の提出を	聞きおく	財福2010.7.27
平成22年第9号	地下鉄の車両内にスタンディングボールを設置することを求める陳情	天白区住民	地下鉄の車両内にスタンディングボールの設置を	聞きおく	土交2010.7.27
平成22年第10号	名古屋市議会が、議員報酬を半減する政策を理解し、その実現に協力することを求める陳情	埼玉県和光市住民	市議会が、議員報酬を半減する政策を理解し、その実現に協力する	議会意思決定済みで審査打切り	総環2010.7.29

○ = 賛成 = 反対 = 打切り / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

請願・陳情

9月議会に受理されたもの

9月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は10～11月の閉会中委員会で行われます。

請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年第7号	平成22年9月24日	本市における化製場等に関する法律第9条第1項に基づく動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域の見なおしを求める請願	港区住民	工藤彰三、中里高之、渡辺義郎(自民)

化製場等に関する法律によれば、牛、馬等政令で定める種類の動物を専用の施設において、県条例で定める数以上、飼養又は収容しようとする者は、動物の種類ごとに市長の許可を得なければならないとされている。また、同法では、市長が許可を与えるときには、専用の施設の構造設備が県条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していなければならないとされている。法がこのような規制を設けたのは、以下の理由によるものと考えられる。すなわち、動物の飼養には、排泄物、臭気、汚水等の発生が伴うことが多く、飼養する動物の数が増えれば、排泄物等も増加する。それらが放置されれば生活環境が悪化する等、周辺住民の生活に直接影響を与える可能性が高いからである。

ところが、同法では、市内すべての地域で市長の許可が必要とされているわけではない。許可が必要な区域は、人口密度が1平方キロメートルあたりおおむね3000人以上であること等、県条例で定める基準に従い、市長が告示によって指定しており、直近の告示では、周辺区域の一部は許可を必要としない区域とされ、我々が居住する港区南陽地区も許可を必要としない区域とされた。

しかし、この告示は昭和59年9月29日付けで行われたものであり、すでに四半世紀が経過している。これまで指定区域は過去一度も見直しがされていないが、この間、住民の環境意識の高まり、宅地開発等に伴う周辺地域の人口の増加等、本市の状況にはかなりの変化があった。そのため、指定されていない区域が現在も県条例の基準に適合しないのかどうかは明らかではなく、そもそも県条例の基準自体が本市の現状に適合しているのかという疑問もある。

快適かつ衛生的な環境で生活することは多くの人の願いである。我々は、自分たちが住む地域に法で定められた規制の適用がないことを極めて遺憾に思ってきた。これまで港区内では規制が問題となる事例はなかったが、この状況が持続するという保障はなく、必要な規制がされないかもしれないという不安を抱えたまま生活することはできない。

ついては、速やかに指定区域の見直しが実施されることを期待し、次の事項の実現をお願いする。

- 1 現在、本市において化製場等に関する法律第9条第1項に基づく動物の飼養又は収容のための許可を必要とする区域に指定されていない地域の状況を早急に調査し、指定区域の見直しを実施すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	陳情者
平成22年第8号	平成22年10月7日	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会 (79,493名)	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき くれまつ順子 かとう典子 田口かずと(以上共産) 梅村邦子 梅村麻美子 加藤一登 田中里佳 服部将也 日比健太郎 山本久樹(以上民主) 井神邦彦 東郷哲也 中川貴元 丹羽ひろし 藤沢忠将 前田有一(以上自民) とみた勝ぞう(社民) のりたけ勅仁(ク)

国において、今後5年間の子育て支援の方向性を指し示す子ども・子育てビジョンが閣議決定され、学童保育の対象児童数の数値目標が現行の81万人から111万人に修正された。

名古屋市では、学童保育の助成金額が国基準並みになったが、学童保育に関する課題はまだたくさん残されている。多くの学童保育は、名古屋市が貸与するプレハブで行われているが、プレハブを建てる土地は保護者が中心となって借りている。そのため、毎年市内の数か所で保護者が土地の返還・明渡しを求められ、学童保育所の移転を余儀なくされており、仕事を抱える保護者が中心となって土地探しをせざるを得ないという実態がある。子ども達が年間2000時間近い時間を過ごす施設にふさわしい広さや周辺環境を満たす土地を保護者が市内で確保することは極めて困難であり、確保したとして

も、長期にわたって安定的に使用できるとは限らない。プレハブと同様に土地についても、名古屋市が責任を持って確保するようにしていただきたい。

障害児を受け入れている学童保育所への助成金は、現在では受け入れた障害児が一人以上であれば何人いても同じ金額であるが、二人以上受け入れた場合、施設の改修や指導員の配置・増員等で助成金より多額の費用が必要になる場合が多く、障害児の受入れが進まないという実態がある。発達障害者支援法においては、学童保育の利用の機会の確保や適切な配慮について規定されている。学童保育を必要とするすべての障害児が入所できるよう、障害児受入加算を一律ではなく、一人ごとにしていただきたい。

名古屋市では、学童保育指導員が経験を積みながら、子ども達が安定・安心して生活できる保育制度と、保護者が安心して働き続けられる学童保育制度を継続・発展させてきた。この名古屋市で培ってきた学童保育制度を拡充し、経験加給助成を新設することで、学童保育指導員が長く働き続けられる仕組みを作っていただきたい。

ついでに、学童保育を必要とする子ども全員が学童保育所に入所できるよう、学童保育施策の充実を願い、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学童保育制度を拡充すること。
 - (1) 名古屋市が責任を持って学童保育所の土地を確保すること。
 - (2) 障害児受入加算を一律ではなく、一人ごとにする。
 - (3) 学童保育指導員の経験加給助成を新設すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成22年 第9号	平成22年 10月7日	住民によって明確に示された住民意思を尊重し、国家政策に反映させることを政府に求める意見書提出に関する請願	あいち沖縄会議	うめはら紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口きよあき かとう典子 田口かずと (以上共産) とみた勝ぞう(社民)

沖縄県名護市民が、平成9年に実施された住民投票において、普天間基地の辺野古への移転を拒否する意思を表明する等、名護市においても沖縄県においても、米軍基地県外移設・縮小の住民意思は明確である。それにもかかわらず、菅首相は記者会見で、普天間問題については、普天間基地の移設先を名護市辺野古沿岸にするとした平成22年5月の鳩山前政権による日米合意を尊重する姿勢を明らかにした。

私たちは、地方自治の確立を願う立場から、民主党政権の普天間問題を巡る迷走によって、同政権が進める地域主権改革が、住民意思を切り捨てても政府方針を優先させる中央主導の改革となるのではないかと危惧している。

菅首相は、「国民の立場というものを全てに優先する」と明言している。国家の目的が国民の幸福の実現にあり、これを具体的に実行するのが地方公共団体の役割であることは、憲法第13条、第25条、第92条、第95条の規定により明白である。住民意思が明確に示され、地方公共団体がこの住民意思を代弁して政府に政策変更を迫っている以上、政府がなお既定方針を貫くというのであれば、地方公共団体の住民投票ではない、憲法第95条に基づく住民投票によって最終的な解決を図ることも考えられる。

名護市においては、住民投票を行ったにもかかわらず、政府は住民意思を省みることがなかった。これでは、私たち国民は安心して暮らすことができない。地方自治の本旨である住民自治を実現することは、地方自治に生活と希望を託す全住民の願いであるとともに、地方自治に日夜尽力されている貴議会の総意でもあると私たちは信じている。

ついでに、貴議会が次の事項を内容とする意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出されるようお願いする。

- 1 住民によって明確に示された住民意思を十分に尊重し、国家政策に反映させること。

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された11件の意見書案（1件は追加）について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、日本共産党の提案した意見書案1件も含め、6案件が修正など調整を行って共同提案の合意が得られ、9月30日に議決しました。生活保護の意見書は改悪的内容の推進になる、地方分権の意見書は構造改革路線の推進になるものとして反対しました。地方自治の継続を求める意見書は、国の補正予算見直しに抵抗するものであり、民主党は賛成しましたが日本共産党は反対しました。後期高齢者医療制度廃止の意見書に民主党は反対しました。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書案）

意見書案	原案提出	結果	各会派の態度			
			共産	民主	自民	公明
地方議会の自立性の確立に関する意見書（案）	民主	可決	修正			
社会保険中京病院の公的存続法案の早期成立に関する意見書（案）	民主	可決				
鉄道駅周辺の放置自転車対策に関する意見書（案）	自民	可決				
学生に対する支援制度の充実に関する意見書（案）	自民	可決				
完全な地上デジタルテレビ放送の実施に向けた円滑な移行策に関する意見書（案）	公明	可決	修正			
21世紀型の公共投資の推進による景気対策に関する意見書（案）	公明	可決			修正	
郵政民営化のさらなる推進に関する意見書（案）	公明	否決				
国会の比例定数削減に関する意見書（案）	共産	否決				
政党助成金制度の廃止に関する意見書（案）	共産	否決				
尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）	追加	可決	修正			修正

ゴチック字は可決された意見書 議運に提案された段階での態度 = 賛成 = 反対 = 保留
 が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。
 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党

《採択された意見書》

地方議会の自立性の確立に関する意見書

近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められている中、住民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる地方議会も、二元代表制のもと、今まで以上に機能を向上させ、その役割と責任を果たしていくことが求められている。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権を長だけが持っていることなど、長と議会との間の権能のバランスがとれておらず、議会本来の機能が発揮されていないため、議会の自立性を確立し、議会に与えられた機能を発揮する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、二元代表制下において、行政側と並立する議会の招集権を長だけが持つことは不合理なため、議長にも議会の招集権を付与するよう強く要望する。

社会保険中京病院の公的存続法案の早期成立に関する意見書

社会保険中京病院は、本市における中核的な医療機関として、長年にわたり地域医療に貢献してきている。地域医療が危機にある中で、本市に5カ所ある救命救急センターの一つとして、また、熱傷に関する基幹病院

として救急医療などを積極的に担っている。

社会保険病院・厚生年金病院等の存続については、第173回臨時国会において「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」が提出されたが、第174回通常国会において廃案になっている。さらに、社会保険病院・厚生年金病院等の保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）は、本年9月末に迎える予定であった存続期限が2年の延長になったものの、存続は危ぶまれる状況である。

こうした存続危機の問題は、患者や地域住民のみならず医師や看護師など医療従事者までも多大な不安を与え続けている。このままでは、医師や看護師などの離職や地域に必要な診療科の不足などにより医療機能が低下し、患者や地域住民の生命をも脅かしかねない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、社会保険中京病院が地域医療・救急医療において果たしている役割を十分に踏まえて、安定的な地域医療を維持・拡充させるためにも、社会保険中京病院を公的に存続させる法案を早急に成立するよう強く要望する。

鉄道駅周辺の放置自転車対策に関する意見書

自転車は、通勤、通学や買い物など、多くの人々に利用されている交通手段であり、近年では、環境負荷の低い交通手段として見直されるなど、今後ますます自転車利用が交通社会の中で重要な位置づけを持つことが予想される。

しかしながら、現在の自転車法では、地方公共団体の条例により鉄道事業者に自転車駐車場の附置義務を課すことができないため、鉄道駅周辺では放置自転車が通行の障害となり、街の美観を損なうなど大きな社会問題となっている。

鉄道駅周辺の放置自転車対策については、駅周辺の用地が少なく、自転車駐車場の確保が困難をきわめている中、鉄道事業者の積極的な理解と協力が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、自転車法を改正し、鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場の附置義務化を盛り込むよう強く要望する。

学生に対する支援制度の充実に関する意見書

長引く不況による家庭の経済状況の悪化により、大学への進学を断念せざるを得ない者が多くなっている。大学で学ぶためには、入学金や授業料、教材費等の学費に加えて、みずからの住居費や食費が必要となるが、親からの援助が期待できない状況であれば、生活費を稼ぐためのアルバイトに時間をかけざるを得ず、意義のある学生生活を送ることが困難となる。

今や大学進学率は50%を超えているが、学習意欲が高く優秀な学生が経済的理由により進学の道を閉ざされたり、あるいは生活費を稼ぐための労働によって必要な勉強時間が確保できなくなったりすることは、日本の将来を担う人材を育成するという観点からも大きな損失である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、給付型の奨学金制度を確立するなど、学生が安心して勉学に励むことのできる環境を整えるよう強く要望する。

完全な地上デジタルテレビ放送の実施に向けた円滑な移行策に関する意見書

平成23年7月24日をもって地上アナログテレビ放送は終了し、完全に地上デジタルテレビ放送に移行することが予定されており、総務省の調査では、平成22年3月時点で地デジの世帯普及率は83.8%となっている。前回調査から14.3%増加し、当初の普及目標を上回ったが、今後、さらなる世帯普及や視聴者側の受信環境整備への支援を進めていく必要がある。

また、平成23年に残存するアナログテレビは推定約2,700万台と言われ、これらは地デジ完全移行で大量の廃棄物となることから、不法投棄の懸念も指摘されており、不要テレビの処分に関する対策も必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、完全な地上デジタル放送に円滑に移行するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地上デジタル放送に関する個別相談会を地方公共団体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援

策を十分に講ずること。

- 2 地上デジタル放送に対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行及びビル陰世帯等への受信障害対策など、確実な移行策を推進すること。
- 3 大量のアナログテレビが一斉に廃棄物になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なリサイクル対策を着実に推進すること。
- 4 公共施設による電波障害が新たに発生する場所については、国において予算措置などの支援策を講ずること。

21世紀型の公共投資の推進による景気対策に関する意見書

我が国の景気は、リーマンショックに端を発した最悪の経済状況からは脱したものの、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も厳しい状況が続いている。また、地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレや公共投資の大幅削減の影響による長引く不況にあえいでおり、景気回復のための経済対策が課題となっている。

こうした中、学校など公共施設の耐震化や近年多発しているゲリラ豪雨への対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高く、地方経済が活性化する効果も大いに見込めることから、21世紀型の公共投資として着実に推進することが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 太陽光発電装置の設置や介護施設の拡充などの公共投資を推進し、内需の振興を図ること。
- 2 老朽化した施設（橋梁、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は24日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を処分保留のまま釈放した。

「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年以降であり、それ以前はどの国も異議を唱えたことはなかった。

しかし、今回中国人船長が逮捕されると、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談を見送るなどの対抗措置をとり、中国人観光客の訪日中止など日本の各種産業にも悪影響が出ている状況にある。

一方、日中両国の友好的な発展と協力関係は、二国間のみならず、地域・国際社会全体にとっても極めて重要であることから、真剣な対話を通じて課題を解決していくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、毅然とした外交姿勢を確立するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 「尖閣諸島は日本固有の領土である」との態度・根拠を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
- 2 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表時期を的確に判断し、事実関係の解明に努めること。
- 3 日中関係については、対話を重ねて平和的解決に努力すること。。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

国会の比例定数削減に関する意見書(案)

菅直人首相は、衆議院で比例定数を80、参議院では40程度減らすことを基本とした国会議員の定数削減で、年内に与野党合意を目指す方針を示した。

衆議院の比例定数を80削減すると、2009年総選挙結果にもとづく試算では、民主党は比例代表42.41%の得票率で、小選挙区も含め衆議院議席の68.50%を占め、1党だけで3分の2以上の議席を得ることになり、参議院で否決された議案も衆議院で再可決できることになる。

選挙制度で最も大事なことは、主権者である国民の意思を公正・正確に議席に反映させることであるが、比例定数の削減は、少数政党を締め出し、いわゆる「2大政党」による議席の独占を招き、少数意見が切り捨てられ、多様な民意を国会に反映することができなくなる。日本の国会議員の数は、人口当たりで比較すれば、他の先進国と比べて決して多くなく、むしろ少ない。このようななかでの比例定数削減は、「身を削る」ものではなく「民意を削る」ものにほかならない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、民意を削り、国権の最高機関としての権能を引き下げる国会の比例定数の削減は行わないよう強く要望する。

政党助成金制度の廃止に関する意見書(案)

1994年の「政治改革」によって国民の税金を財源とした「政党助成制度」が開始された。国民一人当たり250円、毎年300億円をこえる税金が日本共産党以外の政党に配分され、その総額は15年間で約4719億円にも達する。

政党助成制度の導入の目的は「政治の浄化」であったが、今日においても国会議員と金の問題、国会議員が関与する汚職事件は後を絶たず、政党助成金を使い選挙買収まで行われるというところまで腐敗・墮落は進行している。

イタリアでは、政治腐敗への強い不信感を背景に、1993年の国民投票の結果を受けて政党助成金を廃止した。南米のポリビアでは2008年、政党助成金を廃止し、その分を障害者支援の基金にあてることを決定した。

そもそも、国民には政党を支持する自由も、支持しない自由もある。政党助成金とは、国民の税金の「山分け」であり、支持していない政党にも献金することを事実上強制し、「思想及び信条の自由」をふみにじる憲法違反の制度である。政党の政治資金は、国民とのむすびつきを通じて、自主的につくるべきものであり、税金からの分けどりは、この本来のあり方に根本的に反し、政党の墮落と国民無視の政治を助長するものである。よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、政党助成金を直ちに廃止しするよう強く要望する。

2009年度決算に対する反対討論(10月12日)

市民の暮らしをかえりみず、いたずらに特異な政治観を押し付け、前市長すら保留した大型事業を一層推進した決算だ
さとう典生 議員



河村市長のこの一年を振り返る

【さとう議員】日本共産党を代表して、ただいま議題となっております、一般会計決算認定案に反対の立場から討論します。個々の反対理由は先ほど、各常任委員長から報告されましたので、私は総論的に河村市長のこの一年を振り返って討論とします。

大型開発を続ける骨格予算をどう変えたのか

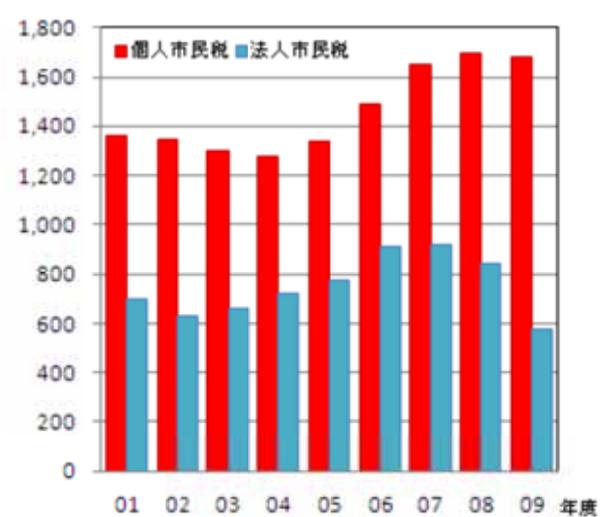
昨年度の当初予算の編成は松原前市長の下で行われました。骨格予算とは言いながら、それまでのオール与党態勢の下での大型開発を続けるための予算となったため、9900億円という規模となっていました。

4月にはこうした、我が党をのぞくオール与党態

2009年度 歳入歳出決算総括表 (千円)

会計別	歳入	歳出	差引額
	決算額	決算額	
一般会計	1,031,118,000	1,026,543,817	4,574,182
特別会計	1,088,422,241	1,083,291,034	5,151,206
交通災害共済	3,801	3,801	0
国民健康保険	202,348,695	200,800,861	1,547,834
後期高齢者医療	35,118,594	34,466,569	652,024
老人保健	739,625	112,615	627,009
介護保険	122,275,592	120,185,247	2,090,344
母子寡婦福祉資金貸付金	1,287,629	1,158,414	129,215
農業共済	79,580	47,792	31,787
市場及びと畜場	6,881,150	6,881,150	0
土地区画整理組合貸付金	583,000	583,000	0
市街地再開発	1,857,649	1,857,649	0
墓地公園整備	1,030,036	1,030,036	0
基金	103,719,904	103,719,622	281
用地先行取得	13,932,556	13,930,648	1,907
公債	598,584,424	598,513,622	70,801
計	2,119,560,241	2,109,834,852	9,725,389

億円 個人と法人の市民税推移



08年度から10年度の税収推移。(減税がない時との比較)



企業会計 2009年度 決算総括表 (千円)

区分	総収益	総費用	純損益	当年度未処分利益剰余金 (は欠損金)
病院事業	21,554,326	25,740,667	4,186,340	20,707,048
水道事業	49,302,085	48,681,859	620,225	620,225
工業用水道事業	800,778	741,487	59,290	113,466
下水道事業	73,531,772	72,267,096	964,676	964,676
自動車運送事業	25,698,859	23,652,552	2,046,307	51,239,542
高速度鉄道事業	81,227,608	77,125,009	4,102,599	314,489,415
総計	252,115,431	248,508,673	3,606,758	384,737,636

勢に対して市民が「市政を変えてほしい」という願いを託された河村市長が誕生しました。新市長の下6月9月12月と補正予算が組まれました。また、8月には民主党政権が誕生するという、政治的激動の中での1年でした。一年を通してではありませんが、河村市長の下での初めての予算執行でありました。その点で、市長の市政運営への態度が問われた決算審査となりました。

市民の期待を裏切る見直し

そこで、改めて、市長が変わったことによって何が期待され、どうなったのかを振り返ります。

まず、市民が期待をした大型公共事業、無駄な公共事業をストップして、市民の福祉や暮らしを応援してほしいという点はどうだったのでしょうか。

ポスト万博の4大プロジェクトといわれた大型公共事業の見直しについて検証します。

金城ふ頭のモノづくり文化交流施設は当初予算で予算計上されていませんでしたが、6月の補正予算で河村市長がゴーサインを出し、より大きな集客施設を、と大風呂敷を広げました。

本丸御殿の復元工事については、たった1回の討論会で「手を挙げた数が多かった」と8月には継続を決め、さらに天守閣までも(500億円)木造で再建するとまで言い出しました。

陽子線がん治療施設については、市長の再調査では計画当初の需要予測が甘く、毎年6億円の赤字で、それを市民の税金で埋めなければならないこ

性質別経費の推移(普通会計)

区分	2009年度[速報値]		2008年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	百万円	%	百万円	%
義務的経費	508,786	49.35	491,907	50.8
人件費	179,823	17.4	185,452	19.2
扶助費	181,839	17.6	161,216	16.6
公債費	147,123	14.3	145,238	15.0
投資的経費	96,660	9.4	97,293	10.0
普通建設事業	94,442	9.2	95,338	9.8
災害復旧事業	2,218	0.2	1,955	0.2
その他	425,063	41.3	379,009	39.2
物件費	81,759	7.9	77,174	8.0
維持補修費	26,466	2.6	27,287	2.8
補助費等	149,316	14.5	115,152	11.9
積立金	8,375	0.8	3,234	0.3
投資及び出資金	16,840	1.6	16,115	1.7
貸付金	81,996	8.0	78,486	8.1
繰出金	60,307	5.9	61,558	6.4
合計	1,030,510	100	968,210	100

とが明らかになったにもかかわらず、年明けには続行を決めました。

以上、検証しましたが、結局進行中のものは止めることができず、ものづくり博物館は市長自らが進めるという結果となりました。多くの市民の期待を裏切るものであったと言わざるを得ません。

特異な持論を展開するのみの空論に終始

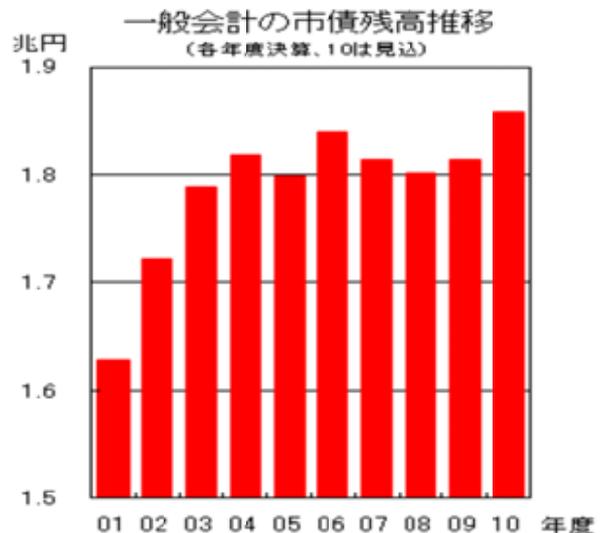
次に、そのほかの市政運営ではどうだったのでしょうか。4回にわたる定例会で私ども議員と市長との間で様々なテーマで政策論戦が交わされました。

振り返ってみますと、多くの場合市長は、「減税を行えばうまくいく」「地域委員会でやってもらう」「市債は借金でない」と「独特の自説」を展開するのみで、実りある議論となりませんでした。

「金持ちゼロ」の公約に違反

昨年の11月議会、私は減税問題で市長に「減税は年収800万円までに限り、企業減税は行わない」という提案をしました。しかし、あなたは受け入れず、一律減税を押し切りました。この問題は市民を巻き込んで現在まで引きずることになりました。

改めて指摘をしますが、市長の提案した減税は結局「金持ち、大企業優遇」であり、「定率減税(金持ちはゼロ)」というマニフェストに反したものであり、しかも、企業減税を併せて行ったことはマニフェストに書いてなかった点で市民を欺いたものだと言えます。



雇用・景気対策は何一つなし

不況の中で市民の大きな願いのひとつが経済対策です。市内の倒産件数(負債総額1000万円以上)は前年より増えて411件、負債総額は1211億円と大変な状況になっています。市内の欠損法人は63,053社、そのうち資本金一億円以下は60,024社となっており、ほとんど減税の恩恵はありません。

市長は「日本一早く経済復興する街ナゴヤ」とマニフェストでは書きました。しかし、補正予算の中では政府の緊急経済対策や生活保護費の増額など、多くの部分を国や県の関連施策が占め、市独自の対策は打ち出せませんでした。

しかも、緊急雇用創出事業などで多額の不用額を残すという結果で、不況打開、市民生活と営業・雇用を支える予算執行とはなりません。生活保護受給者は増え続けています。

民営化を推進

また、「減税で行政改革を進める、福祉も聖域ではない」として、公立保育園の民営化、城西病院の売却、緑市民病院への指定管理者制度の導入

主な財政指標の17政令指定都市比較(平成19年度普通会計決算)

区分	経常収支比率(%)	公債費比率(%)	義務的経費割合(%)	投資的経費の割合(%)
	財政構造の弾力度(高いほど悪い)	財政の硬直度(高いほど悪い)	経常収支比率の上昇要因(高いほど悪い)	
名古屋市	97.2	19.6	50.5	12.0
札幌市	95.3	19.7	49.6	8.9
仙台市	97.7	23.2	47.6	15.0
さいたま市	86.1	13.8	44.6	21.4
千葉市	96.5	21.1	46.5	22.6
川崎市	93.5	20.1	52.6	13.3
横浜市	94.2	18.8	47.1	15.3
新潟市	88.6	16.4	44.2	15.7
静岡市	87.4	19.3	45.4	25.0
浜松市	86.4	17.9	46.7	22.2
京都市	97.8	17.9	52.0	11.6
大阪市	99.9	20.1	54.5	10.3
堺市	93.7	15.2	53.9	10.6
神戸市	98.0	26.8	54.1	11.6
広島市	98.4	21.0	50.7	12.2
北九州市	97.7	21.8	45.7	15.7
福岡市	94.2	24.9	46.1	13.8

新潟市及び浜松市は平成19年度から政令指定都市に移行

や市職員の給与を大幅にカットしたことは、市民サービスの低下や地域経済へ悪影響をあたえるなど認めることはできません。

子どもの医療費無料化拡大に踏み出さず

中学校卒業までの医療費の無料化は「やる、やる」と言いながら、結局一年間実施されませんでした。我が党への約束や議会での表明に反した行為です。

疑惑にふた

公社・外郭団体改革の問題では、食肉市場建設に絡む疑惑を解明することを求めましたが市長は背を向け、フタをしてしまいました。

政策論議を避けたパフォーマンス

以上、述べてきたように、この一年間の市長の市政運営を振り返ると、議会でのまじめな政策論議を避け、その一方で議会外の派手なパフォーマンスで市民の視線をそらしてきたと言えます。結局、派手な言葉とは裏腹に市民の期待に反した予算執行だったと言わざるを得ません。

我が党は決算審議で明らかになった問題点を正し、市民の要望や期待に応える市政の実現のために奮闘することを表明し、反対討論とします。

2009年度決算認定案に対する会派別態度(10月12日)

決算認定案	結果	各会派の態度							備考
		共	民	自	公	社	気	ク	
2009年度名古屋市一般会計決算	可決		○	○	○	○	○	○	河村市長が6月に大型補正し当初予算9908億円が1兆311億円の決算に。市営住宅家賃、国保料などを引き上げ。公立保育園の民営化など市民サービスを削減。見直す予定の本丸御殿、JR博物館なども継続。
特別会計決算	2009年度名古屋市交通災害共済事業	可決		○	○	○	○	○	支給事業も2009年9月請求まで実施。年度末で廃止。給付は13件、368万円。基金残高7.5億円は財調へ。
	2009年度名古屋市国民健康保険	可決		○	○	○	○	○	加入者606,851人359,734世帯。一人あたり保険料は 10.7万円 10.9万円。収納率は78.8%。資格証明書を 1,084 2,048 も発行。
	2009年度名古屋市後期高齢者医療	可決		○	○	○	○	○	年度末で 75歳以上204,240人 障害者12,546人 計216,786人。一人当り医療費774,622円 879,561円
	2009年度名古屋市老人保健	可決	○	○	○	○	○	○	後期高齢者医療とは別に2008～2010年まで設置。
	2009年度名古屋市介護保険	可決		○	○	○	○	○	1号特徴405,312人、普通60,083人。要介護認定74,514人。基準保険料52,782円。収納率95.2%(0.5)
	2009年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	貸付:母子2,281件10.9億円。寡婦104件6,062万円。償還率:母子 39.9 40.4%。寡婦 44.3 48.0%
	2009年度名古屋市農業共済事業	可決	○	○	○	○	○	○	農作物加入: 水稻1,327戸470ha、家畜1戸517頭、園芸施設56戸88棟。掛金463万円、給付1,009万円。管理費3,769万円。
	2009年度名古屋市市場及びと畜場	可決		○	○	○	○	○	南部市場と畜場に係る不明朗な営業補償金の補填となる冷蔵庫への補助。青果57万トﾝ1276億円。水産19万トﾝ1372億円。肉2.4万トﾝ169億円。
	2009年度名古屋市区画整理組合貸付金	可決		○	○	○	○	○	貸付金5億円、償環金1.66億円。残高6.5億円。
	2009年度名古屋市市街地再開発事業	可決		○	○	○	○	○	日比野 2818万円、鳴海駅前 8.6億円の市街地再開発。有松駅前 m ² 中 m ² が未売却など。
	2009年度名古屋市墓地公園整備事業	可決		○	○	○	○	○	使用料値上げと当局が答弁。みどりが丘公園整備。11億円で0.2haの用地取得と792区画貸付。累計226,039区画
	2009年度名古屋市基金	可決		○	○	○	○	○	土地1,093万円(1,616m ²)有価証券1032億円、現金990億円。14基金の整理。
2009年度名古屋市用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に89億円。(前年比80億円減)都市開発用地取得に50億円。(同5億円減)	
2009年度名古屋市公債	可決		○	○	○	○	○	むだな公共事業のための借金など。1,905億円の新たな借金。残高は3兆2,639億円	
企業会計決算	2009年度名古屋市病院事業決算	可決		○	○	○	○	○	診療科4科増の82科。延べ患者数101万人、5万人減。医師16人不足の183人。看護師931人。41億円の純損益、前年比4億円 減。城西病院など民営化へ
	2009年度名古屋市水道事業	可決		○	○	○	○	○	121万戸79万m ³ /日の給水、有収水量74万m ³ 。1万m ³ の減。純利益6.2億円。徳山ダムへ負担金。
	2009年度名古屋市工業用水道事業	可決		○	○	○	○	○	106ヶ所(前年比1減)に2,282万m ³ 、1日6.2万m ³ を給水。純利益5,929万円。むだな徳山ダムへの負担金。
	2009年度名古屋市下水道事業	可決		○	○	○	○	○	汚水処理面積28,385ha。普及率98.8%、処理水量4.4億m ³ 。有収水量2.6億m ³ 、9.6億円の黒字。
	2009年度名古屋市自動車運送事業	可決		○	○	○	○	○	運転キロ1日99,828km。乗合乗員年間1億1,463万人。0.9%減、定期2.9%増。職員1,368人(前年比118人減)。浄心車庫の民営化。
2009年度名古屋市高速鉄道事業	可決		○	○	○	○	○	運転キロ1日182,771km。乗員年間4億1,964万人。1日115万人。職員2,646人(建設含む。前年比6人増)	

○ = 賛成 = 反対 / 共: 日本共産党 民: 民主党 自: 自民党 公: 公明党
社: 社民党・ローカルパーティ 気: 新会派気魄 ク: 民主党クラブ

後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 (8月6日)

平成22年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が8月9日(金)午後2時から行われました。日本共産党からはこれまでの田口かずと議員(名古屋市選出)に加え、伊藤恵子議員(津島市)の2名が広域連合議員に選出されています。2009年度決算認定案や一般質問、請願結果などの概要を紹介します。

議案質疑(決算認定案)

保険料や医療費負担の軽減を。短期証の無保険者をなくせ。人間ドックの復活を 田口かずと議員



認定第1号「平成21年度一般会計決算の認定」及び認定第2号「平成21年度特別会計決算の認定」について

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会について

懇談会で出された意見はどう反映したのか

【田口議員】平成21年度一般会計決算及び特別会計決算についてお尋ねします。

まず、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会についてです。「被保険者をはじめとする関係者の意見を聞く場」として、昨年9月から懇談会が常設となりました。昨年度は10月と2月に開催され、その会議録が広域連合のホームページに掲載されています。私が、今年2月の定例会において、懇談会で委員から出された意見を制度の運営に反映させるのかお尋ねしたところ、当局は、「委員からの意見等は、今後の制度運営に十分生かしていきたい」と答弁されました。

そこでお尋ねしますが、昨年度開かれた2回の懇談会で委員から出された意見を制度の運営に反映させた事例をお示しください。たとえば、2月の定例会でも紹介しましたが、懇談会では委員から制度の

名称について、パンフレットでは長寿医療制度という名称を大きくして、正式名称である後期高齢者医療制度は小さく書かれているが、「広域連合が長寿医療制度という用語を用いるのは不適切」という意見が出されていました。そして今年度のパンフレットでは、後期高齢者医療制度という用語に統一されていますので、懇談会で出された意見を反映させた事例の一つと考えますが、いかがでしょうか。

誤解しやすいとの指摘で「後期高齢者医療制度」の表現に統一

【事務局長】制度の名称をパンフレット等では通称名の「長寿医療制度」と表記をしていたが、昨年度の第1回目の懇談会において、「高齢者にとっては、『新たな制度ができた』と誤解を与える表現である」との意見をいただき、正式名称である「後期高齢者医療制度」の表現で統一させていただいた。

この他、「高齢者には懇切丁寧な説明してほしいと思っている」との意見で、高齢者の方からの問合せに懇切丁寧な対応を心がけるとともに、複雑な制度を高齢者の方にも理解していただけるようリーフレット、パンフレット及びホームページの内容を平易な表現に見直し、よりわかりやすく、見やすくしている。

今後とも、懇談会でいただいた意見は、制度の運営に反映させていきたい。

懇談会の委員に公募枠を設けよ

【田口議員】懇談会の委員に公募委員を加えることについても尋ねましたが、当局は、「要綱で定める13名の定数で就任していただいております、任期も2年となっているので、現在のところ、委員の公募は考えていない」というお答えでした。

それならばお聞きしますが、2年の任期が満了した時点で、あるいは任期途中で欠員が生じた機会を



とらえて、公募委員の枠を設けることは検討されていませんか。また、委員の定数を増やして公募委員を加える考えはありませんか、お答えください。

次期委員のことは未定。定数は今のままで

【事務局長】現在の委員の任期満了日は平成23年9月27日となっており、まだ、1年以上の任期が残っている。したがって、次期委員の選考方法等は、現時点では、検討していない。現在、委員数は13名で、そのうち、被保険者を代表する委員は、およそ半数の6名となっている。限られた時間の中、被保険者の方だけでなく、医療関係者や保険者団体、学識経験者など様々な立場の方から意見を伺うことを目的としており、これ以上委員の定数を増やすことは考えていない。

協定保養所利用助成事業について

利用者アンケートの結果と利用促進策は

【田口議員】次に、協定保養所利用助成事業についてです。

この事業は、「あいち健康プラザ 健康宿泊館」「名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島」など県内の6か所の保養所に後期高齢者が宿泊する際に、1人1泊千円を助成するというものであり、昨年6月から開始されました。昨年度の利用見込みは38,500人でしたが、利用実績は5,480人であり、予算を大幅に下回りました。この件についても私は、2月の定例会でお尋ねしましたが、当局は、「利用が伸びない原因を探るために、3月には利用者へのアンケート調査等を実施する」と答弁されています。

そこでお尋ねしますが、利用者へのアンケート調査等の結果をお示しください。また、利用促進のためにどのような努力をされたのか、伺います。

3月に467人に聞いた。制度が十分に浸透していないと判断

【事務局長】3月1日から3月28日までに協定保養所を利用された467人中376人から回答をいただき、回答率は81%でした。

「住まいはどちらですか」の問に対し、半数が住まいと同じ地域にある協定保養所を利用している、「利用された協定保養所はどこで知りましたか」の問に対し、約半数が市町村による広報紙や広域連合が作成した利用助成の案内パンフレット、被保険者証に同封された小冊子から情報を得ている、「今回

利用された施設以外の協定保養所をご存知ですか」の問に対し、「大半の方が他の協定保養所は知らない」という回答でした。

広域連合としては制度が十分に浸透していないという結果から、22年度は、新たに高齢の方々の目に付きやすく分かりやすいポスターを作製し、市町村窓口、県下の老人クラブや高齢者利用施設などに掲示している。

利用者の声として、「料理が高齢者向けに作られ、量も適当であり、たいへん満足でした。この低料金で部屋、風呂その他の施設も行きとどいており、再度利用したい」「非常に細かいところまでお気づかいされ、設備も非常によく、気持ちよく利用できました」などをいただいています。今後も、広域連合、市町村、協定保養所においてパンフレットやホームページを活用した広報活動を継続実施して、協定保養所の利用を促進し、被保険者の健康の保持増進を図る。

市町村の人間ドック事業への助成について

人間ドック事業を再開していない市町村のネックはなにか

【田口議員】次に、市町村の人間ドック事業への助成についてです。

市町村が実施した人間ドック事業にたいして、広域連合が、国からの特別調整交付金を活用して、被保険者の自己負担額を除く全額を助成しており、昨年度の実施は8市町村とのことです。

75歳以上を対象とする人間ドック事業は、全国的には平成19年度末には723市町村で実施していたのに、後期高齢者医療制度導入後の20年5月には141市町村へと激減しました。そのため「75歳未満は受診できるが、75歳以上はできなくなった」などの批判が広がり、国は、制度導入直後の20年7月から人間ドック事業を特別調整交付金の交付対象にしました。しかし、20年度末でも実施市町村が234にとどまったことから、昨年10月には各広域連合に通知を出して、市町村にたいして21年度の追加実施、ならびに22年度実施に向けた検討を要請するよう求

2009決算 保健事業

項目	件数	金額	備考
健康診査	190,826人	1,120,046,473円	受信率29.88%
人間ドック	8市町村	24,563,000円	
協定保養所	5,480人	5,480,000円	

めています。

そこでお尋ねします。昨年度、人間ドック事業を実施した8つの市町村名を明らかにしてください。また、後期高齢者医療制度導入前の19年度末の時点で実施していた市町村は県下でどれだけあったのか。人間ドック事業を再開していない市町村が残されているのは、何がネックとなっていると考えているのか、お答えください。

49市町村から豊橋市など8市町となった。単年度補助事業なので予算化しにくい

【事務局長】21年度に人間ドック事業へ助成した市町村は、豊橋市をはじめ岡崎市、春日井市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、幸田町の8市町です。

19年度に人間ドックを実施した市町村は49であり、対象者に75歳以上を含めて実施していた市町村が36、75歳未満に限定して実施していた市町村が13でした。

再開へのネックとしては、20年4月以降、75歳以上の方は健康診査にガン健診をくみ合わせて受診することで、人間ドックに相当する検査内容が受けられることとなり、被保険者のみなさんの受診目的がおおむね達成できると判断していることや、人間ドック事業が国の単年度補助事業であるため、恒常的に予算措置することが困難であることではないかと考えている。

資格証明書および短期保険証の発行について

保険料滞納者数及び資格証明書交付実態は

【田口議員】つぎに、資格証明書および短期保険証の発行についてです。

今年3月末現在で、保険料を1年以上滞納している被保険者は何人ですか。こうした滞納者に資格証明書を交付した事案、または、交付を検討して厚生労働省に報告した事案はありましたか。

おそらく資格証明書を交付した事案は1件もなかったでしょう。厚生労働省は昨年10月、原則として資格証明書を交付しないとする通知を各広域連合に出しており、本広域連合でも今年2月の定例会で連合長が、この通知を踏まえて「より厳格な運用を徹底したい」と答弁されています。医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げるといふ資格証明書の交付は1件たりとも行なうべきではありません。

滞納者は平成22年3月末現在、1,456人。資格証明書は交付していない

【事務局長】保険料を1年以上滞納している被保険者数は、平成22年3月末現在1,456人となっている。資格証明書を交付した事案、及び、交付を検討して厚生労働省へ報告した事案はない。

短期保険証の交付件数はどうなったか

【田口議員】滞納者にたいしては、有効期限を縮めた短期保険証は交付されています。その交付件数は、昨年12月末現在では403件でしたが、今年3月末現在では何件だったのか、お聞きします。

平成22年3月末現在で262件

【事務局長】平成22年3月末現在で262件、短期保険証が交付されている。

未到達保険証はすべて渡しきったのか、無保険状態を解消せよ

【田口議員】短期保険証の交付に関して問題なのは、保険証が市町村の窓口で留め置かれ、被保険者の手元に渡っておらず、事実上の無保険状態になっている被保険者がいることです。この人たちは、手元に保険証がないわけですから、医療機関にかかれません。こうした無保険状態を放置しておくことは許されません。私が先の定例会でこの問題についてただしたところ、当局は、「保険証については、被保険者が安心して医療が受けられるよう、原則として渡すべきものと考えている」ので、「保険証を持っていない事例がないように、市町村において繰り返しの呼び出しや訪問等を行なうよう十分指導していく」と答弁されました。

そこでお尋ねしますが、昨年12月末現在では保険証が渡っていない人が21名いましたが、この人たちに保険証は渡りましたか。今年3月末現在では保険証が渡っていない人は何名になりましたか。また、無保険状態を解消するためにどのような手立てを講じましたか。お答えください。

保険証を渡していない人は、21名から10名となった。22年3月末には31名。呼び出しや、一部の市町村では臨戸訪問を行っている

【事務局長】平成21年12月末現在で保険証が渡っていない21名への保険証の引渡しについて、9名の方に保険証を渡した。残りの12名のうち、生活保護が

1名、居所不明で亡くなった方が1名で、それ以外の10名に渡せていない。

平成22年3月末現在で保険証が渡せていない方は、先程の10名を含め、31名となっている。

各市町村において、有効期限が切れる月の中旬に「後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ」、「保険料の納付のお願い及び納付相談のご案内」等を送り、来庁の勧奨を確実にしている。それでも来庁しない方には、翌月以降に再度の呼び出しや、一部の市町村では臨戸訪問を行い、保険料の納付相談をした後、保険証の更新を行っている。

広域連合としては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、原則として、保険証を渡すべきものと考えており、各市町村に対し平成22年2月16日付けで、再度の呼び出し、訪問、電話により納付相談を行う等、保険証の更新に努めるよう指導の徹底をした。

きちんと訪問して保険証の交付を（再質問）

【田口議員】まず、資格証明書および短期保険証の発行について再質問します。

短期保険証が渡っていない人が、昨年12月末の21名から、今年3月末には31名へと増えています。どうして無保険状態が解消されないのか。名古屋市の担当者に伺ったところ、3月末現在で保険証がわたっていない人が5名おり、この人たちとは電話などで連絡はとれているが、納付相談に出向いてもらえないので保険証を渡していないそうです。

そこで、事務局長にお尋ねします。短期保険証が渡っていない31名の中には、連絡先が不明の人もいるのですか。連絡先がわかっているのなら、訪問して納付相談にあたれば保険証を手渡すことができますが、答弁によりますと、「一部の市町村」しか臨戸訪問を実施していないようです。どうして訪問しないのですか。訪問したくても窓口の職員体制が不十分でできないのですか。窓口となる市町村において何が問題で無保険状態が解消されていないのか、お答えください。

連絡先は確認している。引き続き臨戸訪問など、ねばり強く取り組みたい

【事務局長】3月末時点で保険証を渡していない31名の連絡先は、いずれも確認ができています。

本年2月の広域連合からの通知を受けて、市町村において臨戸訪問による納付相談などを取り組んだところ、7月下旬までに21名の方に保険証を渡している。

しかし制度について理解を示していただけにいやや医療が必要な時にのみ更新に来る方なども見えになり10名の方にお渡しできていない。

広域連合としては、引き続き臨戸訪問による納付相談を実施するなど、保険証の更新に向け、ねばり強く取り組んでいただくよう、市町村担当課長会議などあらゆる機会をとらえ、お願いしていく。

医療費の一部負担金の減免について

21年度の一部負担金免除理由は災害のみか

【田口議員】次に、医療費の一部負担金の減免についてです。

昨年度、一部負担金を免除された人は63人おられます。この人たちは、いずれも災害により居住する住宅に重大な被害を受けたことが免除の理由だと思いますが、確認させていただきます。

いずれも災害により居住する住宅に重大な被害を受けた人

【事務局長】63人は、いずれも災害により居住する住宅に重大な被害を受けたことが免除の理由です。

愛知県独自の保険料負担軽減対策を

【田口議員】一部負担金の減免規定についてはこれまで、低所得者向けの減免規定を設けることを求める請願が提出され、私もこの間の議会で、災害により住宅に重大な被害を受けた場合の免除だけに限定せず、減免事由を拡大するよう求めてきました。その結果、今年度から減免規定が見直され、事業の休止など様々な事情で所得が激減した場合にも、一部負担金の免除、減額または徴収猶予が認められるようになりました。

ただし、減免事由は従来と比べて拡大されたとはいえ、あくまでも特別な事情で収入が激減した場合に限られています。低所得だけでは減免の事由にあたりません。

そこでお尋ねしますが、一部負担金の減免対象となる特別な事由の一つに、「その他の特別な事情」というような項目を加えて、低所得を事由とする減免規定を設けることについては検討されなかったのか、伺います。

低所得を事由とする減免規定を設けることは検討していない

【事務局長】一部負担金減免は平成22年4月1日より

改正を行った。

国の通知による一部負担金の減額、免除または徴収猶予の取扱いは、

- ・災害により住宅などに著しい損害を受けたこと
- ・農作物の不作などにより、著しく収入が減少したこと
- ・失業などにより、著しく収入が減少したこと
- ・長期間入院したこと

この四つの事由に限定して一部負担金の減免等の措置を行うことができると規定されており、「その他の特別な事情」という項目を加えて、低所得を事由とする減免規定を設けることは、検討していない。

保険料負担について

保険料負担について不服審査を請求した件数はどれだけあったのか

【田口議員】次に、保険料負担についてです。

まず、事務局長にお尋ねしますが、保険料の決定通知にたいして、「保険料が高い」などの理由で不服審査を請求した件数はどれだけあったのか、20年度と21年度についてお示しください。

平成20年度が323件、平成21年度が150件

【事務局長】愛知県後期高齢者医療審査会に対して行われた保険料の賦課に関する審査請求の件数は、平成20年度が323件、平成21年度が、150件です。

後期高齢者医療制度に移行して保険料の負担が急増した人などへの対策を

【田口議員】後期高齢者医療制度が導入されて以降、重い保険料負担にも国民の怒りが集まり、政府はたびたびの見直しを余儀なくされました。昨年度は、低所得者にたいする保険料軽減について、均等割の8.5割軽減の継続に加えて新たに9割軽減という措置が講じられました。これは、一定の改善ではあ

保険料の軽減状況（現年賦度分）

	区分	対象者(人)	軽減額(円)
均等割軽減	9割軽減	109,982	3,696,762,925
	8.5割軽減	82,535	2,511,121,741
	5割軽減	14,121	255,223,666
	2割軽減	45,950	323,345,381
	被扶養者軽減	86,212	2,883,890,063
	小計	338,800	9,670,343,063
所得割軽減	5割軽減	66,247	602,757,773
合計		405,047	10,273,101,549

対象者数は延べ人数

りますが、たとえ無年金者であっても、生活保護を受けていない限り保険料は払わなければなりません。

また、保険料軽減の対象とならない一定の収入がある人の中には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行して、保険料の負担が急増した人が少なくありません。一つ、事例をお示しします。名古屋市内在住で障害者の息子さんを扶養している80歳の男性の方ですが、平成19年度の国民健康保険料は息子さんと二人で11万円だったそうです。それが、平成20年度の保険料は、後期高齢者医療に移行した本人は15万9,600円、国民健康保険に残った息子さんの保険料が6万円、合わせて21万9,600円となり、10万9,600円もの値上げになったといえます。保険料負担が2倍に増えたわけです。

以上を踏まえて、連合長にお尋ねします。20年度、21年度に講じられた保険料軽減対策は、一定の改善ではありますが、これで十分とはいえないと考えます。保険料負担を軽減するために、愛知県独自の対策を講じるべきではなかったのか。お答えください。

全国一律の措置として定められるべきもの

【連合長】平成20年度には、低所得者に対する軽減措置として被保険者均等割額の8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、所得割額の5割軽減の措置が講じられ、被用者保険の被扶養者であった方は、被保険者均等割額の9割を軽減し、所得割額を課さないという措置が講じられた。

平成21年度には、低所得者について被保険者均等割額の9割を軽減する措置が新たに講じられ、保険料負担の軽減は図られていると考えている。

愛知県独自にも、罹災された方、収入が減少した方などに対する減免について条例に規定し、実施している。

さらなる軽減策は、国の費用負担のもとで、全国一律の措置として定められるべきもの。

やむにやまれず不服申し立てをした人たちの思いをどう受け止めているのか(再質問)

【田口議員】保険料負担について再質問します。

私が質問で紹介した障害者の息子さんを扶養している方は、不服審査請求をされています。この方は、その中で次のように述べておられます。

「私は80歳になるが、今日まで一度も税金や保険料を未納したことはない。行政側が決めたこと、たとえば介護保険等についても一度も不服の申し立てをしたことはない。しかし、.....今回の後期高齢者医療制度の差別には腹が立つ。私も扶養されている

人なら、今回の保険料でも納得したであろう」

さすがに腹が立って、不服申し立てをせざるをえなかったのでしょう。

そこでお尋ねします。後期高齢者医療制度に移行して保険料負担が急増し、やむにやまれず不服申し立てをした、こういう人たちの思いをどのように受け止めておられるのか、連合長の思いをお聞かせください。

保険料負担が増えた人には、納得し難いことと認識しているが、負担の公平の観点から、保険料をお支払いいただく仕組み

【事務局長】国民健康保険は、同じ所得、世帯状況であっても、市町村によって保険料額が異なり、後

21年度一般会計決算

歳入

区分	決算額	%
分担金および負担金	1,216,204,000	14.68
国庫支出金	3,888,218,489	46.93
県支出金	47,569,100	0.57
財産収入	6,687,538	0.08
寄附金	0	0
繰入金	2,936,469,409	35.45
繰越金	188,491,597	2.28
諸収入	677,371	0.01
合計	8,284,317,504	100

期高齢者医療の保険料は、原則として愛知県内では統一の保険料率により計算しているの、市町村によっては、制度加入前後で保険料負担が大幅に増えるケースが生じてしまうこともある。

保険料負担が増えた方々にとっては、切実な問題であり、納得し難いことと認識しているが、負担の公平を図る観点から、都道府県内においては、同じ所得の方については同じ額の保険料をお支払いいただく仕組みとなっている。

いずれにしても、後期高齢者医療制度は、医療費の支出に要する費用のうち、約9割を公費や現役世代の保険料で負担し、残りの1割について保険料軽減も適用しながら、被保険者の皆さんに公平に負担をお願いしている。

歳出

区分	決算額	%	備考
議会費	2,951,630	0.04	議会会場借上料1,107,485円など
総務費	713,906,933	8.78	後期高齢者医療制度特別対策補助金35,065,000円
民生費	7,411,479,580	91.18	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金2,075,302,245円
公債費	0	0	
予備費	0	0	
合計	8,128,338,143	100	

議案質疑（決算認定案）

現役並み所得者の医療費負担にも公費負担を / 保険事業の市町村格差解消を（津島市）伊藤恵子議員



認定第2号「平成21年度特別会計決算の認定」について

財源構成について

国・県の負担割合が公費5割の基準より少ないのはなぜか

【伊藤議員】後期高齢者医療制度の財政負担割合（財源構成）について、制度設計では、公費5割、支援金約4割、保険料1割となっていますが、21年度決算を見ると国庫支出金29.39%、県支出金7.76%となっています。国・県の負担が少ないのではないのでしょうか。

現役並み所得者は公費負担がなく、支援金で賄うので国、県の負担割合が少なくなる

【事務局長】現役並みの所得の方は、公費負担がなく、その分を現役世代からの支援である支援金で賄うこととされている。したがって、すべての被保険者の医療費の財源構成でみますと、公費の負担割合は5割を下回ることとなり、国、県の負担割合が少なくなっている。

現役並み所得者の増加で公費負担はさらに低くなるのか（再質問）

【伊藤議員】「現役並み所得者」が公費負担の対象にならない、それによって支援金つまり現役世代の負担が増えていくということです。これは制度発足時に厚労省が試算をしまして、「現役並み所得

者」を対象外にすると、公費負担率は46%でその分「支援金」の負担率が44%に増加すると見込んでいます。実際、愛知の21年度決算において支援金の割合が43%を超えているということです。厚労省の試算とほぼ一致するということでしょうか。

公費負担5割というものが条件付きであったということが問題だと思えます。そこで質問ですが、今後、団塊世代の高齢化に伴い「現役並み所得者」が増加することが予測されますが、公費負担がさらに低くなると予想されているのでしょうか。見直しをお聞かせいただきたいと思えます。

公費の負担割合は減少する

【事務局長】現役並みの所得のある方の医療費には公費負担はありませんので、被保険者に占める現役並みの所得のある方の割合が増加すると公費の負担割合は減少する。

現役並み所得者も公費負担とせよ

【伊藤議員】この財政負担に関しては一方、2007年、制度が始まる前に健保組合が出した資料の中には、「財源構成として世代間の負担の公平を維持するため、高齢者と現役世代の比率の変化に応じて負担割合を変えていく仕組みが導入されるので、高齢者の保険料による負担割合は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減っていくことになる」とされているものがあります。

『医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者自ら自分の感覚で感じ取っていただくことにした』、現役世代に大きなつげを回さないようにとつくられた制度であります。結局は高齢者も現役世代も負担が増加する仕組みになっているわけです。これでは、保険料が払えず短期保険証、あげくには資格証明書で、病気になるても病院に行けない、こういう人が増えていく一方なのではないですか。公費割合

21年度後期高齢者医療特別会計
歳入

区分	決算額	%
市町村支出金	96,051,999,424	17.71
国庫支出金	159,454,377,366	29.39
県支出金	42,112,735,833	7.76
支払基金交付金	233,344,049,000	43.01
特別高額医療費共同事業交付金	82,303,989	0.02
寄附金	0	0
繰入金	3,005,462,005	0.55
繰越金	8,009,638,971	1.48
県財政安定化基金借入金	0	0
諸収入	444,137,890	0.08
合計	542,504,704,478	100

を引き上げるとともに、「現役並み所得者」に区分された高齢者についても公費負担の対象とするよう、国に強く要望すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

高齢者医療制度改革会議の議論を見守る

【事務局長】新たな高齢者医療制度の公費・現役世代・高齢者の費用負担につきましては、現在、高齢者医療制度改革会議において検討されておりますので、その議論を見守ってまいりたい。

保険事業実績等の市町村格差について

健診受診率、高額介護合算療養費等の市町村格差の原因は。どう改善するのか

【伊藤議員】21年度の主要施策報告書を見ますと、健診受診率、高額介護合算療養費等の実績が市町村によってかなり格差があるようですが、この理由についてはどう把握されているのでしょうか。また広域連合として、こうした保険事業の格差をなくすために、市町村へどう対応しているのでしょうか。

受診できる期間に差があることや取り組み姿勢の違いと推計

【事務局長】健康診査の受診率ですが、制度が発足して2年目ということもあり、市町村により「受診できる期間に差があること」あるいは「後期高齢者医療制度が始まる前からの健康診査事業への市町村の取り組みに違いがあること」などにより差があるものではないかと考えている。受診率向上に向けて各市町村に対し、健康診査の実施期間を年間を適して実施する 健康診査の目的や受診方法を広く被保険者に周知 受診券を被保険者全員に配布 市町村が実施するがん検診など、他の検診と同時

歳出

区分	決算額	%
保険給付費	529,976,815,783	98.91
県財政安定化基金拠出金	403,638,000	0.08
特別高額医療費共同事業拠出金	69,046,220	0.01
保険事業費	1,130,046,473	0.21
公債費	0	0
諸支出金	4,239,623,023	0.79
予備費	0	0
合計	535,819,169,499	100

高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、自己負担の合計額が高額となる場合に支給される新たな給付制度です。平成21年度に支給を開始するにあたり、国民健康保険中央会からの電算処理システム提供が遅れ、支給の対象となる方へのお知らせが平成22年1月となったことから年度内に申請できる期間が短く、申請者数にバラツキが出たのではないかと考えています。

なお、平成21年度中に申請が出来なかった被保険者は、22年度以降も申請が可能であり、引き続き支給をいたします。

各市町村への対応について、新たな制度であることから、市町村担当者会を開催して制度内容の周知を行うとともに、支給対象者リストを配布して確実に支給がなされるようお願いした。

受診率改善への具体化はなにか(再質問)

【伊藤議員】保険事業について、健康診査の受診率を見ますと、一番受診率の高い岡崎市が66.59%、一番低い清須市が9.02%とあまりにも格差が大きくなっています。受診率向上にむけ、何点かについて市町村に要請したとのことでありますが、22年度には改善にむけた動きがあるのでしょうか。改善された状況をお聞かせ下さい。

健康診査の実施期間を延ばした 24市町、 受診券を被保険者全員に配布 5市町

【事務局長】本広域連合の要請を受けて、「健康診査の実施期間を延ばした」ところが「24市町」、「受診券を被保険者全員に配布するように切り替えた」ところが、「5市町」となった。市町村も受診率向上に努めている。

保健事業は市町村に戻すことを要請せよ

【伊藤議員】後期高齢者医療制度は、医療の負担は公平にと始められましたが、還元されるものがあまりにもアンバランスです。訪問看護や移送などについても基盤整備がない市町村は利用できず不公平ではないでしょうか。こうした保険事業を広域連合で行うこと自体、無理があるのではないのでしょうか。私は住民の健康、病気の予防については、もともと行政 市町村が主体となって行うべきことで、国や県は市町村に対し支援すべきことではないかと思っています。保険者が保険事業を充実させればさせるほど、財政が膨張し、保険料などの負担も増えていくわけですから、国に対し、保険事業は市町村に戻すことを要請してはどうでしょうか。お考えをお聞

かせ下さい。

高齢者医療制度改革会議の議論を注視する

【事務局長】7月23日に示された「高齢者のための新たな医療制度等についての中間とりまとめ(案)」におきまして、保健事業等は、「新たな仕組みの下では、75歳以上の方も、国保や被用者保険にそれぞれ加入することとなり、健康診査等についても、国保・被用者保険の下で各保険者の義務として行うこととする」とされており、今後の「高齢者医療制度改革会議」の議論を注視してまいりたい。

高額介護合算療養費を高額療養費のように自動償還にできないのか(再質問)

【伊藤議員】高額介護合算療養費について、高額療養費については自動償還が行われているのに、高額介護合算療養費については、申請しないと返還されないのが問題だと思います。自動償還にするべきと思いますが、どうでしょうか。またこの申請に私も一度立ち会いましたが、本当に複雑です。通知をもらっても内容を理解できない、また高齢者が窓口に出向いて申請するのが困難なことも多いので、わかりやすく、そして受け取りやすくするべきだと思いますが、この点についてお聞きします。

各保険の自己負担額情報を必要とするため、 難しい

【事務局長】高額療養費は、厚生労働省通知により初回時のみの申請でその後発生する高額療養費は申請時に指定された口座に振込む対応を実施している。

高額介護合算療養費の支給は、介護保険、国民健康保健、被用者保険の自己負担額情報を必要とするため、高額療養費と同様に取扱うことは難しいことから、申請書を提出するよう厚生労働省からも通知を受けている。

高額介護合算療養費はご指摘のとおり、大変複雑な制度であり、その内容を広域連合や市町村においてホームページや各種パンフレットなどでわかりやすくしています。

また、市区町村窓口では、申請が医療保険の窓口のみでできるワンストップサービスにより、少しでもご負担を減らすようにするとともに、親切でいねいな対応に努めています。



《「特別会計決算認定案」にたいする反対討論》

値上げ抑制の努力は不十分

田口一登議員



【田口議員】後期高齢者医療に関する条例の一部改正にたいして反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療の保険料を値上げし、加入者の方々に重い負担を強いることになるからです。

いま年金で暮らすお年寄りには、年金から、税金はいうに及ばず介護保険料、国民健康保険料、75歳以上の方は後期高齢者医療保険料を差し引かれ、しかもその額は年々重くなっています。中でも、後期高齢者医療の保険料は、高齢者の人口や医療費の増加に応じて2年ごとに保険料が上昇するという苛酷な仕組みになっています。ここに、75歳という年

齢で区切って高齢者を囲い込むこの制度の大きな弊害の一つがあります。こんな「姥捨て」制度は、直ちに廃止すべきであります。

今回の保険料値上げは、剰余金の活用や財政安定化基金の積み増しと取り崩しなどによって、当初の試算よりも値上げ幅を抑制したとはいえ、財政安定化基金を約20億円も積み立てたままにするなど、値上げ抑制の努力は不十分だと言わなければなりません。約5%という保険料値上げは、後期高齢者の方々にさらに辛い思いを強いるものであり、到底、認めるわけにはまいりません。

以上の反対理由を申し上げ、討論を終わります。

2009年度 後期高齢者医療 市町村別 健康診査受診実績 H21.4.1現在

市町村名	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率 %	市町村名	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率 %
名古屋市	41,466	207,579	19.98	日進市	1,640	5,501	29.81
豊橋市	7,352	34,497	21.31	田原市	3,186	7,850	40.59
岡崎市	20,073	30,145	66.59	愛西市	2,169	6,673	32.50
一宮市	14,552	33,433	43.53	清須市	508	5,634	9.02
瀬戸市	3,557	12,913	27.55	北名古屋市	1,296	5,524	23.46
半田市	5,548	10,275	54.00	弥富市	1,358	3,847	35.30
春日井市	5,949	23,159	25.69	みよし市	765	2,706	28.27
豊川市	2,686	17,323	15.51	あま市	2,157	6,386	33.78
津島市	1,962	6,332	30.99	東郷町	660	2,594	25.44
碧南市	3,592	6,876	52.24	長久手町	705	2,576	27.37
刈谷市	4,538	9,748	46.55	豊山町	141	973	14.49
豊田市	7,661	28,451	26.93	大口町	778	1,666	46.70
安城市	4,642	12,517	37.09	扶桑町	1,670	3,058	54.61
西尾市	2,510	9,613	26.11	大治町	465	1,757	26.47
蒲郡市	2,767	9,435	29.33	蟹江町	1,123	3,019	37.20
犬山市	2,825	7,226	39.09	飛島村	198	612	32.35
常滑市	1,572	6,205	25.33	阿久比町	257	2,396	10.73
江南市	4,411	8,924	49.43	東浦町	2,372	4,024	58.95
小牧市	3,781	10,244	36.91	南知多町	625	3,280	19.05
稲沢市	4,448	12,300	36.16	美浜町	515	2,575	20.00
新城市	3,176	7,846	40.48	武豊町	1,552	3,272	47.43
東海市	2,401	7,984	30.07	一色町	679	2,885	23.54
大府市	1,787	5,887	30.36	吉良町	601	2,629	22.86
知多市	2,089	6,781	30.81	幡豆町	240	1,651	14.54
知立市	1,734	4,552	38.09	幸田町	1,405	2,898	48.48
尾張旭市	1,674	6,434	26.02	設楽町	592	1,628	36.36
高浜市	1,996	3,615	55.21	東栄町	479	1,209	39.62
岩倉市	1,139	3,754	30.34	豊根村	140	408	34.31
豊明市	662	5,320	12.44	合計	190,826	638,599	29.88

豊川市には旧小坂井町分、清須市には旧春日町分を含み、あま市は旧七宝町分、瀨美和町分、旧甚目寺町分の合計を記載

一般質問

新制度への移行と広域連合の今後について

伊藤恵子議員（津島市議）



「新制度」中間とりまとめ案について、
どう考えるか

現制度の問題点が解決されているか

【伊藤議員】厚労省が7月23日発表した、後期高齢者医療制度に対する「新制度」の中間とりまとめ案について質問します。

まずこの『案』について、どう受け止めておられるのか、連合長のお考えをお聞きします。後期高齢者医療制度は、発足前から国民の大変な批判を受け、廃止を公約とした民主党政権が誕生しました。しかしその公約に反して、現政権は廃止を先送りし、「新制度」を2013年度に創設をめざすとしています。そして先日の中間とりまとめ案の発表となったわけですが、この案は現制度の根本的な問題が改善の方向になっているのでしょうか。

- ・年齢による差別はなくなるのか
- ・高齢化・医療費の増加による際限のない保険料の値上げはなくなるのか
- ・医療の抑制は行われないか
- ・現役世代への重い負担はないのか
- ・保険料滞納によるペナルティはなくなるのか

以上、「新制度」中間とりまとめ案の内容に関して、国民の怒りをかった根幹の問題について、改善されていると思われるか、簡潔にお答えください。

年齢による区分や高齢者の保険料の増加は一定の改善方向が示された

【連合長】会議は、制度の基本的枠組み、運営主体・費用負担のあり方などを議題として、今まで8回行われましたが、その議論の中で、現行制度の問題点とされてきた、年齢により区分したことにより、75歳到達でこれまでの保険制度から分離・区分され、保険証も別になったこと、高齢者の医療費の増加に比例して高齢者の保険料が増加するものとなったこと、を改めるべきとしている。

中間とりまとめ（案）では、年齢による区分は、「年齢で区分しない。保険証も現役世代と同じものとする」、高齢者の保険料の増加は、「高齢者の保険料の伸びが、現役世代の保険料の伸びよりも大

きく乖離しないよう抑制する仕組みを導入する」としており、こうした項目に関しては改善に向けた一定の方向性が示されている。

今回の中間とりまとめ（案）は、骨格レベルを示したもので、引き続きの検討課題も残されている段階であり、運営主体・公費投入を始めとする制度設計のあり方や新制度移行に向けた業務処理などの全体像について、今後の議論の動向をしっかりと確認していく必要がある。

意見がどう反映されていくのか

【伊藤議員】新制度へ当連合会のこれまでの取り組みや意見がどう反映されていくのでしょうか。

全国協議会を通じて、国に要望

【連合長】後期高齢者医療広域連合の全国組織である全国協議会を通じ、厚生労働大臣あてに提出した要望書において、「被保険者や後期高齢者医療広域連合を始めとする関係機関と十分な議論を行うこと」及び「必要な財源については、被保険者の負担や地方の負担を増加させることなく、全額国において確保すること」等を要望してきた。

国では、そうした要望を受けて、高齢者を始め国民の意見を幅広く反映できるよう、全国各地で地方公聴会の開催を企画したものと考えている。今後は、最終とりまとめに向け、高齢者医療制度改革会議において精力的な議論が進められていく中、私どもの要望事項が反映されているのか注視していくとともに、必要に応じ、全国協議会を通じて、国に要望をしたい。

また、全国協議会の会長が改革会議に参画しているので、こうした場も積極的に活用したい。

新制度の内容が、当議会で審議されること があるのか

【伊藤議員】新制度について当議会で審議されることがあるのでしょうか。

条例の改廃などについて当議会で審議

【連合長】新制度の創設は、国において法案として検討、審議される事項です。新制度の内容により、

条例の改廃などについて当議会で、審議いただくことがあるのではないかと考える。

新制度へのスケジュールについて

新制度へのスケジュールは

【伊藤議員】二つ目は実務的なことですが、新制度への移行まで、広域連合としてはどのようなスケジュールですすめられていくのか。

政府は平成25年4月に新制度施行を目途としていますが、広域連合としてはどのようなスケジュールになるのでしょうか。お尋ねして、1回目の質問とします。

施行準備期間に、全市町村等でコンピュータシステムの改修や新制度にむけた広報などが行なわれる予定

【事務局長】国の「新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール」は、広域連合としても十分承知している。

今後のスケジュールとしては、平成23年春の法案成立以降、新制度がスタートする平成25年4月までの施行準備期間において、全ての市町村等でコンピュータシステムの改修や新制度にむけた広報などが行なわれる予定となっているので、広域連合としても、県や市町村とも連携しながら、被保険者に混乱が生じることがない様、適切な対応に努めたい。

「新制度」中間とりまとめ案は問題とされている根幹が解決されていない(再質問)

【伊藤議員】年齢で区分しない、保険証を現役世代と同じにするとしている。また保険料を抑制する仕組みを導入するので、改善の方向性が示されている。との連合長の答弁でした。地域保険は、国保と一体化するということが、75歳(65歳)から財政を別勘定にして一定割合を高齢者の負担にする、など年齢での区分が残されようとしています。また「高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られた」ことを利点として評価していることが際限ない保険料の値上がりにつながるわけです。これは現制度と仕組みは同じで、問題とされている根幹がまったく解決されていないと思います。

だれでもが病気がちになる高齢期に重い医療費負担がかかることは大変不安です。この不安に対し現制度は大変な批判が起こったんだと考えます。そこで連合長に再度お尋ねしますが、安心感を生み出す

ことが、保険制度の大きな役割だと考えますが、この「新制度」中間とりまとめ案で本当に安心感が生まれると思われませんか。お答えください。

高齢者を始め、国民の方々のご意見を丁寧に伺いながら進める

【連合長】引き続きの検討課題とされた中には、保険料の伸びを抑制する仕組みや公費の投入など、制度の基本的な事項が多くありますので、どのような形になるのか、見定めていく必要があるものと考えている。

新制度の検討に際して、国は、高齢者を始め、国民の意見を丁寧に伺いながら進めることとされており、中間とりまとめ及び最終とりまとめ前に意識調査の実施や地方公聴会を開催するなど、きめ細やかな対応をされている。

新制度への移行にあたって、組織とタイムスケジュールは

【伊藤議員】また要望して公聴会が開催されることになったとのことですが、地方公聴会といっても、全国で6か所、東海北陸圏では10月1日に愛知県で2時間半開かれるだけです。これでは十分な議論どころか、説明もできないのではないのでしょうか。現在の後期高齢者医療制度は、現場の声を聞かず、国民に重い負担と高齢者への差別的医療制度として発足し、施行前から制度の見直しを迫られるなど、大混乱となりました。同じ過ちを繰り返さないためにも、様々な立場、様々な観点から議論が必要と考えます。当連合会でも国の公聴会だけにとどまらず、様々な県民の声を聞く場を持って、新制度へ意見を反映させていくべきではないですか。連合長にお聞きします。

積極的な議論の場を作るよう要望しておく

【連合長】今回の中間とりまとめ(案)は、骨格レベルを示したものです。したがって、広域連合と市町村のかかわり方など、運営主体に関しては、新制度の全体像を踏まえ、また、将来的な財政試算等を明らかにしつつ、引き続き、検討することとされている。

また、現行制度導入時の反省に立ち、地方自治体等の意見を十分に聞きながら、着実に電算システム改修や広報等の準備を進めることが必要であるとされている。

当連合におきましても、県民の意向を新制度に反映できるよう、積極的な議論の場を作っていただくよう要望しておきます。

まず老人保健制度に戻した方が混乱ない

【伊藤議員】中間とりまとめ案では、国保との一体化という方向だと思いますが、広域連合と市町村のかかわり方はどうなるのでしょうか。国保の広域化をにらんだとりくみになるのなら(都道府県か広域連合か)、組織として根本的なあり方の問題がかかわってきます。これは現制度より複雑で困難な課題が山積しているように思いますが、今年度中に最終的な取りまとめ、23年度の通常国会を目途に法案を提出する、25年4月に施行...ということは、この大がかりな制度変更、実務的なことをほぼ1年でやるということになります。しかも市町村国保の広域化はまだ時間がかかると思いますが、国保と一体化さ

せるのに財政運営は市町村と広域連合と二分化するのですか。私としてはまったくイメージがわかりませんし、タイムスケジュールに無理があるのではないですか。現場は混乱するばかりだと思います。ひとまず老人保健制度に戻した方が、混乱なく事務がすすむと考えますが、事務局としてどう思っておられるのかお聞きしまして、私の質問を終わります。

国民の方々のご意見を丁寧に伺う

【事務局長】現行制度の導入時の反省に立ち、地方自治体等の意見も十分に聞きながら、着実に電算システムの改修や広報の準備等を進める必要があると、中間とりまとめ(案)に掲げられている。

【請願第3号、第4号、第5号の審査】
「保険料の負担軽減を、資格証明書の交付はしない、懇談会に公募委員を」などを求めるのは当然の要求

全員協議会での趣旨説明 田口かずと 議員

【田口議員】請願第3号、同第4号、同第5号について、趣旨を簡単にご説明申し上げます。

保険料負担の軽減は当然の願い

まず、請願第3号についてです。後期高齢者医療制度は、2013年4月に廃止し、新しい制度を発足させる方向で検討されていますが、厚労省が示した新制度案では、高齢者の医療費を高齢者自身の保険料に連結させる仕組みとなり、医療費の抑制か、際限のない保険料の引き上げかの選択を迫るものとなります。これでは、国民的な批判を受けた後期高齢者医療制度と同じ性格のものとなり、後期高齢者医療制度の廃止そのものがさらに先送りされる心配があります。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、まずは元の老人保健制度に戻すのが最善の道であると考えますが、制度が運用されている状況に鑑み、本請願は、愛知県独自の保険料軽減制度を設けること、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する一部負担金の減免規定を愛知県独自に設けること、資格証明書の発行を行わないこと、愛知県にたいして健康診査事業などへの補助を求めて、保険料負担を軽減することを求めるものです。

他の懇談会でも公募委員を加えている

次に、請願第4号についてです。2009年9月24日に常設の「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」が設置されましたが、構成する委員には公募による委員が選出されていません。そこで、本請願は、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求めるものです。

資格証明書を発行すべきでない

次に、請願第5号についてです。愛知県後期高齢者医療広域連合議会は、平成22年度第一回定例会において平均3,660円の保険料値上げを決めましたが、これは、民主党を中心とする新政権の制度廃止の公約と保険料値上げ抑制の約束に違反しています。そこで本請願は、保険料値上げを撤回すること、資格証明書を発行しないこと、後期高齢者医療制度に関する懇談会委員の公募枠を設け、懇談会の傍聴を認めることを求めるものです。

以上の請願の趣旨をおくみとりいただき、皆様のご賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。



賛成討論

請願第3号「後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書」にたいする賛成討論 田口かずと 議員

【田口議員】「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行ないます。

まず、第1項の愛知県独自の保険料軽減制度を設けることについてです。

全国の広域連合の中には、独自の保険料軽減制度を設けているところがあります。たとえば、東京都では、葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、収納率による保険料上乘せ分の4つの事業について、保険料算定からはずして区市町村負担とすることによって、保険料を軽減してきました。本広域連合としても、とくに低所得者にたいする独自の保険料軽減制度の創設が求められています。

次に、第2項の一部負担金について生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免規定を愛知県独自に設けることについてです。

本広域連合の一部負担金の減免規定は、今年4月から国の通知どおりに改善されましたが、国の通知では、減免対象を災害や失業などによる収入激減、長期間入院など4つの事由に限定しています。これでは、医療費の支払いが大変でも、恒常的に低所得の人は減免の対象になりません。一部負担金を支払うのが困難で受診が遅れたりすることがないように、低所得を事由とする減免規定を愛知県独自に設けることは必要であります。

次に、第3項の保険料未納者への「資格証明書」の発行を行わないことについてです。

本広域連合ではこれまで、資格証明書は1件も発行されていません。国も資格証明書は「原則として交付しない」との方針を示しています。高齢者は病気にかかりやすく、受診の遅れが命に関わりますので、保険証の取り上げという資格証明書の発行は、1件もあってはなりません。本広域連合としてもこの立場に確固として立つことを求めます。

次に、第4項の愛知県にたいして健康診査事業などへの補助を強く求めて、保険料負担を軽減することについてです。

本広域連合は昨年7月、愛知県にたいして健康診査事業への助成を求める要望書を提出しましたが、愛知県からの補助は実現していません。健診事業な

請願第3号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

【請願趣旨】後期高齢者医療制度は、2013年4月に廃止し、新しい制度を発足させる方向で、「高齢者医療制度改革会議」で検討されています。

厚労省が検討会議に示した新制度案は、65歳以上は原則国保に加入し、運営を都道府県単位として、財政を完全に別建てとする方向です。その上で、医療給付費の1割相当を国保に入る高齢者の保険料でまかなうべきだとされています。

この案では、高齢者の医療費を高齢者自身の保険料に連結させる仕組みとなり、医療費の抑制が、際限のない保険料の引き上げかの選択を迫るものとなります。

これでは、特定の年齢で高齢者を差別し、国民的な批判を受けた後期高齢者医療制度と同じ性格のものとなり、間違いなく、後期高齢者医療制度発足時の大混乱・大紛糾の再現となります。このような新制度へ変更する法律案を成立させる訳にはいきません。そうすると、後期高齢者医療制度の廃止そのものがさらに先送りされる心配があります。

私たちは、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、まずは元の老人保健制度に戻るのが最善の道であると考えています。

後期高齢者医療制度の廃止が長引けば長引くほど、制度の矛盾が拡大します。今年4月の愛知県の後期高齢者保険料の改定では、剰余金の充当や財政安定化基金を活用したにもかかわらず、5%もの大幅引き上げとなりました。

私たちは、高期高齢者医療の矛盾を根本的解消するには、制度そのものの速やかな廃止が必要だと考えますが、制度が運用されている状況に鑑み、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

1. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料軽減制度を設けてください。
2. 高齢者医療確保法第69条の一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免規定を愛知県独自に設けてください。
3. 保険料未納者への「資格証明書」の発行は行わないでください。
4. 愛知県に対し、健康診査事業などへの補助を強く求めて、高齢者の保険料負担を軽減してください。

どへの補助が実現すれば、その分、保険料の負担を軽減することができるわけですから、愛知県にたいして補助を強く求めるべきです。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、討論を終わります。

請願第4号「資格証明書の発行を行わないことを求める請願書」にたいする賛成討論 田口かずと 議員

【田口議員】「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求める請願書」について、賛成の立場から討論を行ないます。

「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」は、

当初は常設の組織ではなかったために、平成20年度には一度も開かれませんでした。愛知県社会保障推進協議会からの4回にわたる請願などを踏まえて、昨年9月から常設の組織となり、年2回開催されるようになりました。

しかしながら、構成する委員には公募による委員が選出されていません。北海道、鳥取県、富山県、香川県などの広域連合では、公募による委員が選出されています。北海道では被保険者に限らず、満20歳以上であれば公募委員に応募することができ、鳥取県では、被保険者の委員5人は全員が公募によるものです。

被保険者の方などから広く意見を聞き、制度運営に反映させるためには、愛知県老人クラブ連合会および名古屋市老人クラブ連合会から推薦された委員にとどまらず、公募による委員を加えることが必要であると考えます。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、討論を終わります。

**請願第5号「平成22年度後期高齢者医療制度保険料値上げ撤回等に関する請願」
にたいする賛成討論 伊藤恵子 議員**

【伊藤議員】後期高齢者医療制度は廃止すると公約に掲げ政権交代を果たした現政権は、公約に反して制度廃止を先延ばしにした結果、今年度保険料の改定に至りました。厚労省からの通達により、保険料の増加を抑制するために剰余金の活用、財政安定化基金からの交付等の手立てがとられたようですが、特に国の財政措置が十分に行われず、愛知では平均3,660円の値上げになりました。これは請願趣旨にも書かれているとおり、2重の公約違反と言わざるを得ません。請願事項1の保険料の値上げ撤回は当然の要求であると考えます。

また請願事項2についてですが、保険料滞納による資格証明書の発行は、慎重に対処するよう通達は出され、現段階で発行はされていないようですが、高齢者に対するこうしたペナルティは、道義的にも許すことができず、高齢者の医療の確保に関する法律第54条等の資格証明書に関する条項そのものを削除して、資格証明書を発行しないようにすべきだと考えます。

請願事項3につきましては、先の請願第4号と同様であります。

以上請願第5号は、採択すべきものと考え、賛成討論とします。

請願第4号 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求める請願書

【請願趣旨】愛知県においては、2009年9月24日に常設の「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」が設置されました。

当協議会は、2007年11月、2008年8月、2009年2月、2009年8月の4回にわたり「運営協議会（仮称）の設置を求める請願」を提出し、その要望を実現していただいたことを感謝いたします。

しかしながら、構成する委員には公募による委員が選出されていません。当協議会の調査によると、北海道、富山県、鳥取県、香川県などの後期高齢者医療広域連合では公募による委員が選出されています。また、国民健康保険の運営協議会では、多くの自治体で公募による委員が選出されています。

愛知県後期高齢者医療広域連合においても、「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会」に公募委員を加え、活発な検討がなされることが求められます。

つきましては、次の事項の実現を求めます。

【請願事項】

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えてください

請願第5号 平成22年度後期高齢者医療制度保険料値上げ撤回等に関する請願書

【請願趣旨】愛知県後期高齢者医療広域連合協議会は、平成22年2月10日に開かれた平成22年度第一回定例議会において平均3660円の保険料の値上げをおこないました。民主党を中心とする新政権は総選挙において、後期高齢者医療制度の廃止を公約しました。また、廃止にいたる間は保険料の値上げを抑制することを約束をしています。

これ先立ち参議院では廃止法案が民主党など野党4党の合意により成立を見ていますが、この中には老人保健制度に戻す旨が明記されています。第一回定例議会における保険料値上げは、廃止と保険料の値上げを抑制するという二つの約束に違反しています。

これらの経過を踏まえて全国では多くの議会が保険料の値上げを中止しています。後期高齢者は、相次ぐ増税や社会保険料の値上げと負担増、年金の切り下げによって苦しめられています。愛知県後期高齢者医療広域連合議会におかれまして、平成22年度保険料の借上げを撤回し、短期保険証の発行などについて再討議し、下記事項を実施するよう請願いたします。

【請願事項】

- 1.平成22年度後期高齢者医療制度保険料の借上げを撤回すること。
- 2.資格証明書を発行しないこと。
- 3.後期高齢者医療制度に関する懇談会委員の公募枠を設け、懇談会の傍聴を認めること。

議案	各議員の態度	結果	内容
議案第9号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決	月60時間を超える時間外勤務手当を125%から150%にするか有給休暇を与える
議案第10号	平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	可決	3601千円の補正。今後のモデルとなる収納対策の企画・取り組みに対し国の補助金が出るようになり、豊橋市の事業に充当する
議案第11号	平成22年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養別会計補正予算(第1号)	可決	4,420,261千円の補正。療養給付費や高額療養費の清算
認定第1号	平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	可決	市町村負担金12億円、国庫支出金40億円など。派遣職員は事務局長以下39名。保養所利用実績5480人など
認定第2号	平成21年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	×	可決 保険者数667,728人。一人当たり医療費887,039円。一人当たり28.7件。保険料75,289円。収納率99.26%。健診190,826人(29.88%)
請願第3号	後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 (愛知県社会保障推進協議会)	×	不採択 県独自の保険料軽減や一部負担金減免を。資格者証を出すな、健診事業への助成で保険料引き下げを
請願第4号	愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会に公募委員を加えることを求める請願書 (愛知県社会保障推進協議会)	×	不採択 懇談会に公募委員を加える
請願第5号	平成22年度後期高齢者医療制度保険料値上げ撤回等に関する請願(全日本年金者組合愛知県本部)	×	不採択 保険料値上げを撤回せよ、資格書を発行しない、懇談会に公募枠を設け、傍聴可能に

態度： =賛成 ×=反対 日本共産党の2人以外の全議員は同じ態度でした。

医療給付実績(2009年3月～2010年2月診療分)

区分		件数	日数	医療費総額 円	一部負担額 標準負担額 円	保除給付額 円 (高額療養費)	保険給付額 円 (療養給付費等)	
療養給付費	内科	入院	504,616	9,031,312	243,885,683,140	16,224,134,719	12,683,757,636	214,977,790,785
		入院外	10,994,213	23,652,325	204,647,279,920	21,115,930,165	3,715,579,661	179,815,770,094
		小計	11,498,829	32,683,637	448,532,963,060	37,340,064,884	16,399,337,297	394,793,560,879
	歯科	入院	1,493	15,095	465,004,720	38,405,618	20,121,100	406,478,002
		入院外	1,368,778	2,943,422	19,423,526,350	2,388,593,649	1,462,595	17,033,470,106
		小計	1,370,271	2,958,517	19,888,531,070	2,426,999,267	21,583,695	17,439,948,108
	調剤		5,170,395	処方回数(再掲) 7,757,662	81,167,043,070	9,644,409,331	68,573,682	71,454,060,057
	食事・生活	内科	(再掲) 466,423	回数(再掲) 22,324,321	15,361,262,820	標準負担額 5,566,549,580	0	9,794,713,240
		歯科	(再掲) 1,442	回数(再掲) 35,263	23,240,980	標準負担額 8,881,500	0	14,359,480
		小計	(再掲) 467,865	回数(再掲) 22,359,584	15,384,503,800	標準負担額 5,575,431,080	0	9,809,072,720
	療養費	一般診療	262	772	8,993,079	1,236,495	0	7,756,584
		補装具	28,173		944,089,305	113,669,253	0	830,420,052
		柔道整復師の 施術	397,339	4,762,868	4,784,226,430	570,735,506	0	4,213,490,924
		あん摩マッサージ	95,462		3,370,164,396	397,004,062	0	2,973,160,334
		はり・きゅう	75,707		1,206,012,318	141,848,301	0	1,064,164,017
		小計	596,943	4,763,640	10,313,485,528	1,224,493,617	0	9,088,991,911
	食事(生活)療養標準負担額差額		(再掲) 3,421	(再掲) 189,518		18,999,780	0	18,999,780
	療養給付費合計		18,636,438	40,405,794	575,286,526,528	56,191,023,587	A 16,489,494,674	502,606,008,267
	訪問看護療養費		21,777	197,630	2,302,708,310	基本利用料 214,695,346	B 57,096,805	2,030,916,159
	移送費		6	0	84,807	0	0	84,807
高額療養費	現物給付分	(再掲) 420,994			0	(小計A+B) 16,546,591,479		
	償還給付分	(再掲) 817,708			5,300,949,699	5,300,949,699		
	小計	(再掲) 1,238,702			5,300,949,699	21,847,541,178		
高額介護合算療養費		(再掲) 11,979			207,039,182		207,039,182	
合計		18,658,221	40,603,424	577,589,319,645	50,897,730,052	21,847,541,178	504,844,048,415	
葬祭費		36,084					1,804,200,000	

被保険者数(平成22年3月31日現在) (単位 人、%)

区分	合計		年齢別		所得区分別			
	人数	構成比	65歳～74歳	75歳～	一般	低所得者	低所得者	現役並み所得者
名古屋市	216,786	32.47	12,546	204,240	190,252	38,035	42,642	26,534
豊橋市	35,783	5.36	2,201	33,582	32,575	4,613	5,728	3,208
岡崎市	31,303	4.69	1,979	29,324	27,919	4,253	4,522	3,384
一宮市	35,156	5.27	2,402	32,754	32,575	5,281	6,170	2,581
瀬戸市	13,523	2.03	914	12,609	12,555	2,057	2,497	968
半田市	10,758	1.61	700	10,058	9,849	1,630	1,442	909
春日井市	24,499	3.67	1,698	22,801	21,561	3,513	3,516	2,938
豊川市	11,967	2.69	1,153	16,814	16,519	2,184	2,605	1,448
津島市	6,595	0.99	422	6,173	6,134	1,053	1,029	461
碧南市	7,476	1.07	389	6,787	6,485	602	840	691
刈谷市	10,127	1.52	676	9,451	8,715	1,192	1,187	1,412
豊田市	29,794	4.46	2,116	27,678	26,552	3,053	3,586	3,242
安城市	13,119	1.96	869	12,250	11,582	1,179	1,448	1,537
西尾市	9,954	1.49	522	9,432	8,984	848	1,028	970
蒲郡市	9,796	1.47	608	9,188	9,081	1,084	1,507	715
犬山市	7,522	1.13	484	7,038	6,901	972	904	621
墨漕市	6,425	0.96	330	6,095	6,007	768	942	418
江南市	9,482	1.42	655	8,827	8,760	1,427	1,260	722
小牧市	10,876	1.63	843	10,033	9,356	1,475	1,342	1,520
稲沢市	12,852	1.92	849	12,003	11,748	1,575	1,449	1,104
新城市	8,033	1.20	317	7,716	7,644	745	1,067	389
東海市	8,474	1.27	620	7,854	7,598	1,213	973	876
大府市	6,183	0.93	398	5,785	5,509	822	670	674
知多市	7,081	1.06	467	6,614	6,505	933	835	576
知立市	4,842	0.73	301	4,541	4,218	611	572	624
尾張旭市	6,814	1.02	401	6,413	6,029	1,043	894	785
高浜市	3,779	0.57	219	3,560	3,418	385	526	361
岩倉市	3,917	0.59	257	3,660	3,460	539	555	457
豊明市	5,637	0.84	391	5,246	5,020	824	662	617
日進市	5,799	0.87	364	5,435	4,943	770	621	856
田原市	8,061	1.21	361	7,700	7,572	751	775	489
愛西市	6,957	1.04	473	6,485	6,550	798	732	408
清須市	5,830	0.87	356	5,474	5,064	813	797	766
北名古屋市	5,874	0.88	476	5,398	5,076	813	860	798
弥富市	4,044	0.61	256	3,788	3,709	396	379	335
みよし市	2,924	0.44	268	2,656	2,550	309	368	374
あま市	6,866	1.03	533	6,333	6,255	873	988	611
東郷町	2,759	0.41	195	2,564	2,421	382	302	338
長久手町	2,749	0.41	168	2,581	2,298	379	305	451
豊山町	11,043	0.16	82	961	878	99	141	165
大口町	1,748	0.26	107	1,641	1,550	166	192	198
扶桑町	3,240	0.49	179	3,061	2,982	464	346	258
大治町	1,854	0.28	131	1,723	1,642	249	232	212
蟹江町	3,190	0.48	215	2,975	2,880	427	428	315
飛島村	609	0.09	35	574	543	64	57	66
阿久比町	2,559	0.38	165	2,394	2,373	253	260	186
東浦町	4,231	0.63	278	3,953	3,928	567	528	303
南知多町	3,349	0.50	146	3,203	3,195	572	522	154
美浜町	2,669	0.40	162	2,507	2,500	374	342	169
武豊町	3,460	0.52	263	3,197	3,225	527	433	235
一色町	2,952	0.44	135	2,817	2,703	255	307	249
吉良町	2,723	0.41	118	2,605	2,557	231	230	166
幡豆町	1,692	0.25	86	1,606	1,572	152	187	120
幸田町	3,004	0.45	206	2,798	2,777	344	299	227
設楽町	1,650	0.25	62	1,588	1,598	266	411	52
東栄町	1,214	0.18	44	1,170	1,197	267	313	17
豊根村	424	0.06	8	416	421	115	114	3
合計(人数)(構成比)	667,728		41,599	626,129	598,410	95,525	103,867	69,258
	100		6.23	93.77	89.63	14.31	15.56	10.37

市町村別医療給付実績(平成21年3月～平成22年2月診療分)

区分	療養給付費		訪問看護療養費		移送費			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
名古屋市	6,682,340	176,584,988,654	9,797	1,002,433,730	4	60,057	489,053	8,319,289,601
豊橋市	973,630	26,627,447,767	702	46,330,710	0	0	62,371	1,079,541,664
岡崎市	886,443	22,188,883,326	612	61,525,885	0	0	51,298	943,154,955
一宮市	993,503	25,944,698,013	957	91,063,930	0	0	63,004	11,064,058,700
瀬戸市	409,606	10,777,057,058	517	40,520,269	0	0	27,115	456,076,379
半田市	315,258	7,470,009,812	375	33,051,250	0	0	17,323	295,447,234
春日井市	713,197	17,735,705,596	990	77,081,860	0	0	42,368	776,970,207
豊川市	534,096	13,656,699,351	447	48,487,195	0	0	32,487	543,297,519
津島市	184,785	4,724,415,391	118	7,534,165	1	4,860	11,165	212,698,208
碧南市	199,081	5,028,783,756	291	22,752,940	0	0	10,462	190,001,694
刈谷市	248,840	8,019,006,816	438	22,340,540	0	0	18,473	390,886,807
豊田市	768,274	20,903,243,365	592	29,242,565	0	0	46,198	866,094,734
安城市	329,641	8,836,229,765	341	18,950,905	0	0	19,838	387,700,595
西尾市	271,265	6,588,771,836	264	27,376,920	0	0	13,394	265,232,764
清都市	269,895	6,908,972,381	169	21 ; 809 , 205	0	0	15,112	272,455,214
犬山市	214,108	6,234,778,249	188	11,104,850	0	0	14,645	262,701,847
常滑市	175,024	4,241,029,929	100	16,867,485	0	0	8,585	151,587,904
江南市	260,826	6,866,417,076	252	14,989,940	0	0	16,565	266,271,963
小牧市	289,393	7,713,464,775	406	27,170,725	0	0	18,503	362,343,329
稲沢市	375,759	9,125,569,999	530	68,102,145	0	0	20,066	379,629,244
新城市	184,870	4,818,591,677	77	10,152,425	0	0	9,404	152,504,057
東海市	219,703	6,515,777,250	266	33,624,025	0	0	15,340	294,580,829
大府市	164,204	4,320,416,361	109	8,628,465	0	0	9,112	187,073,229
知多市	203,394	5,024,812,685	172	18,986,115	0	0	11,506	202,276,351
知立市	112,589	3,626,011,426	129	8,643,985	0	0	8,422	151,415,914
庭張旭市	216,531	5,473,830,742	445	42,861,140	0	0	14,122	238,749,734
高浜市	87,463	2,571,474,078	91	5,545,640	0	0	5,501	108,029,688
岩倉市	103,004	2,855,884,937	66	4,783,905	0	0	7,015	131,163,463
豊明市	154,710	4,456,313,992	154	17,497,920	0	0	10,278	199,545,644
日進市	178,235	4,685,378,654	217	19,306,565	0	0	11,170	221,150,479
田原市	229,985	4,880,650,588	96	4,552,560	0	0	9,572	157,356,060
愛西市	191,423	4,890,225,400	57	3,311,515	0	0	10,396	173,500,023
清須市	164,185	4,207,819,855	145	20,305,410	0	0	9,980	185,840,964
北名古屋市	157,154	4,341,519,661	188	17,336,775	0	0	10,561	206,066,783
弥富市	104,459	2,986,771,772	44	4,369,230	0	0	6,833	130,384,834
みよし市	69,747	2,185,797,468	64	2,929,595	0	0	4,779	96,869,607
あま市	183,441	5,194,810,742	97	7,827,415	1	19,890	11,972	219,420,743
東郷町	76,194	2,127,299,836	79	5,795,325	0	0	4,681	90,317,468
長久手町	75,570	2,073,069,871	96	5,106,075	0	0	5,274	104,789,073
豊山町	29,167	791,696,719	20	1,148,715	0	0	1,749	34,023,556
大口町	45,806	1,336,426,930	65	4,586,540	0	0	3,226	57,363,788
扶桑町	98,442	2,427,036,167	134	10,531,035	0	0	6,024	91,968,640
大治町	52,936	1,483,073,693	39	5,086,330	0	0	3,657	64,435,747
蟹江町	87,734	2,514,934,301	46	3,808,440	0	0	5,934	114,479,587
飛島村	14,147	374,368,622	0	0	0	0	697	16,665,548
阿久比町	74,019	1,630,920,711	73	3,967,785	0	0	3,552	57,347,123
東浦町	117,255	3,021,669,813	263	23,874,120	0	0	6,906	115,352,660
南知多町	87,840	2,487,869,651	16	1,683,270	0	0	5,503	94,372,212
美浜町	62,764	2,048,519,291	45	4,615,740	0	0	4,471	81,007,663
武豊町	102,956	2,663,905,167	88	6,275,780	0	0	5,962	101,263,160
一色町	79,298	1,806,674,950	56	6,114,330	0	0	3,835	61,792,995
吉良町	79,946	1,738,059,325	85	9,332,385	0	0	3,238	61,465,380
幡豆町	48,928	1,061,433,857	44	2,017,980	0	0	2,006	33,590,965
幸田町	82,257	2,034,794,857	114	16,817,940	0	0	4,233	71,234,186
設楽町	32,923	886,584,786	0	0	0	0	1,811	26,667,654
東栄町	31,631	662,084,045	11	754,470	0	0	1,430	19,661,536
豊根村	8,550	223,325,472	0	0	0	0	525	8,373,273
合計	19,108,424	5,026,061,008,267	21,777	2,030,916,159	6	84,807	1,238,702	21,847,541,178

豊川市には旧小坂井町分、清須市には旧春日町分を含み、あま市は旧七宝町分、旧美和町分、旧甚目寺町分の合計を記載

各常任委員会の概要(閉会中審査)

2010年8月31日 教育子ども委員会 かとう典子議員

小規模校 統廃合

「子どものために…」との理由は成り立たない 予算削減が目的の統廃合をすすめるな

8月31日の教育子ども委員会では、「小規模校対策」として、小規模校の統廃合をすすめる実施計画案についての所管事務調査が行われました。

2016年度まで9校の統廃合めざす計画

今年3月に策定・公表された「小規模校対策に関する基本方針」では、統廃合等の対策の対象となる11学級以下の小学校を3グループにわけ、6学年すべてが単学級で今後もその状況が続く見込みの第1グループから、優先して統廃合をすすめる方針が示されました。今回の「実施計画」は、第1グループ9校を2016年度までに統廃合する具体的な計画を定めたものです。

2016年度までに統廃合めざす9校

区	学校名	相手校	中学校ブロック
西 区	幅下小	3校統合	菊井中
	江西小		
	那古野小		
	南押切小	榎小 栄生小	天神山中
中村区	豊臣小	諏訪小	日比津中
中 区	御園小	名城小	丸の内中
昭和区	白金小	村雲小	円上中
南 区	大生小	宝 小	南光中
天白区	高坂小	相生小	久方中

説得力に欠ける「必要性」

教育委員会は、「きめの細かい指導、家庭的雰囲気」などの「小規模校のよさ」を認める一方、「クラス替えができない」「交友関係が固定化されやすい」などの「課題」をあげ、「児童・生徒にとってよりよい教育環境にするため、一定規模以上の学級数を確保することが必要」としています。

しかし、かとう典子議員が「クラス替えができないことがどうして悪いのか」とただすと、当局は「人間性、社会性をはぐくむ時期にある程度の集団は必要」などといいつつも、具体的なデータを求められると「人間性への影響をしめすデータを探したが、なかった」と答弁。「人間関係のこじれ」についても、小規模校とそれ以外の学校の比較するデータを持ち合わせていないことが明らかになりました。

かとう議員が「小規模校の良さがあるのに、『適

教育委員会が統廃合の理由にあげる「小規模校の課題」

- ・ 1 学年 1 学級のいわゆる単学級の学年では、クラス替えができない。
- ・ 運動会・体育大会、学芸会・文化祭などでの児童・生徒の種目や演目に限界がみられ、役割分担の負担が大きくなりやすい。
- ・ 音楽、保健体育などの教科において、集団での演奏や競技などのグループ分けが難しくなる。
- ・ 児童・生徒の交友関係が固定化されやすい。
- ・ 学級内でのけんかやトラブルで人間関係がこじれた場合、修復が難しい。
- ・ 学校行事や児童会・生徒会・委員会活動などで児童・生徒の役割・位置付けが固定化されやすい。
- ・ 児童・生徒の興味・関心に対応した多様なクラブ活動や部活動を実施することが難しい。
- ・ 児童・生徒に互いに競い合ったり、高め合ったりする切磋琢磨する態度を育てにくい。
- ・ 教師一人当たりの分掌事務量が多くなるとともに、分掌が固定する傾向がある。
- ・ 教員の出張や欠勤などがあつた場合、補欠授業が組みにくい。

これらのほとんどが、小規模校に限らず学校・教師がとりくまなければならない課題です。校務分掌量や補欠授業など教育条件に関わる問題は、適正な予算と人員を配置すれば解決する問題です。

正化』をしなければならない理由はない。結局、教育予算が少ないからではないか？」と追及すると、当局は「最終的にはお金もあるが、それは結果的な話」と苦しい答弁。あくまでも「子どもの視点」を強調しますが、予算削減が目的であることを隠せませんでした。かとう議員は、「ヨーロッパでは学校規模は100人程度があたりまえ。学校は地域の拠点でもあり、統廃合すべきでない」と主張しました。

こうしたやりとりを聞いた民主党ベテラン議員は「いままで小規模ではダメだという説明を一方的に聞いてきたが、かとう議員の話はなるほどと思え、当局の説明は説得力に欠ける。先行都市のデータがあるはずだから、しっかりしめさなければ、PTA含めて地元の納得を得られない」と指摘。統廃合推進の立場から、地元要望優先の跡地利用などを求めました。

今後、対象学区での説明会などが始まっていきます。「よりよい教育環境のため」という理由が、予算削減の目的を覆い隠す口実であることが明らかになった以上、市民に問題点を知らせて統廃合をすすめさせないための必要です。

9月3日 教育子ども委員会 かとう典子議員

請願審査

中学校卒業までの通院医療費無料化 請願採択(新日本婦人の会提出)

9月3日の教育子ども委員会では、この間保留となって継続審査されてきた子ども青少年局及び教育委員会関係の請願11件と、新規陳情1件について審査がおこなわれました。この中で、子どもの医療費無料制度を中学校卒業まで無料にすることを求めた請願が、全会一致で財政状況勘案の上採択されました。

採択された請願は、新日本婦人の会愛知県本部が2007年6月議会に提出したもので、最初に審査された同年8月7日の教育子ども委員会をふくめて6回の委員会審査でいずれも「なお慎重に審査する必要がある」との理由で保留となってきました。日本共産党は、毎回の委員会で請願の採択を強く主張してきており、前回審査された今年5月の委員会でも、かとう議員が「中学校卒業までの医療費無料化は、市長の公約であり、全会派が要求していることだ。請願を採択して必ず実施できるようにすべき」と求めました。しかし、民主党議員が「財政状況からいってできるのか」と後ろ向きの発言をする中で、結果は保留でした。

今回の委員会でも、かとう議員が「市長も来年度から実施すると発言している。議会としても請願を採択すべき」と求めたところ、自民党議員からも「子どもの医療無料化は強い要望がある。請願を採択すべきだ」と賛同する発言がありました。他の議員も同調する発言がつづき、委員会は正副委員長で対応を協議するため中断。再開された委員会で委員長より「財政状況勘案の上採択」が提案され、全会一致で採択されました。

当初は委員長からは「保留」が提案される予定でしたが、異例の展開となりました。市民の強い要望であるとともに、市民に開かれた議会をめざす「議会基本条例」が制定された下で、請願審査のあり方も民主的な方向に向かう第一歩ともいえます。

日本共産党は、通院医療費無料化の中学校卒業までの拡大が、実際に行われるまで奮闘する決意です。

なお、その他の保留分請願はすべて保留、新規陳情は打切りとなりました。



2010年9月3日 議会改革推進協議会

議員報酬

9月議会で過去20年の最低に 市民参加・公開の第3者機関設置を合意

9月3日の議会改革推進協議会では、議員報酬を条例額月額99万円を20万円下げて月額79万円(現行89万円)とする特例条例案を9月議会に上程することが決まりました。年額に換算すると約1390万円です。特例期間は、今年11月から任期期間の来年4月30日との見込みです。党市議団の主張も受けて、引き下げ額は暫定とし、来期の議会で第3者機関を設置して市民意見を聞くように、同協議会名で議長に申し入れます。

日本共産党市議団は、この合意について「議会基本条例の制定から議会改革が一步前進さらに改革をすすめます」という見解を公表しました(別項資料参照)。



市長の狙い通りトリプル選なら 経費 6億5000万円増

9月2日付「朝日」夕刊は、トリプル選の経費を紹介し、従来通り2月知事選、4月県議・市議同時選挙なら必要経費は計12億円。一方、河村市長がもくろむ知事・市議・市長選のトリプル選挙になると、議会解散関係と合わせた必要経費は18億5千万円にのぼり、差し引き6億5000円の経費増と報道しています。経費増が議員報酬半減の効果額6億円を上回り、今回の解散請求は全く無意味です。

「名古屋の未来を考えるシンポ」に参加を

10日(金)
栄・教育館

議会各派が共同で開催し、市民に問いかけ

独自の取り組みと一致点での共同行動

河村たかし市長が主導する議会解散リコール運動が行われています。日本共産党市議団はこれに反対の態度表明を行い、河村市長の危険な狙いを明らかにするとともに国料引き下げなどの要求実現の署名と市民アンケートをもって市民との対話を広げています。

党独自の取り組みとともに、いま大事なのは民主主義と地方自治の原則である二元代表制を守るための議会としての共同行動です。8月9日に党市議団が行った第2回議会改革タウンミーティングで、提言を行った小林武教授は次のように述べています。

「『市議会として一致して対応すること』が大事。なぜか、二元代表制だから。国の議院内閣制と異なり、議会も首長も市民から選ばれるのだから、対立することは当然。首長が乱暴に議会攻撃をしている中で、議会として一致して対応するべきだ。」

こうした提言もあり、8月27日の名古屋市会議員総会では、「二元代表制及び議会制民主主義を尊重し、市民生活を第一に考えた市政運営に全力を尽くす決意表明」を満場一致で確認しました。

4日に街頭配布した「名古屋市会議員有志による広報ビラ1号」には「金持ち、大企業優遇の減税に本当に賛成ですか??」と党の主張が大見出しになりました。議員報酬についても、党市議団の主張が突り、9月議会では特例引き下げ額を決め、来期

には市民参加・公開による第三者機関を設置し、さらに議会改革を推進するとの合意に至っています。

小林武氏をパネラーに推薦

こうしたなか、名古屋市会の主要4会派が共同して「名古屋の未来を考えるシンポジウム」が行われます。パネラーは各会派が一人ずつ推薦し、現在の名古屋市政の動きについて考えを述べ、「名古屋の未来」について市民の皆様判断材料を提供するものです。

日本共産党市議団はパネラーに小林武氏(憲法学者・愛知大学法科大学院教授)を推薦し、お話しいただくことになっています。是非ともたくさんの方の参加をお願いいたします。

「名古屋の未来を考えるシンポジウム」

名古屋市会議長	横井 利明
名古屋市会副議長	渡辺 房一
民主党名古屋市議員団団長	諸隈 修身
自由民主党名古屋市議員団団長	岡本 義博
公明党名古屋市議員団団長	加藤 武夫
日本共産党名古屋市議員団団長	わしの恵子

記

日時 9月10日(金)19時~(受付18:30)

場所 栄・教育館 講堂

パネリスト

小林武氏(愛知大学教授、日本共産党推薦)

後房雄氏(名古屋大学教授、自由民主党団推薦)

花井美紀氏(NPO法人ミーネット理事長、民主党推薦)

他

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 伊勢湾マリンフェスタに伴う海上自衛隊艦船の名古屋港入港及び一般公開に関する申し入れ(7月22日)
- 2 熱中症対策についての緊急申し入れ(8月24日)
- 3 河村市長の議会解散運動に反対です 議会否定の暴挙を許さず民主主義を守りましょう(8月27日)
- 4 議会改革推進協議会の議長への申し入れ(9月)
- 5 9月定例会の市長提案理由説明について(9月10日)

伊勢湾マリンフェスタに伴う海上自衛隊艦船の名古屋港入港及び一般公開に関する申し入れ

2010年7月22日
名古屋港管理組合
管理者 河村たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

海上自衛隊は、伊勢湾マリンフェスタ(洋上展示訓練)に伴い8月20日から23日まで名古屋港に護衛艦「しらゆき」「こんごう」、掃海母艦「うらが」及び砕氷艦「しらせ」を名古屋港に入港させ、一般公開も行うことを発表した。またヘリ空母「ひゅうが」など10隻が四日市港に同日程で入港する。

伊勢湾での海上自衛隊の大規模な洋上展示訓練は2005年以来である。今回は海難救助訓練を名目に行っているが、自衛隊の海外派兵を意識して建造されたヘリ空母型護衛艦「ひゅうが」及びその艦載ヘリコプターの展示訓練こそが狙いであると指摘せざるを得ない。自衛隊の海外派兵=米軍の戦争への協力・加担は、日本国憲法の立場からは到底、容認できない。

軍艦の名古屋港入港を認めることは、商業港である名古屋港の軍事利用に道を開くことであり、港湾管理者の責任で入港を拒否すべきである。

砕氷艦「しらせ」の一般公開と抱き合わせで、護衛艦等を一般公開することは、憲法違反との指摘もある自衛隊の広報活動に他ならず、市民に親しまれる港づくりをめざす名古屋港・ガーデンふ頭の運営方針からみても問題である。

さらに管理者は、6月17日の市議会本会議でわが党議員の質問に対する答弁で「国の交戦権を認めない憲法9条2項は恐ろしい条文で、平和にとって非常に危険である」と公然と憲法9条を否定する答弁を行った。行政の責任者として、憲法99条の憲法擁護遵守義務から逸脱した発言は許されない。

港湾は、国際的に平和な環境が保たれてこそ発展できる。名古屋港もいまやアジア各国各港との交易が年々盛んになり、アジア諸国との平和友好関係の維持発展は、名古屋港の発展にとって欠かせぬ重要課題であり、そのために不可欠なのが日本国憲法第9条であり、第2次世界大戦への真摯な反省の態度である。そのことを忘れたかのような自治体行政・港湾運営は、名古屋港の平和的発展を妨げるものでしかない。

よって以下の点を申し入れる。

- 1、伊勢湾マリンフェスタに伴う自衛隊艦船の名古屋港入港を拒否すること
- 2、ガーデンふ頭を使った軍艦船の一般公開を行わせないこと
- 3、港湾管理者として、日本国憲法を遵守し、とりわけ憲法9条の不戦・平和の精神をすべての港湾行政に貫くこと

熱中症対策についての緊急申し入れ

2010年8月24日

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの恵子

記録的な猛暑が続く中、全国で熱中症によって亡くなられる方が300人を超えたと報道されています。名古屋市内でも、7月以降熱中症で救急搬送された方は800人を超え、亡くなられた方も出ています。

熱中症は、体温の調節機能がうまく働かない状態になって起こる障害です。屋外に限らず、気温が高く風通しの悪い室内で熱中症になることも多く、エアコンのない室内で高齢者が死亡した事件も報道されています。水分補給やエアコン等による冷却など、適切な予防が行われれば重症化を防げます。

気象庁によれば、9月前半も30度を超える「真夏日」が続くといわれており、とりわけ高齢者や障害者、乳幼児などへの影響は極めて深刻です。新学期を前に、小中学校での熱中症対策も喫緊の課題です。

よって、下記のことを緊急に申し入れます。

記

- 1、熱中症予防のための啓発活動を強めるとともに、高齢者や障害者に対する安否確認や緊急避難など、熱中症予防策を行うこと。
- 2、低所得者、生活保護世帯へのクーラー設置補助や電気料金補助を行うこと。
- 3、小中学校の普通教室へのエアコン設置をすすめること。

河村市長の議会解散運動に反対です

議会否定の暴挙を許さず民主主義を守りましょう

2010年8月27日
日本共産党名古屋市議員団

河村たかし市長が、議会解散運動をおこしました。

市長が議会を解散させ、市議75人全員を解職したうえで、出直し市議選に市長支持候補を大量立候補させ、市長言いなりの議会をつくらうとしています。

これは、まさに議会制民主主義を破壊する前代未聞の暴挙です。

地方自治の二元代表制を否定

市民から「乱暴すぎる」「独裁路線」などの批判の声があがり、マスメディアも、議会解散運動の背景には「対話の努力をせずに対立をあおってきた市長の政治手法がある」（「毎日」）、「議会での議論を軽んじ、それぞれ民意で選ばれた市長と議員による『二元代表制』を否定しかねない動き」（「読売」）と指摘しています。

河村市長の議会解散運動のねらいは、「議会との対立」を口実に憲法原則の二元代表制を否定し、市長の独裁的な政治体制をつくらうところにあります。

憲法は、地方自治の原則として議会と首長がどちらも住民から直接選ばれる二元代表制を定めています。両者がチェック・アンド・バランス（抑制と均衡）の関係でお互いの独断や暴走を防ぎ、民主主義を保障する仕組みです。

市長の思い通りにならないからといって議会をつくり変えるといい、市長自ら議会解散運動をすすめるのは地方自治の原則を破壊するものです。

日本共産党は、このような議会解散運動にきっぱり反対し、名古屋の民主主義を守る先頭に立ってがんばります。

議会解散に正当な理由がありません

河村市長は、議会が「市民税10%減税継続」「地域委員会継続」「市会議員報酬半減」という市長の公約・政策の実現をはばんでいると言っています。

しかし、この言い分は、あまりにも身勝手に道理がありません。

【市民税10%減税】今年6月に実施された市民税10%減税は、「金持ちはゼロ」の市長選公約にそむく大企業・金持ち優遇減税でした。ほんとうに生活支援が必要な低所得層や赤字の中小企業にはほとんど恩恵がありません。

この7月、不況と減税の影響で、国民健康保険料が大幅に値上がりし、市民から悲鳴が上がりました。来年度は減税で220億円も市に入る税収が減り、財政悪化のツケや福祉切り下げが市民に大きく押し付けられようとしています。

問題だらけの市民税10%減税をこのまま「継続」したら大変です。ほんとうに市民に役立つ減税のあり方に見直すべきではないでしょうか。

【地域委員会】学区の地域予算の使い途を市長に提案する地域委員会は現在、8区8地域でモデル実施されています。実施してみると改善が必要な問題点がたくさん出てきました。地域委員会を“福祉民営化の受け皿”にするという河村市長の「福祉の構造改革」路線も問題です。

現在、市は地域委員会のあり方を検討中です。それなのに、やみくもに実施地域を拡大したら問題が広がるばかりです。地域委員会を住民の声がもっと反映されるように改善することが大事です。

【議員報酬半減】「名古屋市議の報酬は高い」 日本共産党もそう考え、市長の押し付けでも議会のお手盛りでもない民主的な方法で、報酬の引き下げを提案しています。市議会は今度の9月議会にむけ、市民公開のもとで報酬引き下げの議論をすすめています。

市長は市長選マニフェストでは、現在市議会が実施中の報酬10%削減を「決断」と評価していました。それが当選したら「半減」に政策を変えました。市長は、議会の「自主的な改革に期待」という公約を守るべきです。

このように議会解散の3つの理由はどれも正当なものとはいえません。マスメディアから「市政の停滞を招いているのは明らかだ。住民投票までいけば5億円近い税金が投入される。多くの代償を払っておこなわれる運動になる」(「中日」)という冷静な指摘が出ています。

議会を生かし市政を前にすすめよう

いま、私たちの名古屋はリーマンショック後の経済危機から抜け出せず、生活悪化が続いています。いまこそ、市長と議会は、市民生活応援のために、おたがいに知恵を出し、力を合わせなければならないときではないでしょうか。

名古屋市民は市政を動かす力を持っています。昨年来、河村市政にたいし幅広い市民が「減税名目の福祉削減は許せない」「議員定数半減反対、民主政治守れ」の運動に立ち上がり、保育料値上げを中止させ、廃止されかかった自動車図書館を存続させました。市長が「議会改革」の名で持ち出した民意切り捨ての議員定数半減・小選挙区制導入をストップさせました。

日本共産党市議団はいま、国保料引き下げなど福祉・暮らし・雇用、中小業者支援の署名運動に取り組んでいます。議員報酬の引き下げ、ムダな海外視察の中止、企業・団体献金の禁止など議会改革に努力しています。議会を壊すのではなく、議会を生かし、市民の願いを実現しようではありませんか。

日本共産党名古屋市議団は、市民のみなさんとともに、市民の要求実現、市民の声が届く市政と議会づくりに全力をあげます。ご支援をお願いします。

9月定例会の市長提案理由説明について

2010年9月10日
日本共産党名古屋市議団

河村市長が事態を逆さまに描き、議会を「一党独裁」と攻撃

一、9月9日の市長提案理由説明において河村たかし市長は、市長の暴走を抑えるために議会制民主主義と二元代表制を守るという一点で各会派が共同する市議会の姿を「一党独裁政治」と攻撃しました。しかし、事態

は市長が議会解散運動を主導し、自ら率いる「減税日本」の議員で過半数を占めて議事を意のままにしようとしているのであり、「一党独裁政治」は市長にこそふさわしい言葉です。

二、二代表制を立法ミスと否定する市長が、今回、世論調査で支持を得た減税などについて、「議員も市長と同様、二代表制に基づく市民代表であるがゆえに、民意に忠実に行動する義務を負っている」と述べました。都合のよい時には二代表制を持ち出しています。問題は、その民意が本当に市長の恒久減税を認めているのかどうかです。世論調査は恒久減税に賛成か反対かを質問するだけで、減税の実施時期や内容の選択を問うものではありません。すなわち、「定率減税 金持ちはゼロ」「金持ち優遇には絶対しない」という市長公約の裏切りに触れていません。

「中日」が4月におこなった世論調査では「恒久減税でなければ意味がない」26・3%にたいし「1年やってみて、継続するかどうか判断すればよい」は57・9%にのぼっています。また、共産党が実施中の市民アンケートでは6割が「公約通り『金持ちはゼロ』」を求めています。市長の言う「民意」は市長の都合のよいところしか取り上げていません。

「民意」に立てば、減税のあり方を見直すことが必要です。

市長は市民税減税のために福祉・市民サービスを削減しないと言いますが、そうではありません。今年度においても保育料の大幅値上げ、自動車図書館の廃止などが盛り込まれ、市民の反対運動が巻き起こりました。また、行革ですすめる市職員の定員削減は市民サービス低下に直結することです。

福祉・市民サービスと減税を両立させるには、大企業・金持ち減税ではなく、日本共産党提案の庶民減税に切り替える必要があります。

三、河村市長は、市長が提案した「中期戦略ビジョン」を議会が修正したことを市長の管理執行権をおかず議会の越権行為と決めつけ、拒否権発動の再議を求めています。

このことについて、ある有識者は次のように指摘しています。

「議会と市長の政治的な主張が異なるということにすぎず、違法かどうかという問題ではない。再議にしなくても、市長が計画を出し直せばいいだけのことで、それで議論できる」

「市長の主張を突き詰めていくと、結局、議会の関与を一切許さないということになる。市長の管理執行に関わることが違法というのであれば、究極的には市民の市政への参加も市長の管理執行権を侵害し違法ということになる」

市長の再議乱発は、市長の独裁的な体制づくりにほかなりません。市政から排除されるのは市民です。

四、議会は「保身」ではなく自己改革をすすめている

市長の議員報酬半減案に対し、議会側が2割削減の特例案を提出したことを、市長は「保身議会」と批判しています。

たしかに「2割削減」案を不十分と考える市民もいるでしょう。日本共産党は、4割減の約1000万円をたたき台として、市民参加・市民公開の第三者機関で検討することを提案しています。しかし、今回の特例案は、あくまでも来年4月までの暫定措置であり、来年4月の市議選後の新しい議会で、第三者機関の設置を含めた市民意見を反映させる方向性が各党派で合意されました。このため、日本共産党は、今回の特例案に同意したのです。

日本共産党は、市長の押しつけでも議会の押し付けでもなく、市民参加、市民公開によって、条例報酬額そのものの引き下げをめざします。

一方、河村市長が主張する報酬半減は、市長選マニフェストにはありませんでした。マニフェストにないことを「市長選の民意だ」と押し付けるやり方はまったく道理がありません。

市長の「ボランティア議員」論は、報酬に頼らずに議員活動ができる資産家ばかりの「金持ち議会」になってしまいます。河村市長は、学区に「ボランティア議会」（地域委員会）をつくれば議会は無用になると、「市町村議会の発展的解消」を唱えています。しかし、学区の地域委員会は市長の行政機関です。議会のような議決権や行政監視権はありません。議会に取って代わるものではありません。

ムダを削るふりをして民主主義を削る - - 。河村「議会改革」の行き着く先を冷静に見ることが求められます。

日本共産党は、長年の自民党政治やオール与党政治のもとでつくられた、議会と行政とのなれ合いや議会

経費の無駄づかいなど、旧来の議会の弱点を克服するとともに、民意を正しく反映する民主的な議会づくりに全力を挙げます。

議会改革推進協議会の議長への申し入れ

議会改革に関する市民意見を聴取する機会の確保についての申し入れ

今回、議会改革推進協議会において、名古屋市議会基本条例の趣旨を踏まえて、有識者や市民から議員報酬についての意見聴取を行い、議員報酬に関する特例条例の改正案を9月定例会で提出する運びとなりました。このような市民の意見を聴取し、民意を反映させていくことは、議員報酬の問題をはじめ、議会改革全般において実施すべきであると考えます。

議会基本条例には、市民に開かれ、市民に身近な議会を作り上げることが条例の目的として謳われており、議会改革を進めていくにあたっては、広く市民の意見を聴き、民意を反映させていく必要があります。また、市民の視点から政策立案、政策提言を行っていくためには、議会自ら市民の意見を踏まえた改革を進めていくことが必要です。

つきましては、今後、議会改革を推進していくにあたり、議会基本条例の趣旨を踏まえ、より民意を反映させていくため、第三者機関の設置など市民意見を聴取する機会を設けることを議長に申し入れます。

資料

- 資料1 日本共産党の市民アンケート・中間集計(10月18日)
- 資料2 今後の市政運営及び平成23年度予算編成について(10月27日)
- 資料3 2009年度名古屋市予算編成についての重点要望書(10月29日)

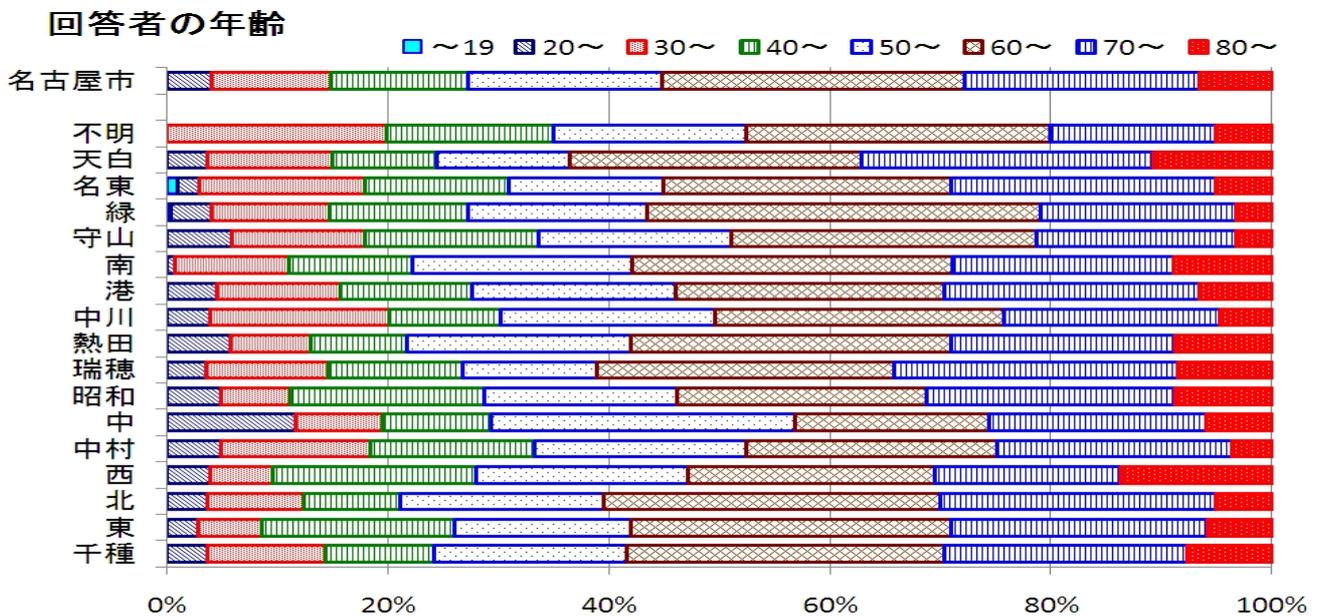
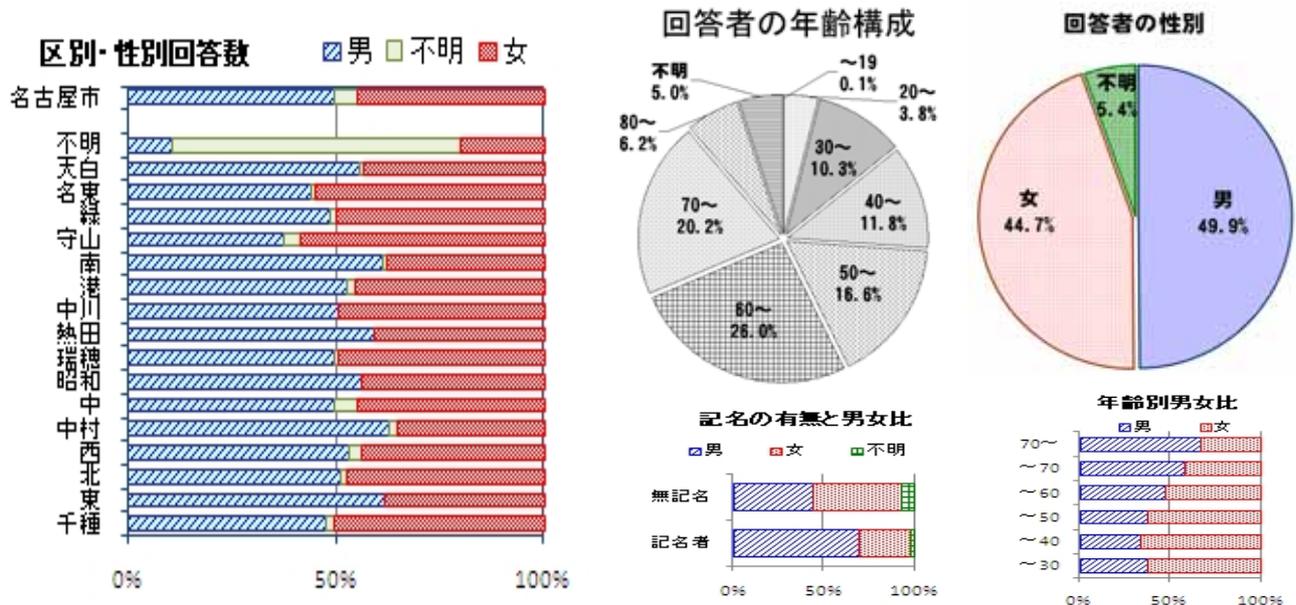
資料1 今日日本共産党の市民アンケート・中間集計(10月18日)

日本共産党名古屋市議団 2010市民アンケート中間まとめ (部内資料)

1 約2200 通の声が寄せられました

9月から回収が始まったアンケートは10月18日到着分までで2,355通の返信がありました。このうち10月4日到着分までの2,214通をまとめました。

回答者の50%は男性、45%が女性。60歳以上が52%でした。名前やアドレスを記入した人は男性が多く60歳以下の回答者は女性が多数でした。



2 介護や雇用・国保の問題解決を求める

市民生活に関わる問題についての日本共産党の提案について上位3項目は

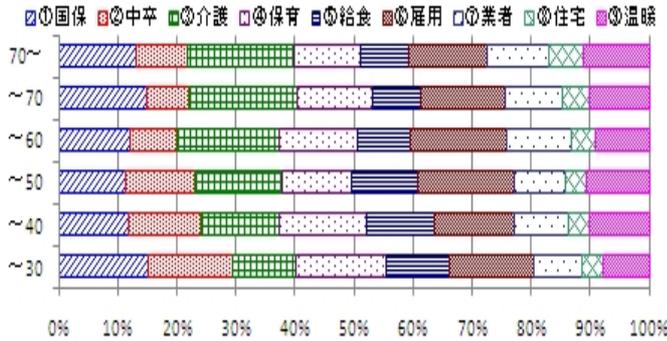
介護負担の軽減、特養ホームの増設(61.8%)

正規雇用の拡大(53.0%)

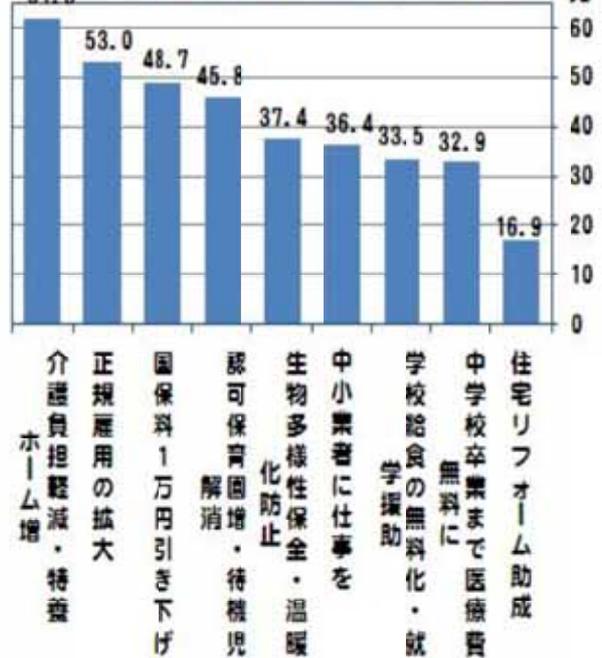
国民健康保険料1人1万円の引き下げ(48.7%) でした。

特に50歳以上や女性に介護の要望が強く、40歳から70歳の人で雇用問題を重視している人が多い。60歳以上の人が国保の軽減を望み30歳以下の人にも国保負担が大きいことがうかがわれます。

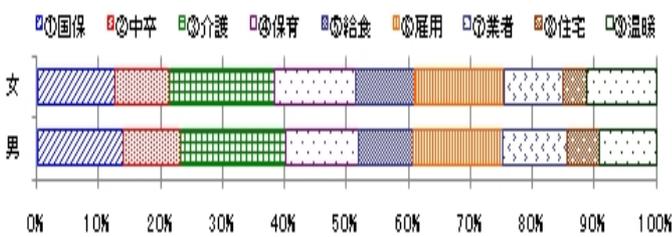
年齢別の要望



実現してほしいこと (複数回答)

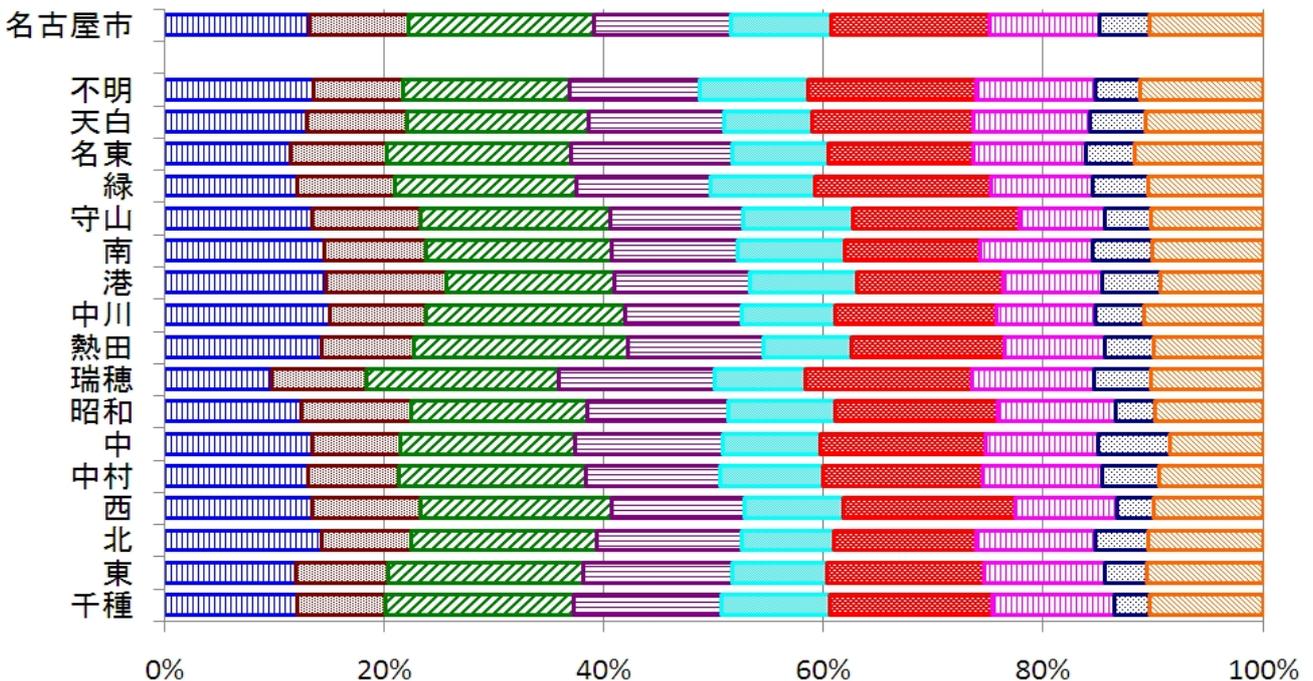


男女と要望



区別要望比率

①国保 ②中卒 ③介護 ④保育 ⑤給食 ⑥雇用 ⑦業者 ⑧住宅 ⑨温暖



3 市民税10%減税は、恩恵を実感しない人や金持ちゼロを求めるが大半

市民税減税についてお聞きしました。恩恵を感じない人が多く、公約通り「金持ちゼロ」にすべきと考えている人も多数でした。

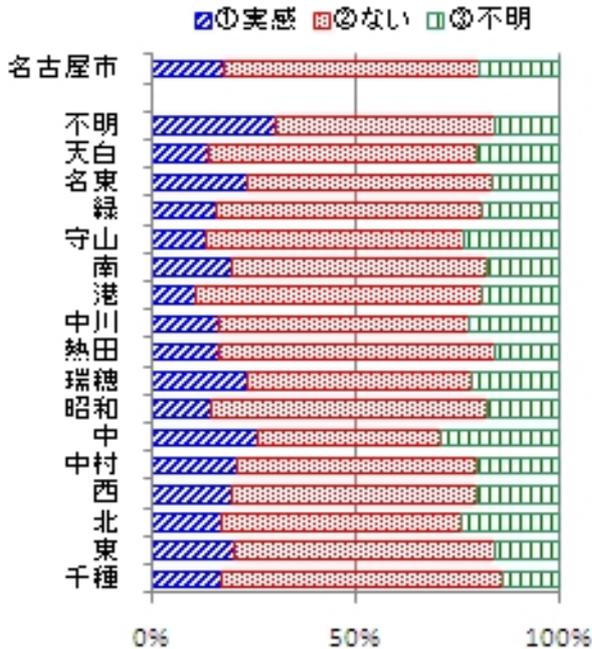
恩恵を実感しない人は62%

公約通り「金持ちは0にすべき」という人は58%

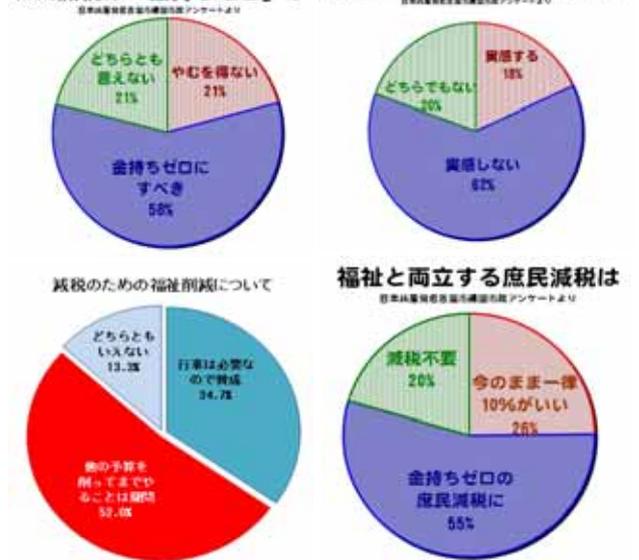
減税財源づくりのために、福祉予算などを削ることについては疑問という人が53%

「金持ちはゼロ」にして、真の「庶民減税」にすべきという方が55%でした。

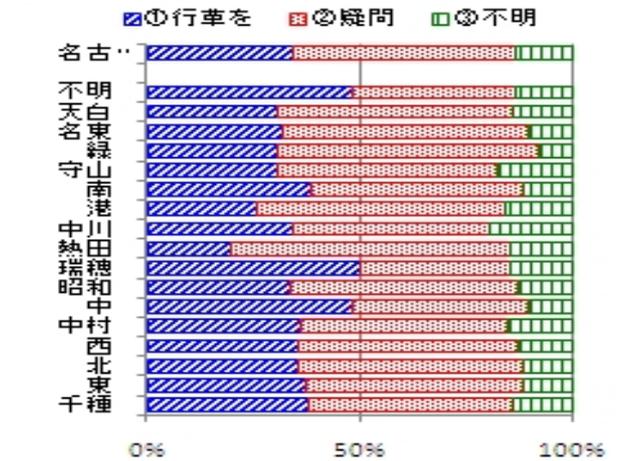
減税の恩恵を



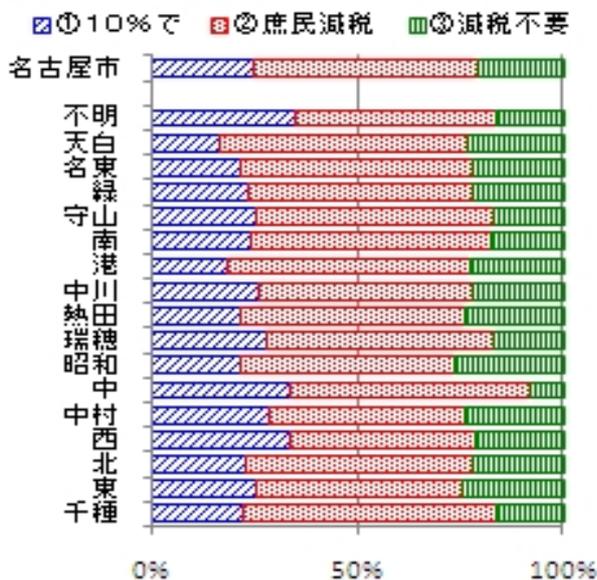
10%減税は「金持ちゼロ」か 市民税減税の恩恵を実感するか



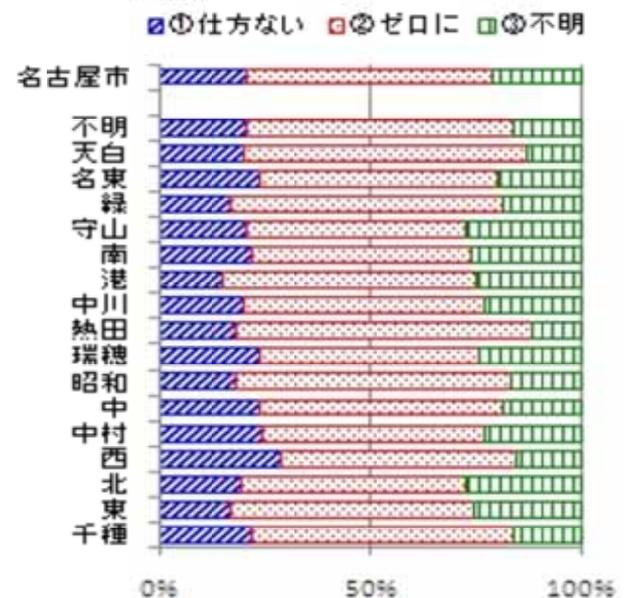
市民犠牲での減税は



福祉との両立は



金持ちゼロの減税か



4 議会改革では、議員の姿勢が問われています

議会改革についての意見では

- 議員報酬の引き下げ 72%
- 4年に1度の海外視察中止 71%
- 政務調査委の減額 57%

の順でした

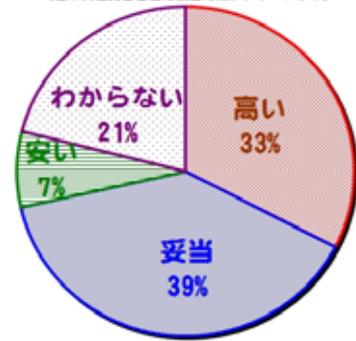
共産党が提案した1000万円の報酬金額は 妥当が39% まだ高いが33%。第三者機関の設置は67%の人が必要と答えています。

議員定数について、報酬引き下げや海外視察の削減ほどの多数ではありませんが46%が削減を求め、現在のままでよいは29%でした。



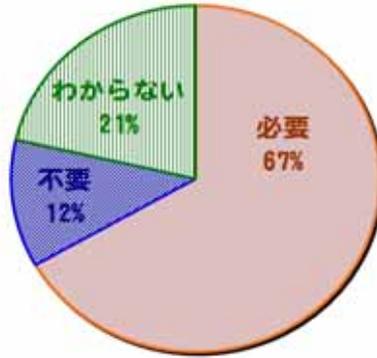
共産党提案の報酬額

1000万円について
(日本共産党名古屋市議員市政アンケートより)



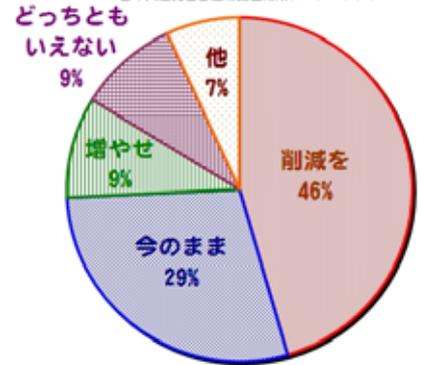
第三者機関設置について

日本共産党名古屋市議員市政アンケートより



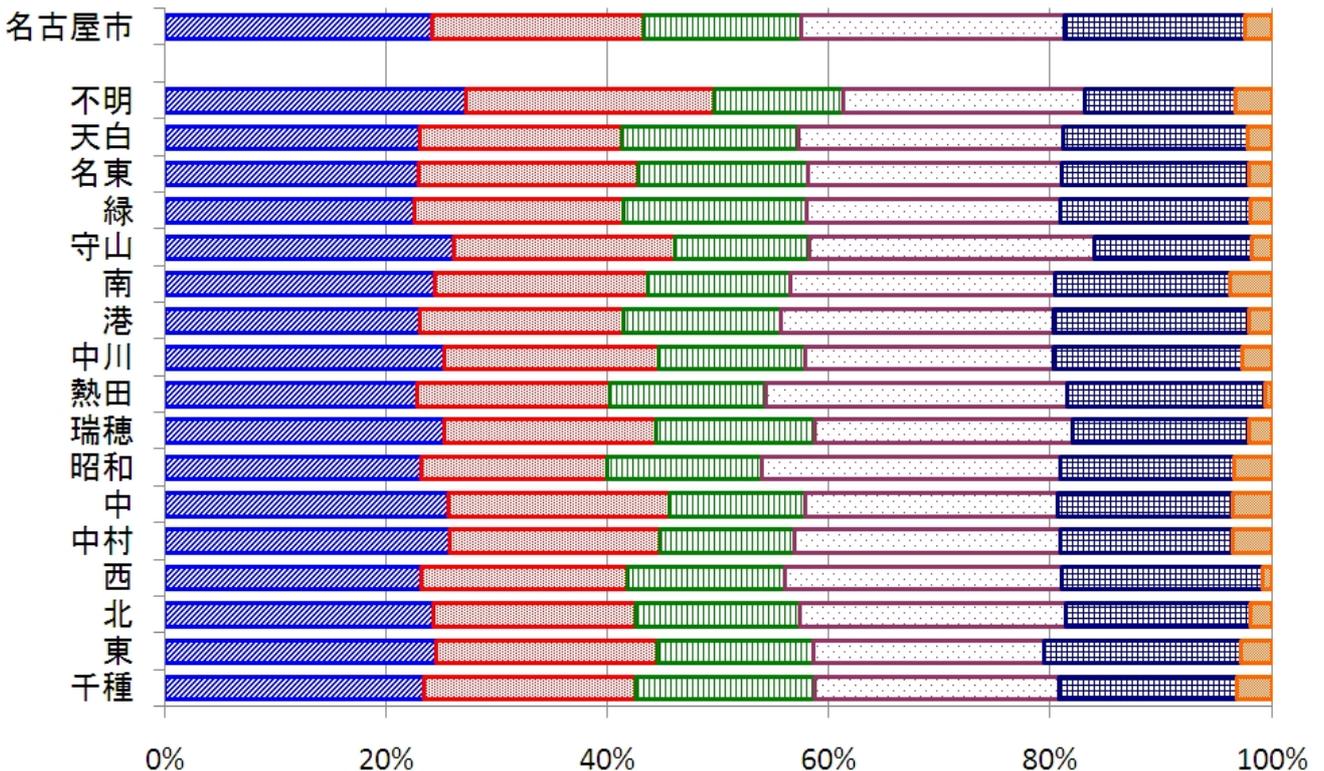
議員定数について

日本共産党名古屋市議員市政アンケートより

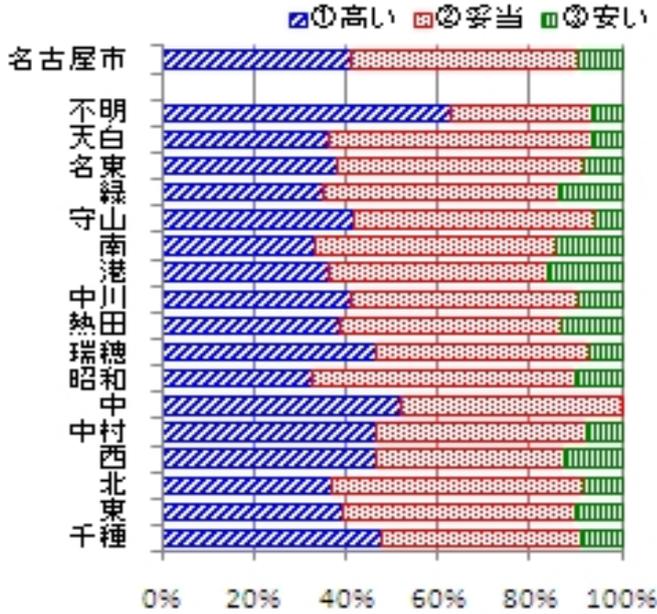


議会改革は何を

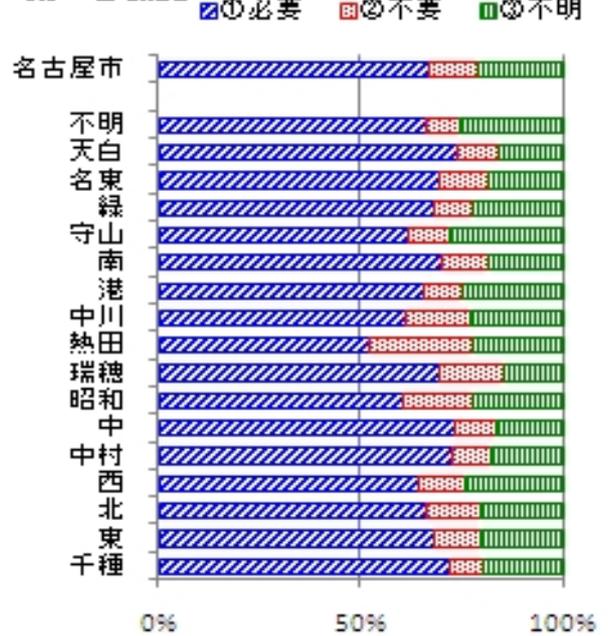
①報酬 ②政調費 ③情報 ④海外 ⑤献金 ⑥他



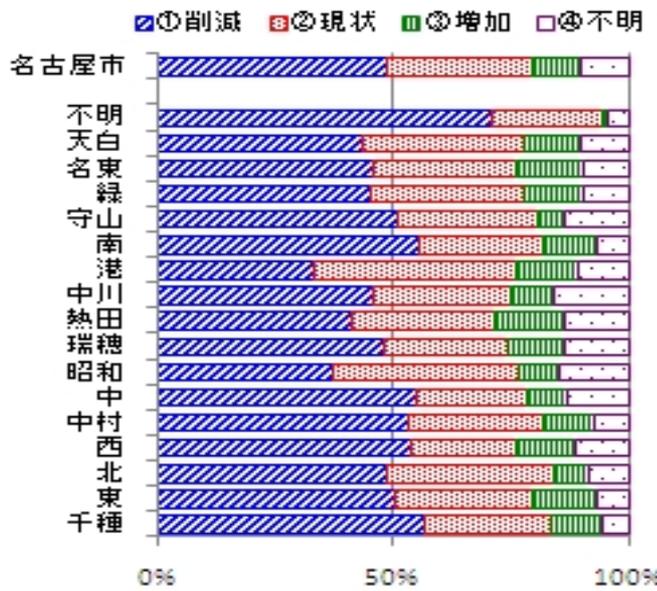
1000万円は高い



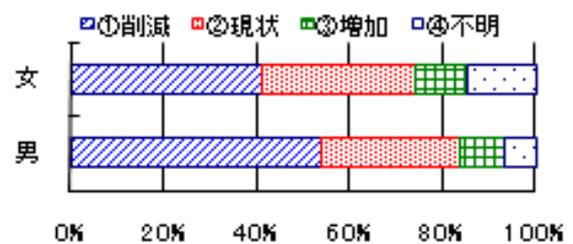
第三者機関



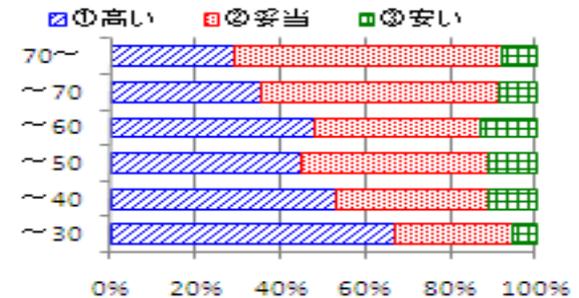
定数削減



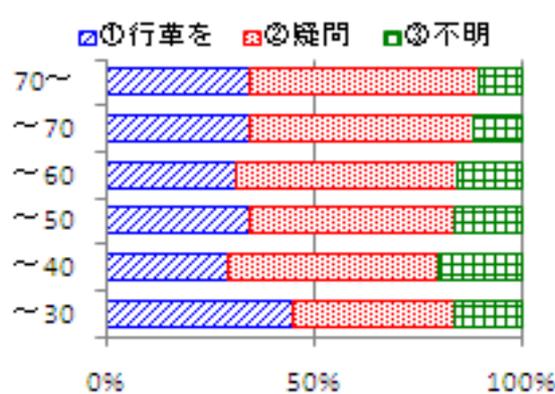
男女と議員定数



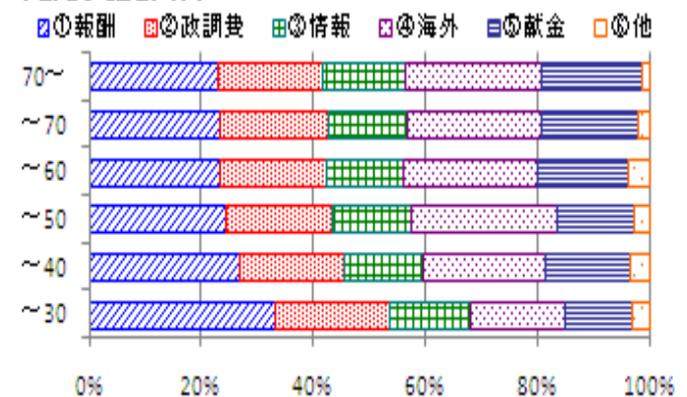
年齢別の1000万円



年齢別の市民犠牲



年齢別 議会改革



5 多くの方から期待の声

アンケートの自由記入欄や余白、裏までびっしりと意見を書いたものなど、今の政治への怒りや不満、不安の声が寄せられました。日本共産党名古屋市議団は、市民の皆さんのご協力に感謝するとともに、引き続き、アンケートに取り組み、その結果を予算要求や議会での論戦、活動に生かします。

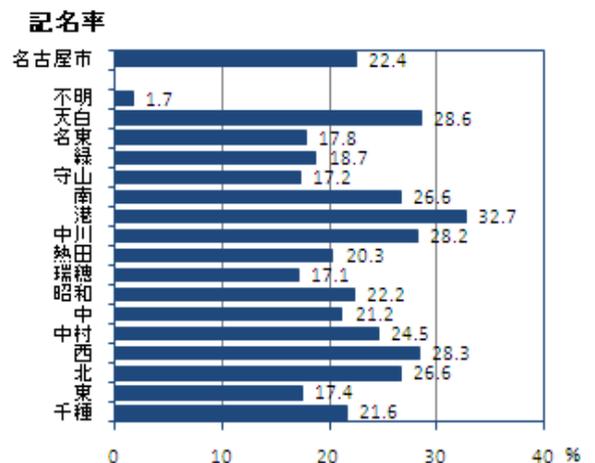
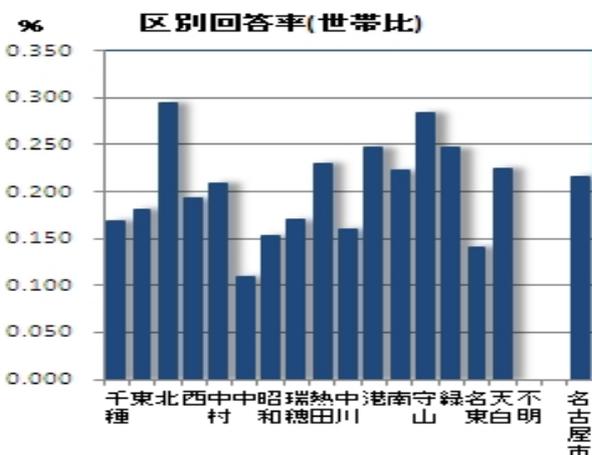
市政アンケートに寄せられた市民の声（一部）【おもに介護・福祉分野】

- ・老妻は介護施設に入所。1ヶ月10万円以上が個人負担（西区 85才 男）
- ・特養ホームの増設よりも介護する方の人員を考えて（西区 30代 男）
- ・年金が古いのがわかってもどってきた。入金されたら3年分の国保・介護保険・市県民税・後期高齢保健など納入通知が来て、16万円も支払った（西区 60代 女 主婦）
- ・自分のことは自分で（要望7項目を棒線で抹消）（北区 59才 男 会社員）
- ・介護保険・後期高齢で減免もあり。夫婦で58000円が月18～20万円の年金から天引き！何とかして（北区 80代 男）
- ・国保高いが医者金もうけ主義。薬を下さいと言うだけ（約2秒）で6000円国保から支払われる。医療費無料はダメ（北区 50代 男 自営）
- ・介護の施設にお金かけすぎ。ごうせいすぎる（北区 80代 男）
- ・障害4級 国鉄・名鉄2人でしか使用認めていない。内部障害なので1人でも認めて（北区 70代 男）
- ・高齢者医療になって保険料が3万円多くなった。医薬分業で薬局の手数料高い（北区 本人76才 妻72才 男）
- ・特養ホーム 90才以上養う義務なし（北区 70代 女）
- ・医療費3割負担の世帯単位はおかしい 個人別所得で決めて（北区 76才 男）
- ・健康な人、病院へ行かない人にもメリットほしい（北区 30代 女 主婦）
- ・父が介護療養病院に入院。1年の入所待ち。人工肛門に胃チューブ。費用も年金以上。受け入れ病院増やして（北区 50代 女 サービス業）
- ・透析している。医療費かからずありがたい（北区 70代 男）
- ・無料化は病人続出するから不可（北区 71才 男）
- ・特養ホーム増設には賛成だが職員の育成は？（北区 50代 男 公務員）
- ・特養ホームの建設より在宅サービスの質の向上（北区 70代 女）
- ・特養のスタッフが少ない（中村区 60代 女 介護職）
- ・給料が低すぎて国保にも入れない（中村区 50代 男 警備員）
- ・障害者サービスが区によって差あり。障害者がずうずうしいのに腹がたつ（中村区 50代 女 介護聯）
- ・見守りを要する高齢者世帯等への対応のため区役所福祉部の職員を増やして（中村区 40代 男 サラリーマン）
- ・特養の不足をいったい、いつまで放置するのか（中村区 50代 男 会社員）
- ・国保料年間2万5000円上がった。介護保険料は支払っていても受けられない不安ある。夫婦で減税2400円では何ともならない（千種区 60代 女）
- ・アスペルガー。大人でも生活保護受けられないか（千種区 50代 女 パート）
- ・資格証明書の発行をする役所を指導して（千種区 30代 男 自営）
- ・不妊治療の保険適応を（千種区 30代 女 主婦）
- ・第2日赤病院で頭と心臓の検査1回5～7万円。予約断ると5万円の罰金の注意書き。TV1回100円は高い（千種区 71才 男）
- ・病院の医療従事者（特に夜勤）の手当て上げるべき。人手不足でヘトヘト（千種区 60代 女）
- ・国保高すぎる。7月1日から月々45000円66000円に上がり一気に21000円もアップ。家計圧迫。21000円のために私は夜の掃除のパートを始めクタクタ。年額792000円ありえない（千種区 40代 女 パート）
- ・すべての要望の解決には金がかかる。その費用はどこから出てくるのか（東区 75才 男）
- ・障害者福祉、精神障害2級、現在働けず障害年金で家族3人とくらしている。精神は知的・身体と比べて差が

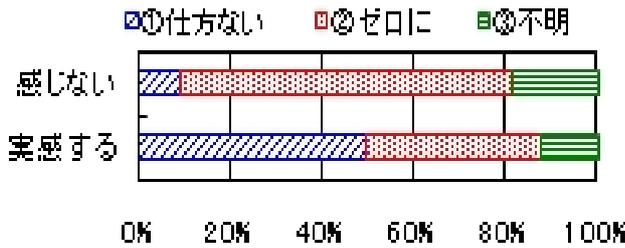
- ある。同等に扱って(東区 30代 男)
- ・生活保護なのによい生活をしている人が多い。年金より給付金が多いのは納得できない(東区 30代 男 自由業)
 - ・国保の過去の支払い分が請求され年金暮らしのため困っている。少しのケガ、病気でも病院に行かずにまんしている 保険証を使用しない者に半額なり免除にして(緑区 無記入)
 - ・特養ホームの待ち時間が長過ぎる。個室か相部屋かは利用者にアンケートをとって判断し建設すべき(緑区 61才 男)
 - ・民間介護施設で働く看護師・介護福祉士の労働環境改善を。社会福祉法人は営利目的のみが多い。立ち入り検査は行政の責任(緑区 50代 男 団体職員)
 - ・子どもに対する政策多すぎる(緑区 40代 女 教師)
 - ・夫は8年前から認知症。介護度4。介護負担が辛い。パートに行っているが介護入所時間をもうすこし長くして(緑区 65才 妻 主婦)
 - ・介護負担払うだけで、介護なく他界(不平等)(緑区 60代 女 主婦)
 - ・国保引下げとてもうれしい。介護保険料が高い。水道代2人分で8000円困る 役所にあそんでいる人が多い。もっと減らせ(緑区 69才 女 主婦)
 - ・国保、所得は増えないのに5万円も増加。「市民全体の所得が減少したので」「掛け金料率が増加した」という市の説明に納得できない。減税が1万3000円余なのにその数倍の国保負担増はおかしい(緑区)
 - ・老老介護年金生活。夫80 妻72(介護2)貯金なし 特養ホーム以外入れる施設なし。もっと増やして(緑区 80代 男)
 - ・終末介護の家族への負担減少、議員の中で何%が終末まで介護なされた?(緑区 65才 男)
 - ・生活保護を受けている人間が朝からたばこをふかして喫茶店でモーニング。税金を払うのがバカらしい。貧乏人は、のたれ死にして当然(緑区)
 - ・年金で入所できる特養を(緑区 30代 女 医療)
 - ・自分のことは自分でやらなければ国は破綻します(緑区 69才 男)
 - ・特養600人待ち。入るまでに30年かかる。なんのための介護保険料か。休校・廃校の学校を保育園と老人ホームに(緑区 69才 男)
 - ・雇用が安定すれば税金とかみんな払う(緑区 30代 男 会社員)
 - ・弟が身障者(1種1級)で1人暮らし。今年65才になってサービス低下。負担金額が増えたとのこと。なぜそうなるのか(港区 70代 男)
 - ・後期高齢保険料が前年より15%上がった(港区 74才 男)
 - ・年収200万円前後で保険料17000円高すぎる。200万円未満の人には1万円以下に。月7000~8000円が妥当(港区 50代 男 飲食業)
 - ・妹の夫92才で老人ホームに入っている。減額が無料にならないか(港区 80代 男)
 - ・国保、失業して収入ないのに昨年の収入で205600円。払える訳がない(港区 72才 男)
 - ・年金所得116万円くらいなのに9万円以上の保険料。何とかならないか。市職員はもらいすぎ(港区 70代 女)
 - ・何のためのアンケート。票集めですか(中川区 50代 女)
 - ・発達障害に手帳を。私の子ADHDとLDの合併。愛護も精神手帳も対象外。デイサービスも受けられず授業も遅れそうで親が大変。私はうつ病で休職中。手帳は3級。医療費は自立支援で1割ですが、きついです(中川区 30代 女 休職中)
 - ・国保349400円は非常にきつい(中川区 68才 男 アルバイト)
 - ・特養増設。昨年妻を死亡させた。入所申請したが入所できないまま(中川区 81才 男)
 - ・1人暮らしの人への生活支援(中川区 40代 男 契約社員)
 - ・国保10万円上がって驚いている。夫婦2人で年間27万円くらい(中川区 70代 男)
 - ・国保・減税の関係をわかりやすく説明して(昭和区 60代 男)
 - ・特養の増設。国保引き下げ。老老介護が多い。スーパー閉店で買い物遠くなった(瑞穂区 60代 女)

- ・学校給食まで無料にする必要ない(20代 女 主婦)
- ・入居費の高い老人ホームはたくさんできているが高嶺の花。安くて安心して生活できる施設がもっとたくさんほしい。オランダに旅行した時老人ホームをたくさん建設中。「国が赤字でも必要」とガイドさんが話していた。中区は人口減、空き教室を保育所・宅老所に(中区 60代 女 主婦)
- ・高校無料化や給食無料化をするお金があったら保育園・学童保育所・老人ホームなどをポストの数ほど作ってほしい(熱田区 50代 女)
- ・老人は戦中戦後凄惨な苦しみ。日本の国を復興してきた。医療老人を大切にしてください(南区 77才 女)
- ・共産党の提案はみんな賛成ですが、財政は大丈夫ですか(南区 78才 男)
- ・母子家庭の待遇も厚すぎ。周りの母子家庭は海外旅行、一軒家、もっと調べて。老健に母が入っている。老人福祉・低所得者の援助を手厚く(南区 40代 女 主婦)
- ・特養ホーム利用者の月額10万円とする。補助金で負担する(南区 70代 男)
- ・国保高すぎる。1万円引き下げでなく1年か半年以上使わなかったら健康優良人として1万円・5千円位お祝い金を(南区 64才 女 家事)
- ・他府県に住む親に仕送りをしているが、その費用について所得から控除できる制度つくって(守山区 60代 女)
- ・学校・病院の耐震を(守山区 60代 女)
- ・特養ホーム増設。すべて国営にして80才を過ぎたら希望者全員は入れるしくみにして(守山区 65才 女 介護パート)
- ・児相の内部改革・公表。大阪で2人の子なくなった。くりかえさないように(守山区 60代 男)
- ・介護虐待を防ぐ意味での介護負担の軽減。障害者・児福祉の保障。ケアホーム・グループホームの増設。ガイドヘルプなどの活動の場、増やして(守山区 20代 女 福祉)
- ・介護職員の20%給与アップ。給食を有料化すればできる(守山区 60代 男)
- ・税金・保険料などとりすぎ。収入の4割もってかれて、その分国が何してくれてるの?(守山区 35才 男 自営)
- ・国保 年収の1割とはあまりに高負担(名東区 60代 女 主婦)
- ・いまのままで充分だ(名東区 60代 男 自営)
- ・野並水害から10年。毎年土砂の浚渫を(天白区 60代 男)
- ・食べていだけでせいっぱい。年金暮らしはつらいです(天白区 70代 女)
- ・国保の負担は皆で。高齢者優遇は中止しましょう(天白区 46才 男 会社員)
- ・子どもの保育園入園に苦労した。3歳児の2年間入園待機がザラでした。非正規社員だったので、子どもは1人のまま。国を恨めしく思った。今は年老いた親の介護に直面。特養入居数百人待ち。名古屋市長は対策を講じていない(天白区 30代 男 公務員)

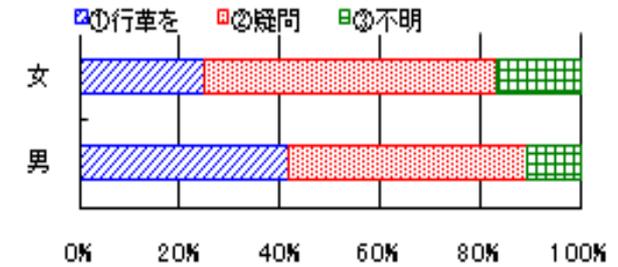
6 参考資料



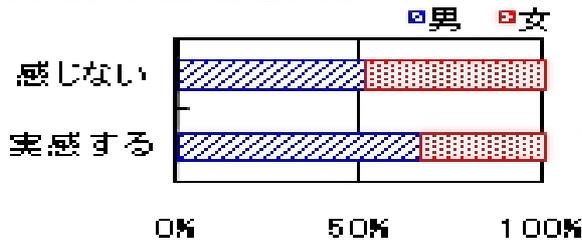
減税の恩恵と金持ちゼロの評価



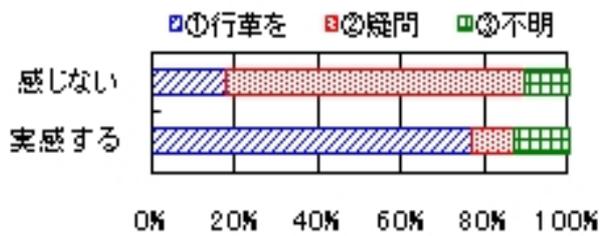
男女と市民犠牲



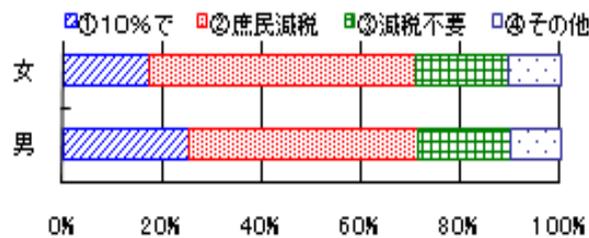
減税の恩恵と男女



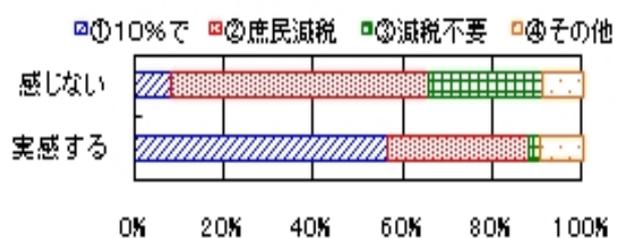
減税の恩恵と行革の是非



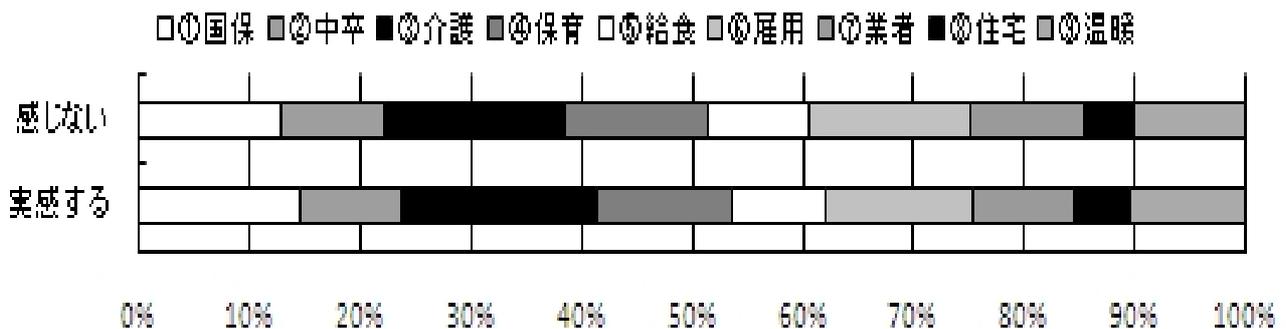
男女と両立



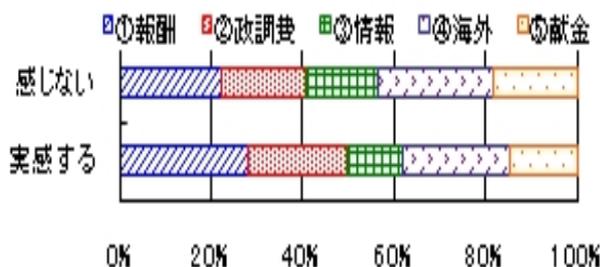
減税の恩恵と福祉の両立



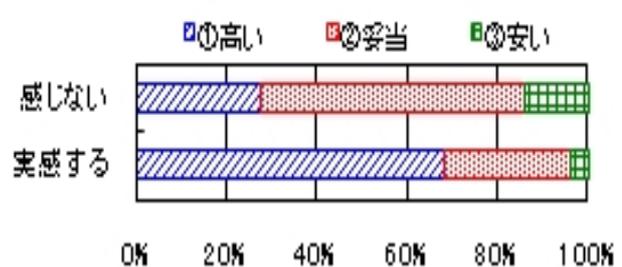
減税の恩恵と要望



減税の実感と議会改革



減税の恩恵と1000万円



資料2 今後の市政運営及び平成23年度予算編成について (10月27日)

今後の市政運営及び平成23年度予算編成についての私の基本的な考え方を以下のとおり述べますので、これを踏まえ、適切に対応していただきたいと思います。

現在、本市の新たな総合計画である中期戦略ビジョンに関しては、その策定について議会がその権限を超えた議決を行ったため愛知県知事へ審査の申立てをしているところです。

中期戦略ビジョンは、私がめざす市政の基本的な方向性を明らかにするために、アンケートやタウンミーティングなどを通じていただいた多くの市民の皆様のご意見を反映させながら策定してきたものであり、また、その内容の大半については原案通り議決されていることを踏まえ、今後の市政運営の拠り所としていきたいと考えています。

私としては、現在でも、平成22年6月定例会に提案した原案が最善であると信じているので、この点を念頭に置いて、市政運営を行っていただきたいと思います。

したがって、平成23年度の予算編成にあたっては、依然として厳しい財政状況にあるなか、中期戦略ビジョンに掲げる「5つのまちの姿」をめざし、私の一丁目一番地の施策である市民税減税はじめとする施策を推進することとします。

そのため、これまでの経営会議等でお示したとおり、福祉、教育分野をはじめとした必要な市民サービスを確保しつつ、定員などの人件費、内部管理事務、施策・事務事業の見直しや、歳入の確保などの行財政改革を進め、財源の確保をしまいに考えております。
(名古屋市長 河村 たかし)

資料3 2009年度予算編成に対する重点要求 (10月29日)**2011年度名古屋市予算編成にあたっての重点要望書**

2008年秋のリーマンショックから2年経ちました。大企業の業績は「V字回復」と言われていますが、市民の生活と営業は悪化がつづき、将来不安がつづいています。

市内の生活保護受給世帯数や国民健康保険料滞納世帯数は過去最多です。特別養護老人ホーム入所待機者は5千5百人を超え、介護悲劇はあとを絶ちません。新卒者は就職難に悩み、勤労市民も雇用者報酬がきびしく抑制され、子育てや教育の困難に苦しんでいます。地域経済の主役である中小企業・自営業者は、急激な円高の追い打ちを受け、倒産・廃業の危機から抜け出せません。

いま、国にも地方自治体にも、住民の命と暮らし、雇用と中小企業を守ることを第一にする政治が求められています。

ところが、民主党政権は、財界・大企業応援の「新成長戦略」を政策の中心にすえ、その一方で、高齢者医療や介護サービスの新たな自己負担増、消費税増税を計画しています。

「地域主権改革」は、国の福祉・社会保障責任の解体、「二元代表制」の事実上の否定と地方議会の形骸化、住民自治の縮小・破壊につながる方向です。また、憲法9条を蹂躪し、さらなる軍拡と海外派兵の道を突き進もうとしています。これでは、自公政権の政策への逆戻りといわなければなりません。

このような状況のもと、名古屋市政には、政権の危険な方向を許さず、憲法と地方自治法の精神に立ち、「住民福祉の機関」としての役割を大いに発揮し、市民の切実な要求を実現する取り組みが求められています。

しかし、河村市政の「減税」は公約違反の金持ち減税であり、市立病院の民間売却・地域医療の縮小など市の福祉責任放棄をもたらす「行財政改革」を加速させています。「議会改革」は二元代表制を否定する立場から、市議選への小選挙区制導入・定数半減など多様な民意の削減、議会無力化、市長強権化につながるものです。

日本共産党市議団が9月以降におこなった「市民アンケート」に多数の回答が寄せられました。暮らしの政策では、介護負担の軽減と特別養護老人ホームの増設、正規雇用の拡大、国民健康保険料引き下げなどを求めています。市民税減税については、「実感がない」が6割をこえ、福祉削減を懸念し、「『金持ちはゼ口』の庶民減税」を求める声が多数です。

日本共産党名古屋市議団は2011年度予算編成にあたり、貴職にたいし、福祉、介護、雇用、子育て、中小企業・自営業者支援の緊急対策とともに、わが名古屋が安心・希望・発展の方向に力強く前進するよう、以

下の政策の実施を要望します。

2011年度予算編成にあたっての重点要求

一、「安心・希望・発展」の名古屋のための緊急要望

(1) 介護・福祉・子育て、市民生活の要求にただちにこたえる

1. 介護保険の保険料を引き下げるとともに、保険料・利用料の減免制度を拡充する。特別養護老人ホームなど必要な介護保険施設の整備を急いですすめ、家族介護の負担を解消する。
2. 後期高齢者医療制度の撤廃を国に求める。福祉給付金制度を拡充して、75歳以上の高齢者の医療費を無料にする。
3. 70～74歳の医療費窓口負担を1割に据え置くよう国に求める。
4. 国民健康保険料を一人当たり年間1万円引き下げる。国民健康保険でも後期高齢者医療でも、資格証明書の発行を行わない。一部負担金減免制度の活用をはかる。
5. 生活保護については、国にたいして住宅扶助基準額の引き上げ、老齢加算の復活を求める。ケースワーカーは配置基準を満たすよう増員する。
6. 保育所入所待機児童解消のため、認可保育園を増設する。同時入所の第2子保育料無料化など保育料を引き下げる。
7. 子どもの医療費は、通院も中学校卒業まで無料にする。
8. 学校給食を無料にする。就学援助の所得基準は、生活保護基準の1.3倍相当に戻す。
9. 「住まいは人権」の立場に立った「住宅基本条例」を制定する。市営住宅を増設し、新婚世帯や単身青年世帯にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設する。
10. ぜん息など大気汚染による新たな健康被害者にたいする医療費助成を創設する。
11. 納税者の権利を制度的に保障する「名古屋市納税者憲章」を制定する。税務事務所集約化によって引き起こされた、市民の実態を考慮しない取り立てを改める。

(2) 医療、教育、環境保全 市民の現在と未来に行政が責任を果たす

12. 市立病院の縮小、民営化、指定管理者制度導入は行わず、一般会計からの繰り入れで経営を安定させ、地域医療を担うにふさわしく充実させる。
13. 医学部定員の1.5倍加を国に求めつつ、医師・看護師の確保や救急医療の充実に努める。
14. 知的障害者更生施設「希望荘」を民営化せず直営を維持する。
15. 30人以下学級を3年生以上にも段階的に導入する。教員不足に対応するため、経験豊かな臨時教員を積極的に正規採用する。
16. 小規模校の統廃合計画は、その主たる目的は財政負担の軽減である。統廃合ではなく、小規模校の良さをいかした教育が行えるよう、必要な条件整備を行う。
17. 「低炭素都市2050なごや戦略」で示された、CO2を2020年までに25%削減(90年比)する中期目標を達成するための具体的方策を定める「地球温暖化対策条例」と「行動計画」を策定する。
18. ごみ減量のため、拡大生産者責任を徹底するよう国に求めるとともに、容器包装以外のプラスチックの資源化をすすめる。
19. 高齢化がすすむなか、市民の足を守り、地域経済活性化にも貢献する市バス路線を充実させる。自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」にする目標を改めて明確にし、公共交通の充実を図るとともに、「自転車利用の適正化」を目的とした自転車駐車場有料化を見直す。
20. 市内の里山など多様な自然生態系の保全・再生をはかる。

(3) 雇用と中小企業をあたためる内需拡大型の経済成長戦略を

21. 「中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役である」(『中小企業憲章』)の立場で、中小企業や自営業者の代表が参加した会議を設け、中小企業振興を中心とした地域経済の発展ビジョンをつくる。円高不況の影響調査など市内中小企業全事業所の実態調査を行う。
22. 仕事不足に悩む建築関連業者の仕事おこしとして、住宅リフォーム助成制度を創設し、市民の居住環境改善を進める。
23. 円高不況の特別融資・保証を拡充する。仕事のないところは工場家賃や設備リース料など固定費の直接補助を行う。不当な下請けいじめを是正し、下請け業者を守る相談体制を強化する。

24. 公共事業は小規模・生活密着型、福祉型に転換し、分離分割発注をすすめ、中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。
25. 「公契約条例」を制定し、公共事業・委託事業で働く労働者の賃金を時給1000円以上とする。
26. 市長先頭に大企業や経営者団体にたいして、新卒者の採用拡大など正規採用を増やすよう働きかける。国に対し労働者派遣法の抜本改正を働きかける。
27. 市が直接行える雇用対策として、生活保護ケースワーカー、市立病院の医師・看護師、保育士、消防士など市民生活に必要な分野で市職員の正規採用を増やす。ヘルパーの資格取得支援などで介護職員を増やす。
28. 大型店の進出・撤退や24時間営業などにたいして市独自の規制を行い、地域環境を保全し、商店街に賑わいをとり戻す。

二、減税・地域委員会・議会改革 「構造改革」ではなく真に「市民が主人公」の改革を

- (1) 「大企業・金持ち優遇減税」は継続ではなく、真の庶民減税に切りかえる
29. 「福祉の構造改革」を目的とした「大企業・金持ち優遇減税」をやめ、生活支援を目的とした真の庶民減税に改める。個人市民税減税に所得制限を設け、法人市民税減税を行わない。財政状況と景気動向を見定め、単年度ごとの実施とする。減税の財源は、福祉予算の削減に求めず、不要不急の大型事業の中止・見直しで確保する。
 30. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、事実上「JR博物館」づくりを市が支援するものとなっており、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
 31. 名古屋城本丸御殿復元は、いまだ税金の使い方に対する市民合意が得られておらず、いまからでも見直せる部分は見直す。木造天守閣再建(推定事業費500億円)はすすめない。
 32. 航空需要がない中で、中部国際空港の第2滑走路建設はすすめない。
 33. 「都市再生」事業を見直し、超高層ビル建設への補助金は支出しない。
 34. 国直轄道路事業負担金については、必要な事業は国の責任と負担で行なうよう抜本的な見直しを求め、負担金の支出を拒否する。
 35. 木曾川水系連絡導水路は事業中止を求め、市は事業から撤退する。
 36. 陽子線がん治療施設は国、県の財政支援を求める。
- (2) 「地域委員会」を構造改革の受け皿とせず、市民の「安心と参加」の市政へ
37. 「地域委員会」については、地域コミュニティを担ってきた町内会・自治会および学区連絡協議会の役割を踏まえつつ、住民自治の新しい仕組みとして発展するように、モデル実施状況を慎重に検討し、学区ごとに意見交換会を開くなど住民参加のもとで制度のあり方を検討する。この制度を、行政責任を放棄し、安上がりにより市民を利用するものにしてはならない
 38. 「公の施設の在り方に関する報告書」にもとづく市立施設(病院、障害者施設、保育園、児童福祉施設など)の廃止・民営化・指定管理者制度導入や、ごみ収集や市バス営業所の民間委託をすすめない。
 39. 保育所の最低基準の緩和など、ナショナルミニマムをくずす国の「義務づけ」「枠づけ」の見直しに反対する。「認証保育所」や「名古屋市保育施策検討会議」など、市独自の規制緩和は行わない。
- (3) 二元代表制に基づく議会改革と、憲法の精神を生かす市政を
40. 議員報酬や議員定数をはじめ、議会の在り方にかかわる改革は、議会が自主的に決める事柄であり、市長が議会に押し付けるべきではない。二元代表制を堅持する立場で制定された「議会基本条例」に基づく議会の自主的な改革を尊重し、議会報告会開催の予算等、議会が必要と認める議会経費は計上する。
 41. 市長も市会議員も、企業団体献金を受け取らないとともに、市事業受託企業や公共事業受注企業の役員からの献金もやめる。
 42. 市事業受託企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
 43. 地方自治における直接民主主義を保障するため、常設型の「住民投票条例」を制定する。
 44. 侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流をすすめ、「平和市長会議」に加盟するなど憲法9条にもとづく都市外交を広げる。「非核名古屋都市宣言」を行う。
 45. 自衛隊や米軍による名古屋港の軍事利用に反対するとともに、「核装備をしていない証明」がなければ米艦船が名古屋港に入港できないようにする。名古屋空港の基地機能強化に反対する。
 46. 戦争協力となる「国民保護法」の撤廃を国に求めるとともに、「名古屋市民国民保護計画」にもとづく訓練などを市民に強制しない。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
915-2705



(西区)
わしの恵子
532-7965



(昭和区)
さとう典生
853-2801



(中川区)
江上博之
363-1450



(港区)
山口清明
651-1002



(守山区)
くれまつ順子
793-8894



(緑区)
かとう典子
892-5190



(天白区)
田口かずと
808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
052(972)2071 fax 052(972)4190
e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 (168)

2010年10月30日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>